

福山市一般廃棄物処理基本計画

2016年（平成28年）3月 策定

2021年（令和3年）3月 改定

福 山 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画見直しの背景.....	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1
3 計画対象範囲.....	2
4 計画期間	2
第 2 章 地域の概要.....	3
1 自然条件	3
2 社会条件	5
3 第五次福山市総合計画の概要	11
第 3 章 ごみ処理基本計画	12
1 ごみ処理の現状.....	12
2 ごみ処理の課題	71
3 基本方針	74
4 数値目標.....	75
5 施策の内容.....	76
6 施策の具体的な取組内容.....	77
第 4 章 生活排水処理基本計画.....	102
1 生活排水処理の現状と課題.....	102
2 生活排水処理計画.....	112
3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	116
4 その他.....	117
第 5 章 計画の進捗管理	118

第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの背景

高度経済成長期の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の中で、廃棄物が急激に増加したことから、廃棄物を減らし、資源を循環利用する循環型社会を構築することが求められている。

廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、循環型社会への転換が進められている。

また、2015年（平成27年）9月には、国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。これを受けて、国においては、2018年（平成30年）に、「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、施策を進めている。

本市においては、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき「福山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の減量化・資源化や効率的な収集運搬体制の構築、中間処理施設の整備など安定的な適正処理を推進してきた。2016年（平成28年）3月に策定した現行計画の中間目標年次が2020年度（令和2年度）であることから、中間見直しを行う必要がある。

また、本市では、3つの焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター）がいずれも老朽化していることや福山リサイクル発電事業が2024年（令和6年）3月で終了する予定であることから、新たな可燃ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設（以下「次期ごみ処理施設」という。）の整備を計画している。今後、中間処理体制の変更により、リサイクル率や最終処分量が大きく変わる見込みであることから、目標値についても見直す必要がある。

このため、中間評価及び必要な見直しを行うとともに、国や県の動向等を踏まえて、「福山市一般廃棄物処理基本計画」を改定する。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画と関連計画との関係は、図1-2-1に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとする。

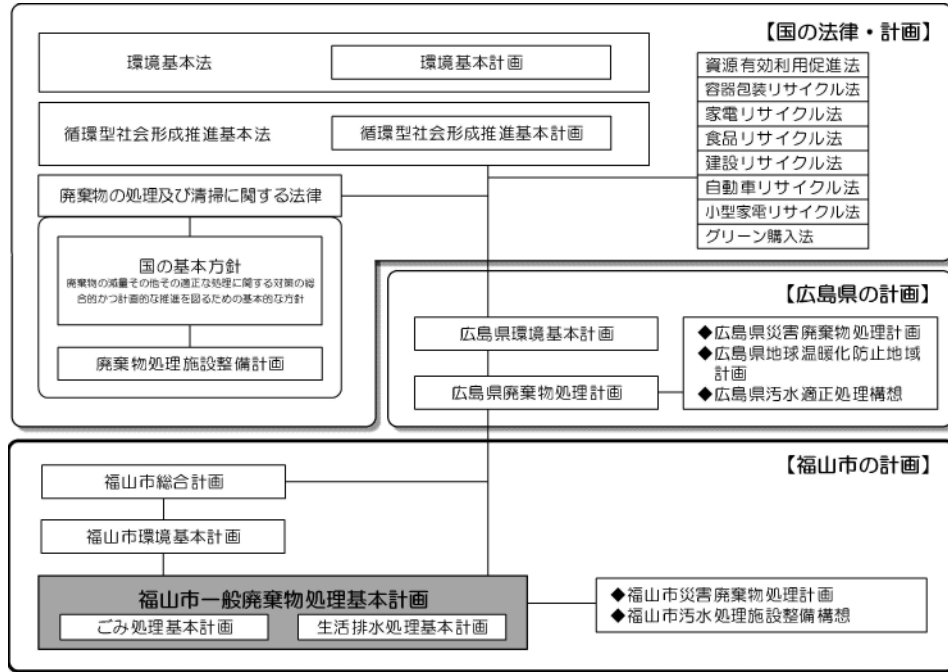


図 1-2-1 本計画の位置付け

3 計画対象範囲

本計画で対象とする廃棄物は、図 1-3-1 に示すとおりであり、本市区域内から発生する一般廃棄物（ごみ〔固形状のもの〕及び生活排水〔液状のもの〕）を対象とする。

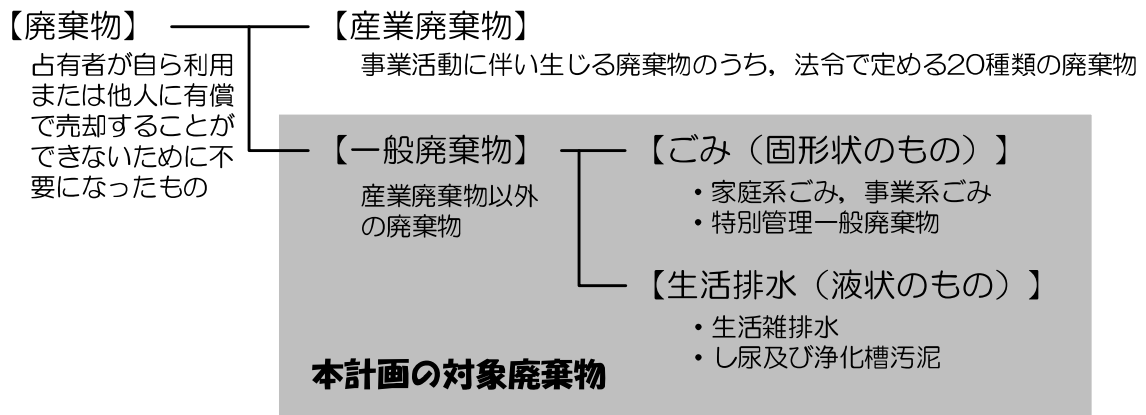


図 1-3-1 計画対象廃棄物

4 計画期間

本計画における計画期間は、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年間とし、計画目標年次を2025年度（令和7年度）とする。

なお、本計画では、2014年度（平成26年度）を数値目標を設定するうえでの基準年度とする。

第2章 地域の概要

1 自然条件

1.1 位置、地勢及び地質

本市の位置は図 2-1-1 に示すとおりである。

本市は広島県の東南端、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部にあり、南北 45.7km、東西 29.5km にわたり、面積 518.14 km²である。

地形は全体的に見ると、平たんな高原やなだらかな丘陵群と比較的広い沖積平野で構成されており、山系は標高 200m から 600m で、北部に京ノ上山、馬乗山、蛇円山、西部に大谷山、高増山があり、南部には彦山、熊ヶ峰を中心とした小山が連なり、東部は低い丘陵となっている。

その中央部を流れている一級河川の芦田川は、中国地方有数の河川で、市の東北部及び中部の 50 余の支流をあわせ、その下流に福山三角洲を形成し、瀬戸内海に注いでいる。

一方、市の西部、南部にも藤井川、山南川などの二級河川をはじめとする多くの中小河川があり、その下流に平地を形成している。

また、南方海上には、仙酔島、走島、宇治島、田島、横島などの島々がある。

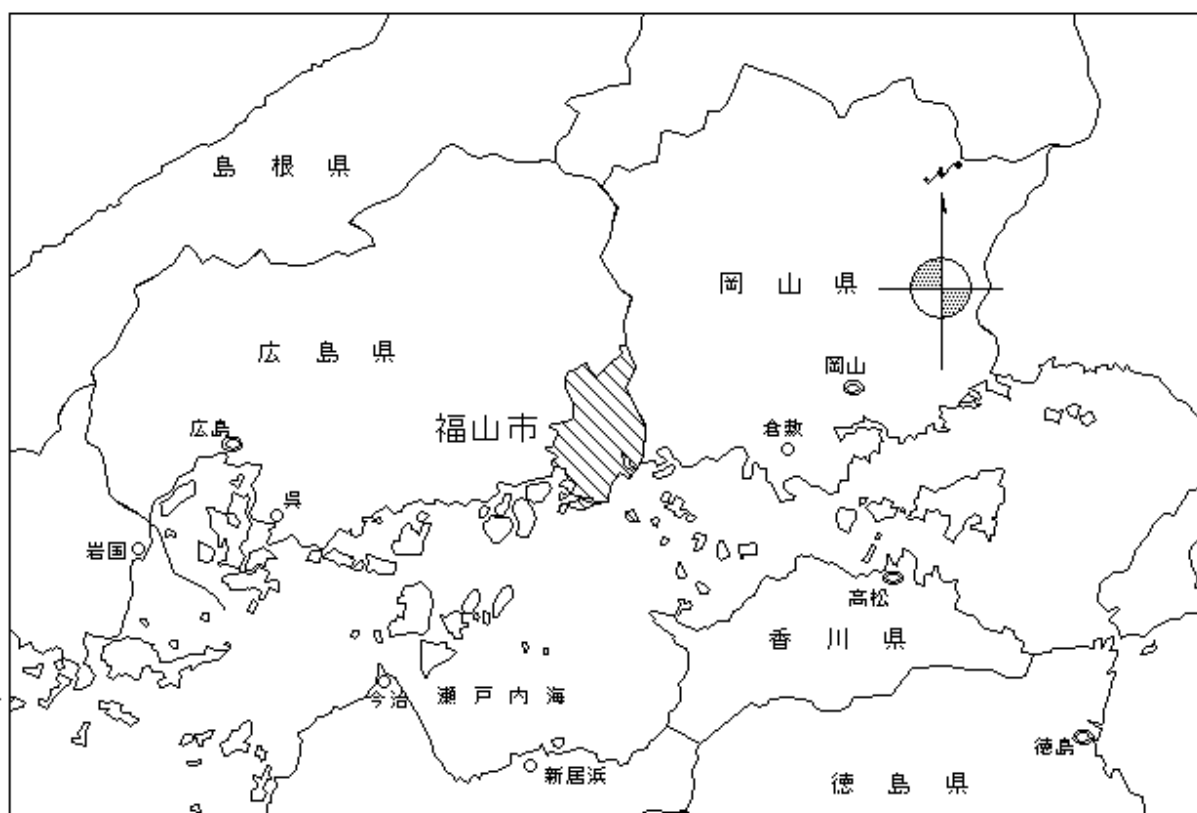


図 2-1-1 福山市の位置図

1.2 気象

本市の気象は図 2-1-2 及び表 2-1-1 に示すとおりである。

本市の気候は、温暖で雨量が少なく晴天の日が多い典型的な瀬戸内海式気候であり、年平均気温は 16℃程度、年間降水量は 1,300mm 程度である。

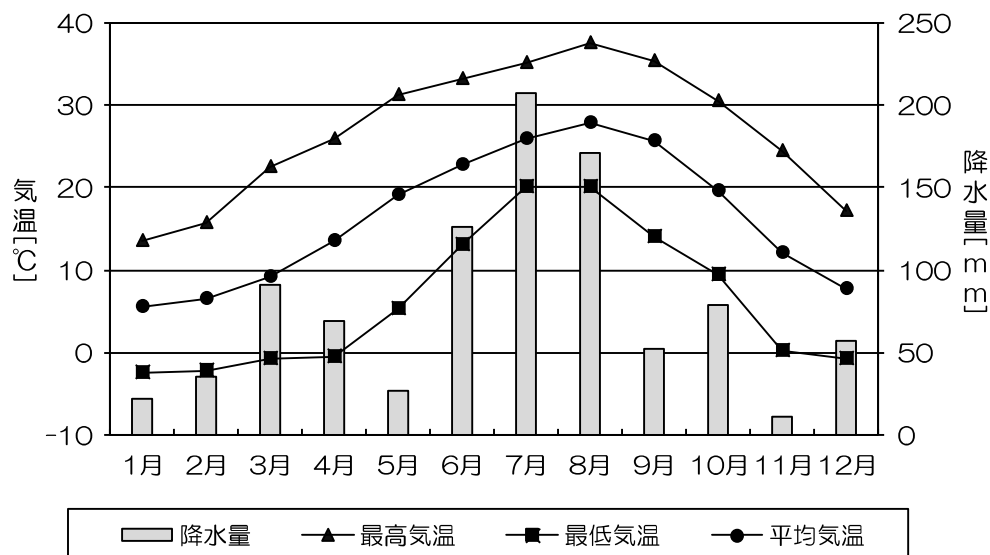


図 2-1-2 気象の概要 (2019 年〔令和元年〕)

表 2-1-1 気象の概要

	最高気温[°C]	最低気温[°C]	平均気温[°C]	降水量[mm]
2014 年 (平成 26 年)	36.0	-3.3	15.3	1,123.5
2015 年 (平成 27 年)	35.6	-4.3	15.7	1,276.5
2016 年 (平成 28 年)	36.4	-8.1	16.4	1,552.0
2017 年 (平成 29 年)	37.6	-3.7	15.4	1,269.0
2018 年 (平成 30 年)	37.6	-6.4	15.9	1,582.0
2019 年 (令和元年)	37.5	-2.5	16.2	947.5

出典) 統計ふくやま 2019 年 (令和元年) 版

2 社会条件

2.1 人口

本市の人口の推移は、図 2-2-1 に示すとおりである。

住民基本台帳によると、2019年度（令和元年度）の総人口は467,837人、人口密度は903人/km²となっている。人口は、減少傾向で推移している。

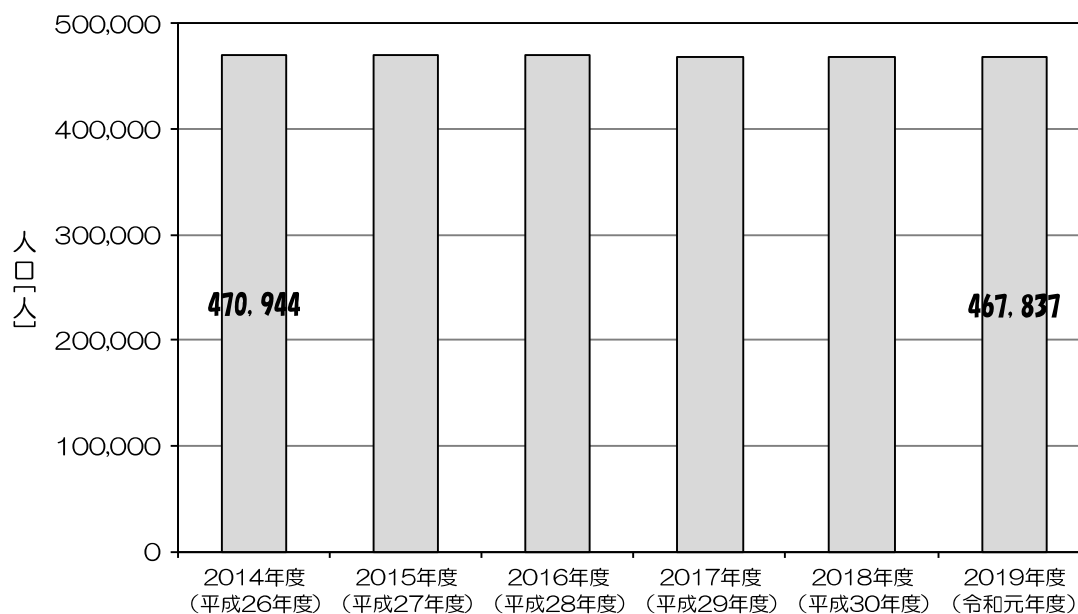


図 2-2-1 人口の推移

2.2 産業構造

本市における産業別就業者数は表 2-2-1 に示すとおりである。

2016 年（平成 28 年）の本市の産業構造は、製造業及び卸売業、小売業が多くなっている。事業所数は 21,032 か所、従業者数は 213,750 人となっている。

表 2-2-1 産業構造

	2012 年（平成 24 年）		2014 年（平成 26 年）		2016 年（平成 28 年）	
	事業所 [か所]	従業者 [人]	事業所 [か所]	従業者 [人]	事業所 [か所]	従業者 [人]
農林漁業	40	316	42	322	39	403
鉱業、採石業、砂利採取業	4	12	1	2	1	3
建設業	1,884	15,522	1,840	15,220	1,786	14,908
製造業	2,764	45,487	2,671	44,868	2,551	44,672
電気・ガス・熱供給・水道業	10	569	18	873	8	506
情報通信業	181	2,180	157	1,906	141	1,872
運輸業、郵便業	543	15,454	521	14,337	508	14,861
卸売業、小売業	5,595	43,813	5,647	45,459	5,448	45,208
金融業、保険業	353	4,041	375	4,189	369	4,150
不動産業、物品賃貸業	1,456	4,339	1,479	4,652	1,408	4,306
学術研究、専門・技術サービス業	797	4,914	823	5,801	818	6,649
宿泊業、飲食サービス業	2,436	17,486	2,427	18,122	2,278	16,813
生活関連サービス業、娯楽業	2,032	9,660	2,008	9,080	1,968	8,592
教育、学習支援業	633	4,432	931	10,508	654	4,666
医療、福祉	1,407	23,483	1,710	29,359	1,614	28,763
複合サービス事業	148	1,434	140	1,903	134	1,898
サービス業（他に分類されないもの）	1,383	13,746	1,335	15,475	1,307	15,480
公務（他に分類されるものを除く）	-	-	81	3,851	-	-
合計	21,666	206,888	22,206	225,927	21,032	213,750

出典）統計ふくやま 2019 年（令和元年）版

2.3 土地利用

本市の土地利用状況は、図 2-2-2 及び表 2-2-2 に示すとおりである。

2019 年(令和元年)における土地利用状況は、山林が 203.22km²、その他が 162.04km²、宅地が 76.78km²となっている。

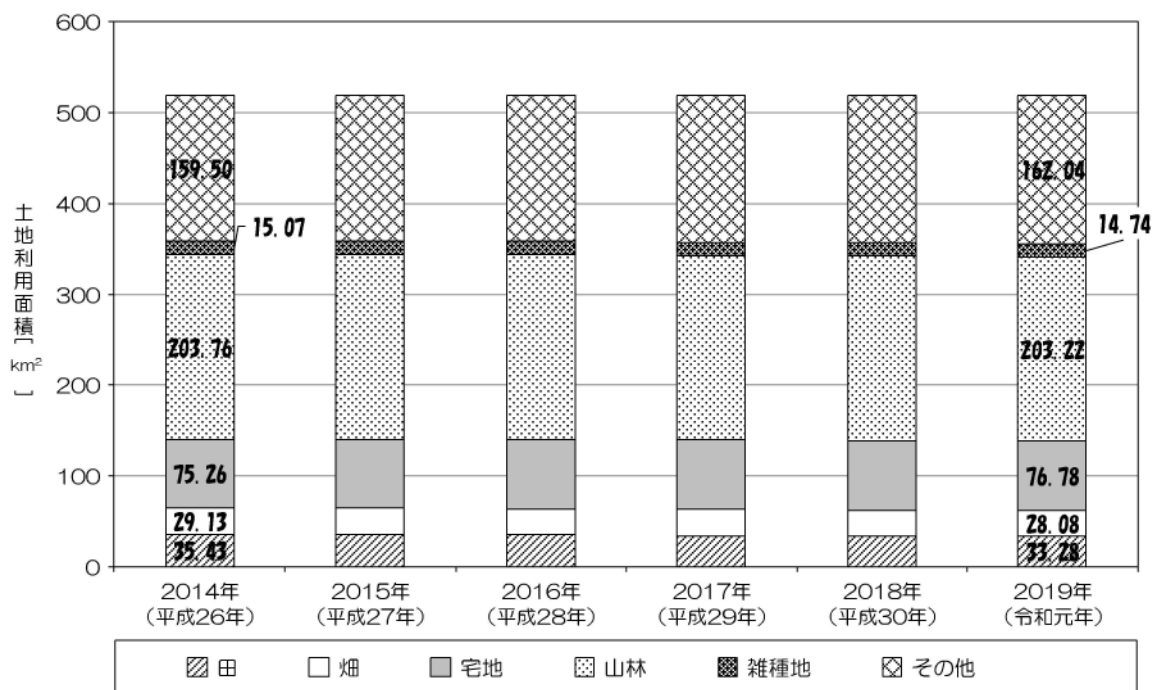


図 2-2-2 土地利用

表 2-2-2 土地利用

	田 [km ²]	畑 [km ²]	宅地 [km ²]	山林 [km ²]	雑種地 [km ²]	その他 [km ²]
2014年 (平成26年)	35.43	29.13	75.26	203.76	15.07	159.50
2015年 (平成27年)	34.95	28.95	75.56	203.81	15.27	159.51
2016年 (平成28年)	34.48	28.65	75.85	203.92	15.54	159.70
2017年 (平成29年)	34.12	28.46	76.18	203.87	14.31	161.20
2018年 (平成30年)	33.72	28.29	76.45	203.24	14.50	161.94
2019年 (令和元年)	33.28	28.08	76.78	203.22	14.74	162.04

出典) 統計ふくやま 2019 年(令和元年)版

2.4 水域利用

本市には、一級河川の芦田川、高屋川をはじめとする芦田川水系の各河川、高梁川水系の小田川、高尾川、矢川、二級河川の藤井川、本郷川、羽原川、新川、山南川、才戸川、手城川、本谷川が流れている。

2.5 交通

本市の主要な道路交通網は図 2-2-3 に示すとおりである。

中央部を東西に山陽自動車道及び一般国道 2 号、北部を東西に一般国道 313 号、486 号、南北に一般国道 182 号が走っている。

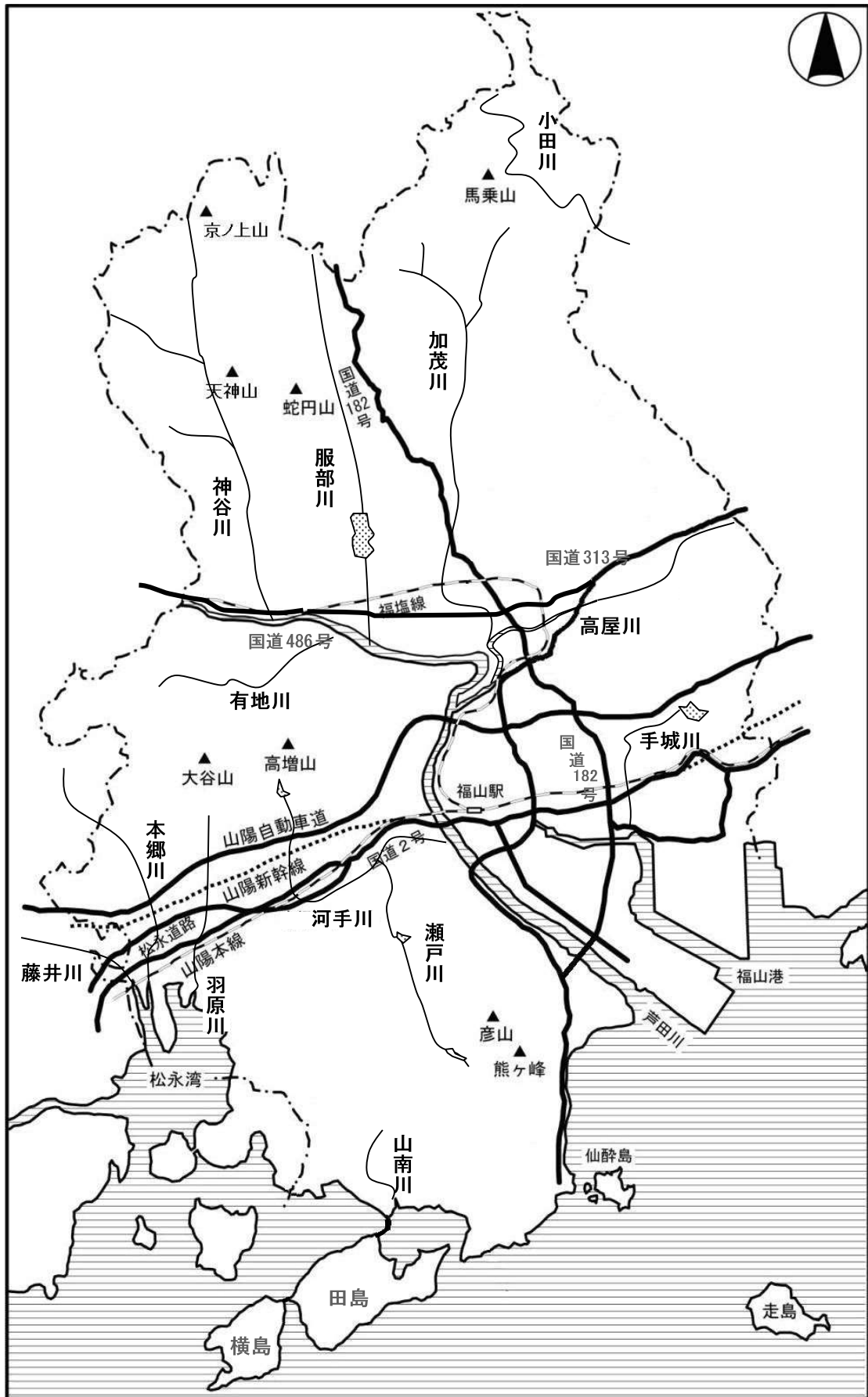


図 2-2-3 道路交通網

2.6 上下水道

本市の上水道及び下水道の人口普及率は図 2-2-4 及び表 2-2-3 に示すとおりである。

2019 年度（令和元年度）における上水道の人口普及率は 95.8%，下水道の人口普及率は 74.2%となっている。

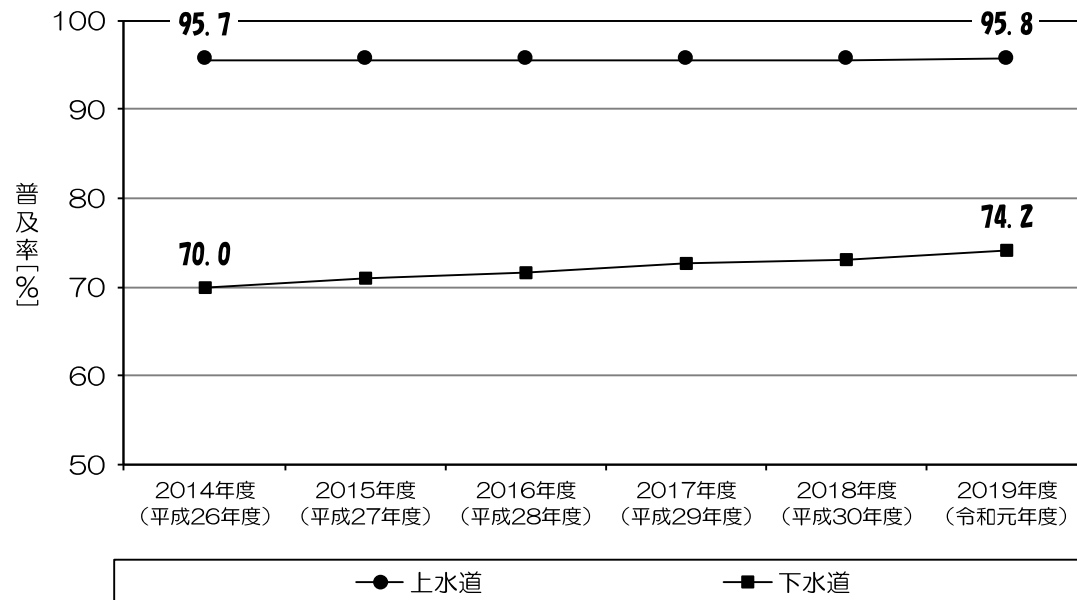


図 2-2-4 上下水道の人口普及率

表 2-2-3 上下水道の人口普及率

	上水道[%]	下水道[%]
2014 年度 (平成 26 年度)	95.7	70.0
2015 年度 (平成 27 年度)	95.7	71.0
2016 年度 (平成 28 年度)	95.7	71.6
2017 年度 (平成 29 年度)	95.7	72.6
2018 年度 (平成 30 年度)	95.7	73.1
2019 年度 (令和元年度)	95.8	74.2

出典) 2020 年度 (令和 2 年度) 版事業年報, 統計ふくやま 2019 年 (令和元年) 版

3 第五次福山市総合計画の概要

本市では、まちづくりの基本となる計画として、2017年度（平成29年度）から「第五次福山市総合計画第1期基本計画（以下「総合計画」という。）」を推進してきた。

今後は、福山市総合戦略と一本化した「福山みらい創造ビジョン」（計画期間：2021年度〔令和3年度〕～2025年度〔令和7年度〕）として策定する予定である。

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

1.1 ごみ処理フロー

ごみ処理フローは図 3-1-1、各ごみ処理施設の位置は図 3-1-2 に示すとおりである。

燃やせるごみについては、ごみ固形燃料工場でごみ固形燃料（RDF）化、3 か所の焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター）で焼却処理している。びん・缶・金属類の資源ごみは、内海リサイクルセンターと2か所の民間施設（福山リサイクルセンター、神辺クリーンセンター）で資源化処理している。また、不燃（破碎）ごみ、容器包装プラスチックごみは、リサイクル工場で資源化可能なプラスチック類や金属類に選別している。燃やせる粗大ごみは、リサイクル工場で破碎・選別後にごみ固形燃料工場で処理している。使用済乾電池・蛍光灯は、再資源化業者に引き渡している。

焼却施設からの焼却残渣、資源化施設からの不燃残渣については、5か所の最終処分場（箕沖埋立地、慶応浜埋立地、内海埋立地、新市埋立地、深品埋立地）で埋立処分している。

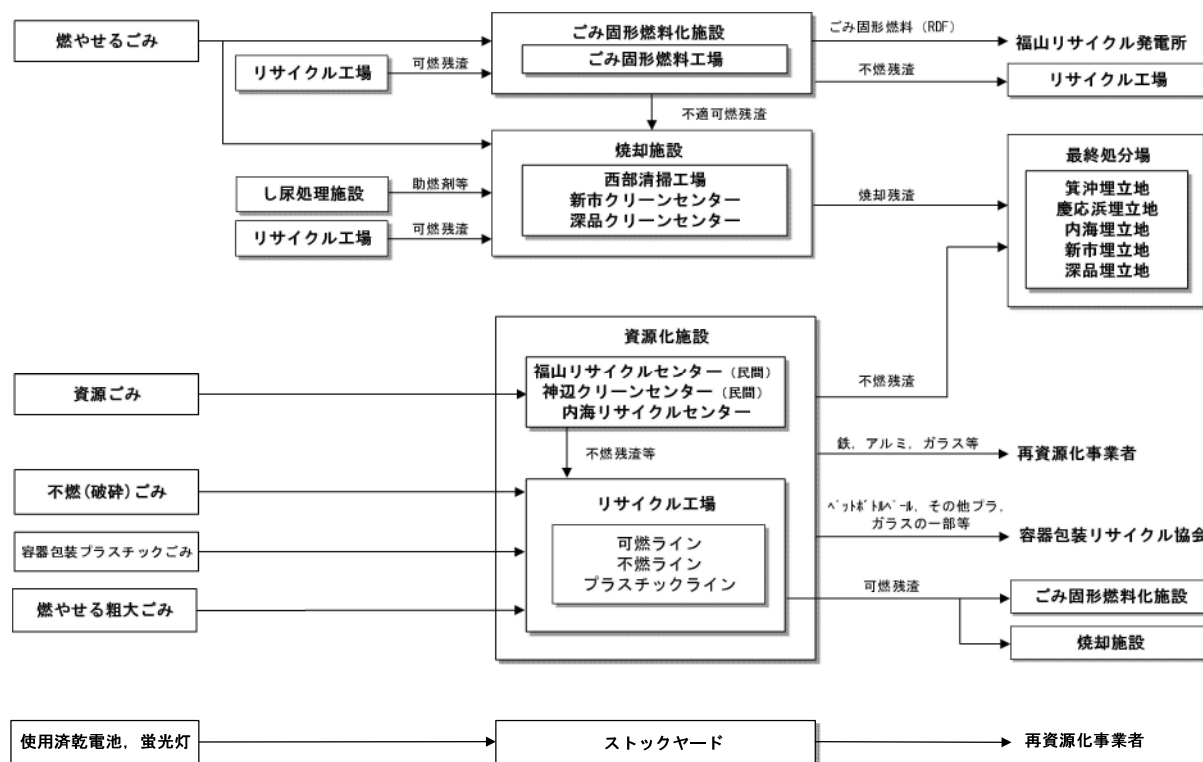


図 3-1-1 ごみ処理フロー（2020 年度〔令和 2 年度〕現在）

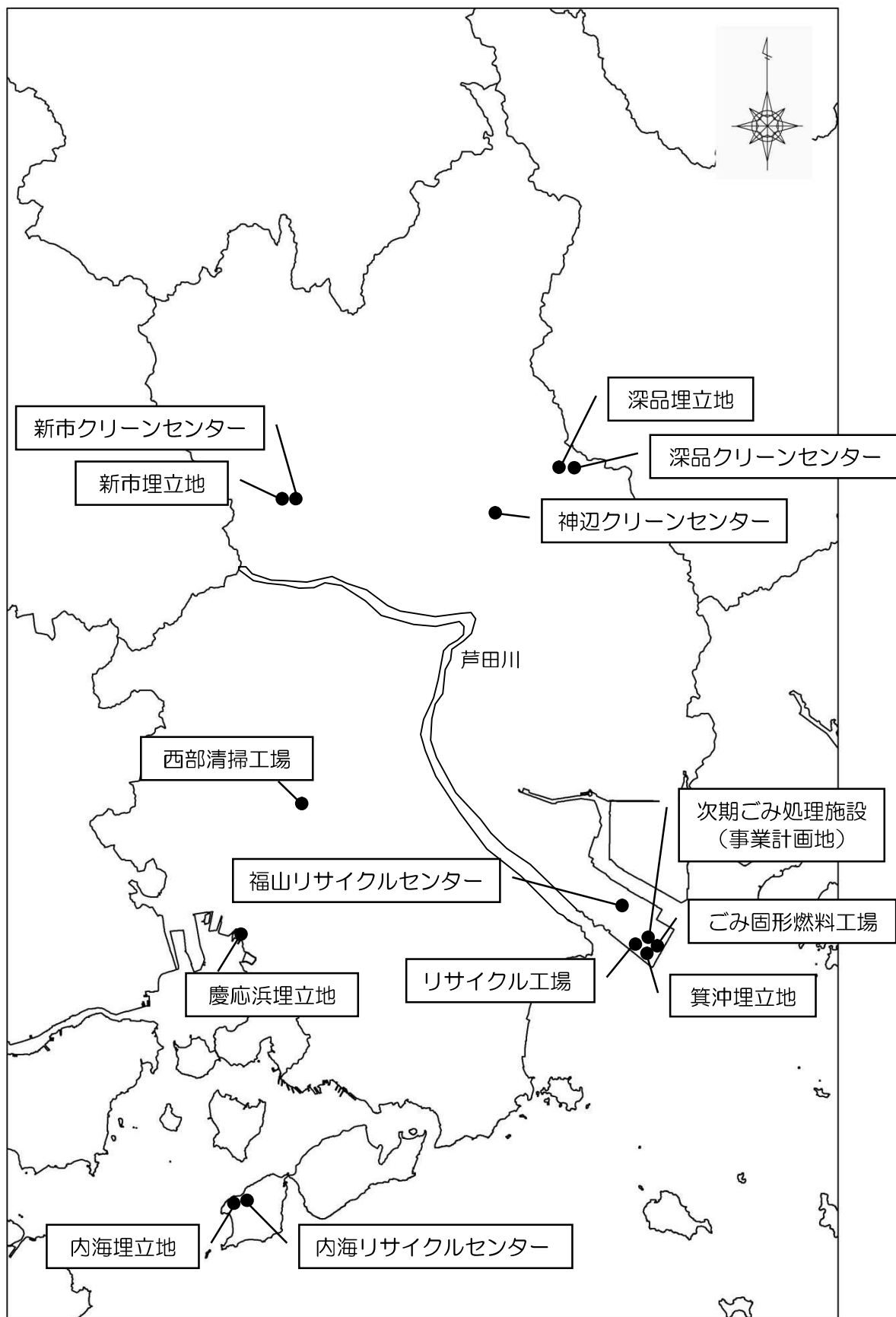


図 3-1-2 ごみ処理施設の位置図 (2020 年度〔令和 2 年度〕現在)

1.2 ごみ処理の実績

1.2.1 ごみ排出量

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図 3-1-3 及び表 3-1-1 に示すとおりである。

家庭系ごみは、2014 年度（平成 26 年度）以降、減少傾向にある。一方、事業系ごみは、2014 年度（平成 26 年度）以降、増加傾向にある。その他資源化量は、2014 年度（平成 26 年度）以降、減少傾向にあり、全体のごみ総排出量としては減少傾向で推移している。

2019 年度（令和元年度）では、家庭系ごみが約 60%、事業系ごみが約 35%、その他資源化量が約 5%を占めている。

ごみの種類別では、燃やせるごみについては、2014 年度（平成 26 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）までは減少傾向にあったものの、2019 年度（令和元年度）に増加している。資源ごみ、不燃（破碎）ごみ、容器包装プラスチックごみは、横ばいで推移している。一方、燃やせる粗大ごみは、2014 年度（平成 26 年度）以降増加傾向にある。なお、2019 年度（令和元年度）では、ごみ総排出量の内、燃やせるごみが約 84%と大半を占めている。

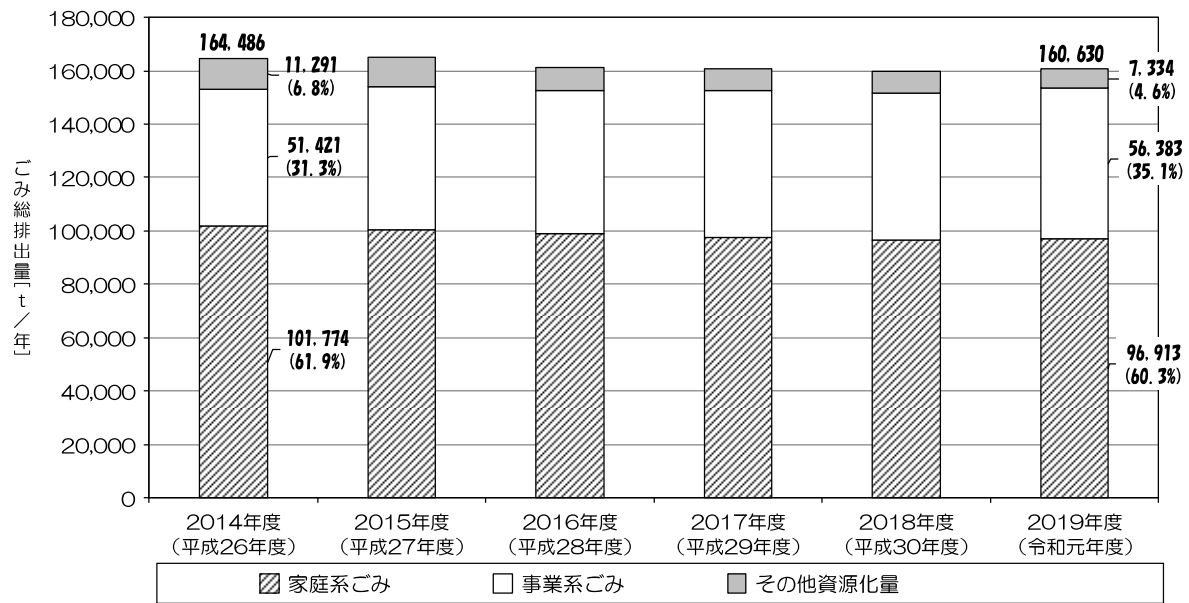


図 3-1-3 (1) ごみ総排出量の推移 (排出源別)

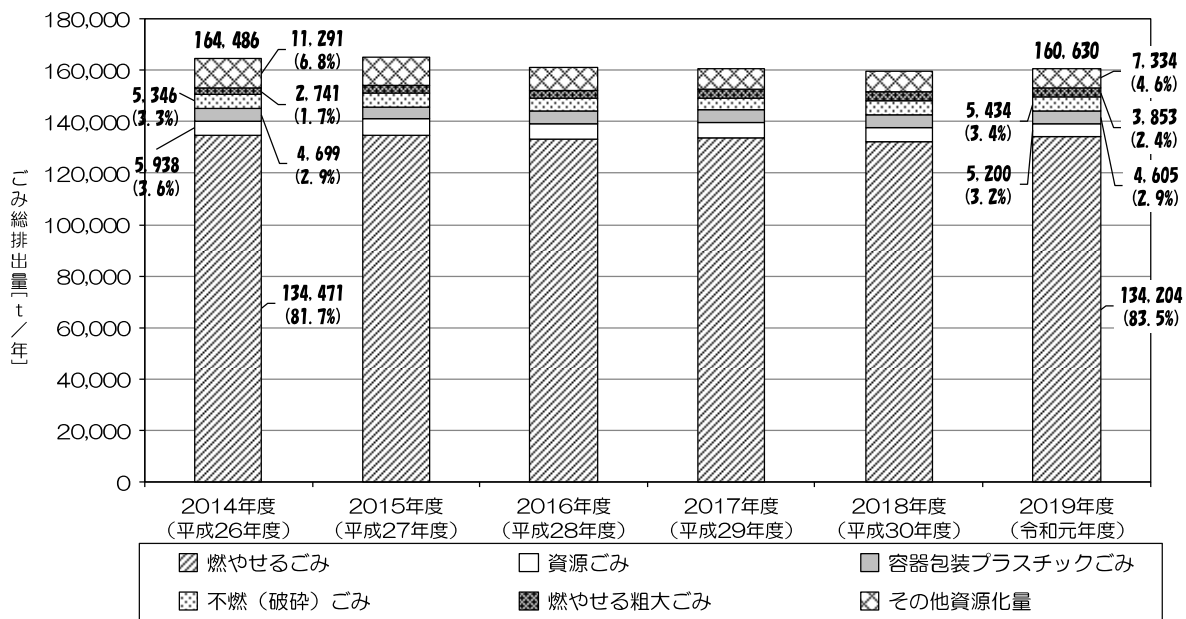


図 3-1-3 (2) ごみ総排出量の推移 (ごみ種類別)

表 3-1-1 (1) ごみ総排出量の推移

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	
人口[人]		470,944	470,630	469,499	
家庭系「ごみ」[t/年]	収集(直営)	燃やせるごみ	44,142	43,428	43,258
		資源ごみ	2,140	2,081	2,038
		容器包装プラスチックごみ	2,041	2,046	2,071
		不燃(破碎)ごみ	1,726	1,756	1,659
		燃やせる粗大ごみ	595	605	650
	収集(委託)	燃やせるごみ	43,076	42,474	41,385
		資源ごみ	2,706	2,700	2,661
		容器包装プラスチックごみ	2,653	2,620	2,622
		不燃(破碎)ごみ	2,035	2,106	2,019
		燃やせる粗大ごみ	660	639	624
小計		101,774	100,455	98,987	
事業系「ごみ」[t/年]	収集(許可)	燃やせるごみ	44,330	46,185	46,047
		資源ごみ	1,045	1,221	1,154
		容器包装プラスチックごみ	5	10	0
		不燃(破碎)ごみ	837	844	637
		燃やせる粗大ごみ	444	442	458
	自己搬入	燃やせるごみ	2,923	2,783	2,742
		資源ごみ	47	52	62
		容器包装プラスチックごみ	0	0	1
		不燃(破碎)ごみ	748	726	807
		燃やせる粗大ごみ	1,042	1,229	1,437
小計		51,421	53,492	53,345	
「ごみ」排出量[t/年]	燃やせるごみ	134,471	134,870	133,432	
	資源ごみ	5,938	6,054	5,915	
	容器包装プラスチックごみ	4,699	4,676	4,694	
	不燃(破碎)ごみ	5,346	5,432	5,122	
	燃やせる粗大ごみ	2,741	2,915	3,169	
	小計	153,195	153,947	152,332	
その他資源化量[t/年]	自治会等の資源回収	9,647	9,344	8,807	
	紙ごみの拠点回収	1,516	1,472	-	
	沼隈町の紙類	128	120	-	
	小計	11,291	10,936	8,807	
ごみ総排出量[t/年]		164,486	164,883	161,139	

※2016年度(平成28年度)からその他資源化量の集計方法が異なる。

表 3-1-1 (2) ごみ総排出量の推移

		2017年度 (平成 29 年度)	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (令和元年度)	
人口[人]		468,987	468,380	467,837	
家庭系「ごみ」[t/年]	収集(直営)	燃やせるごみ	42,408	41,848	42,301
		資源ごみ	2,016	1,908	1,826
		容器包装プラスチックごみ	2,045	2,063	2,042
		不燃(破碎)ごみ	1,541	1,744	1,737
		燃やせる粗大ごみ	614	641	670
	収集(委託)	燃やせるごみ	40,986	40,411	40,558
		資源ごみ	2,652	2,526	2,340
		容器包装プラスチックごみ	2,603	2,600	2,560
		不燃(破碎)ごみ	1,980	2,199	2,192
		燃やせる粗大ごみ	632	671	687
小計		97,477	96,611	96,913	
事業系「ごみ」[t/年]	収集(許可)	燃やせるごみ	47,481	46,463	48,026
		資源ごみ	1,218	1,249	958
		容器包装プラスチックごみ	0	0	1
		不燃(破碎)ごみ	477	612	729
		燃やせる粗大ごみ	444	495	599
	自己搬入	燃やせるごみ	2,923	3,284	3,319
		資源ごみ	74	79	76
		容器包装プラスチックごみ	1	1	2
		不燃(破碎)ごみ	865	965	776
		燃やせる粗大ごみ	1,511	1,943	1,897
小計		54,994	55,091	56,383	
「ごみ」排出量[t/年]	燃やせるごみ		133,798	132,006	134,204
	資源ごみ		5,960	5,762	5,200
	容器包装プラスチックごみ		4,649	4,664	4,605
	不燃(破碎)ごみ		4,863	5,520	5,434
	燃やせる粗大ごみ		3,201	3,750	3,853
	小計		152,471	151,702	153,296
その他資源化 量[t/年]	自治会等の資源回収		8,331	7,849	7,334
	紙ごみの拠点回収		-	-	-
	沼隈町の紙類		-	-	-
	小計		8,331	7,849	7,334
ごみ総排出量[t/年]		160,802	159,551	160,630	

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-1-4 及び表 3-1-2 に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量は、2014 年度（平成 26 年度）から減少傾向で推移しており、2019 年度（令和元年度）では 96,913t/年となっている。

燃やせるごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックごみは減少傾向にある。不燃（破碎）ごみ及び燃やせる粗大ごみは増加傾向で推移している。

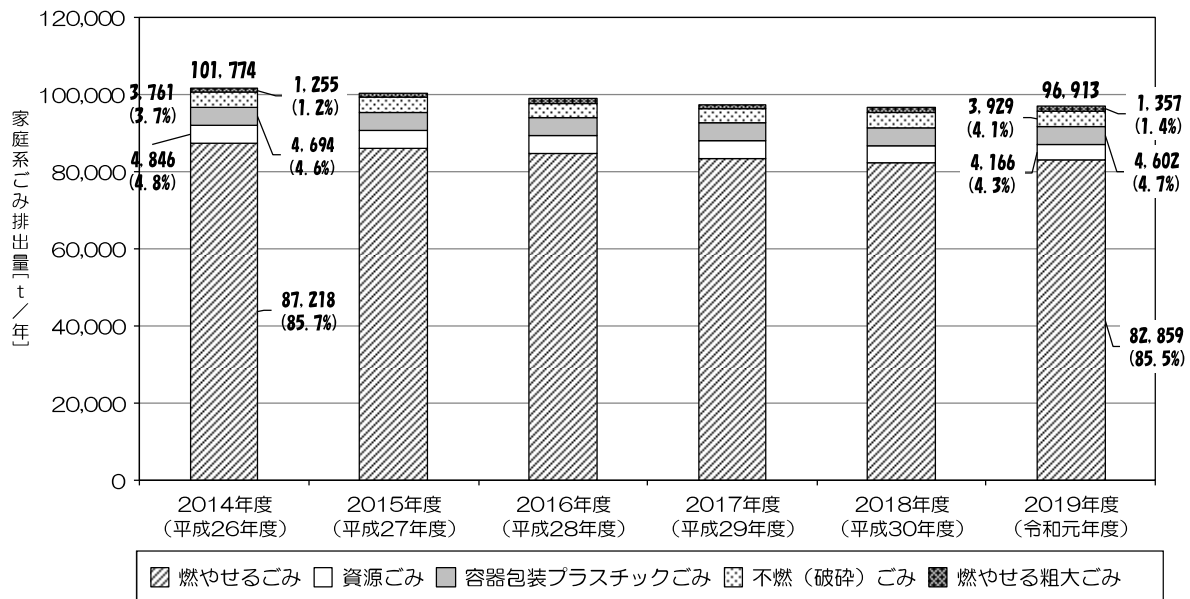


図 3-1-4 家庭系ごみ排出量の推移

表 3-1-2 家庭系ごみ排出量の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
燃やせるごみ[t/年]	87,218	85,902	84,643
資源ごみ[t/年]	4,846	4,781	4,699
容器包装プラスチックごみ[t/年]	4,694	4,666	4,693
不燃(破碎)ごみ[t/年]	3,761	3,862	3,678
燃やせる粗大ごみ[t/年]	1,255	1,244	1,274
合計[t/年]	101,774	100,455	98,987
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
燃やせるごみ[t/年]	83,394	82,259	82,859
資源ごみ[t/年]	4,668	4,434	4,166
容器包装プラスチックごみ[t/年]	4,648	4,663	4,602
不燃(破碎)ごみ[t/年]	3,521	3,943	3,929
燃やせる粗大ごみ[t/年]	1,246	1,312	1,357
合計[t/年]	97,477	96,611	96,913

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-1-5 及び表 3-1-3 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、2014 年度（平成 26 年度）から増加傾向で推移しており、2019 年度（令和元年度）では 56,383t/年となっている。

燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみは、2014 年度（平成 26 年度）以降、増加傾向にある。資源ごみ、容器包装プラスチックごみ及び不燃（破碎）ごみは、横ばいで推移している。

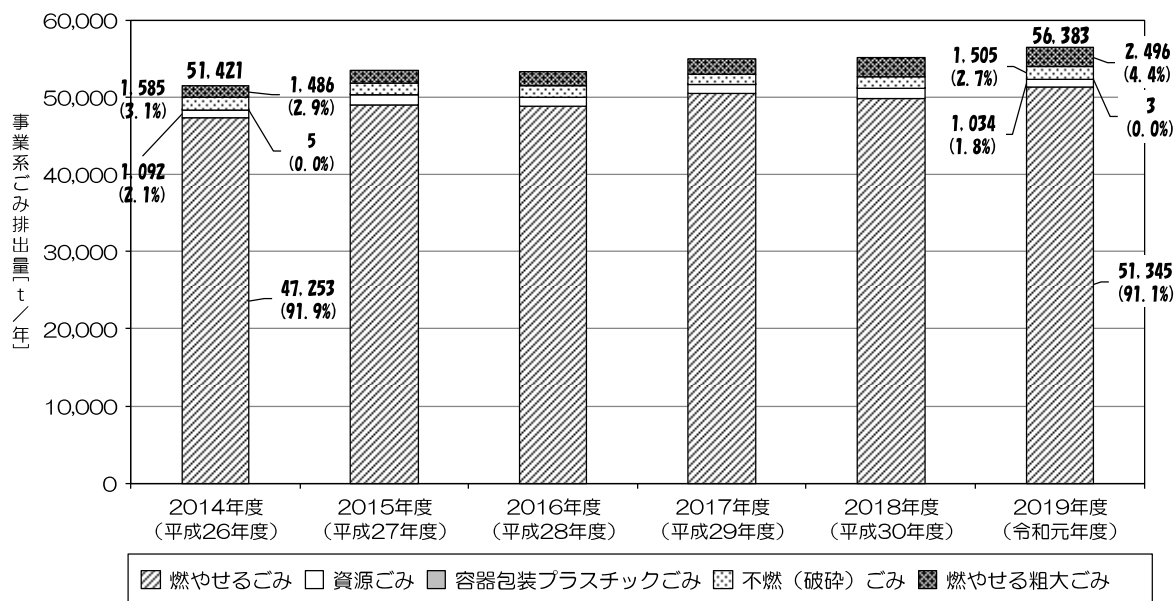


図 3-1-5 事業系ごみ排出量の推移

表 3-1-3 事業系ごみ排出量の推移

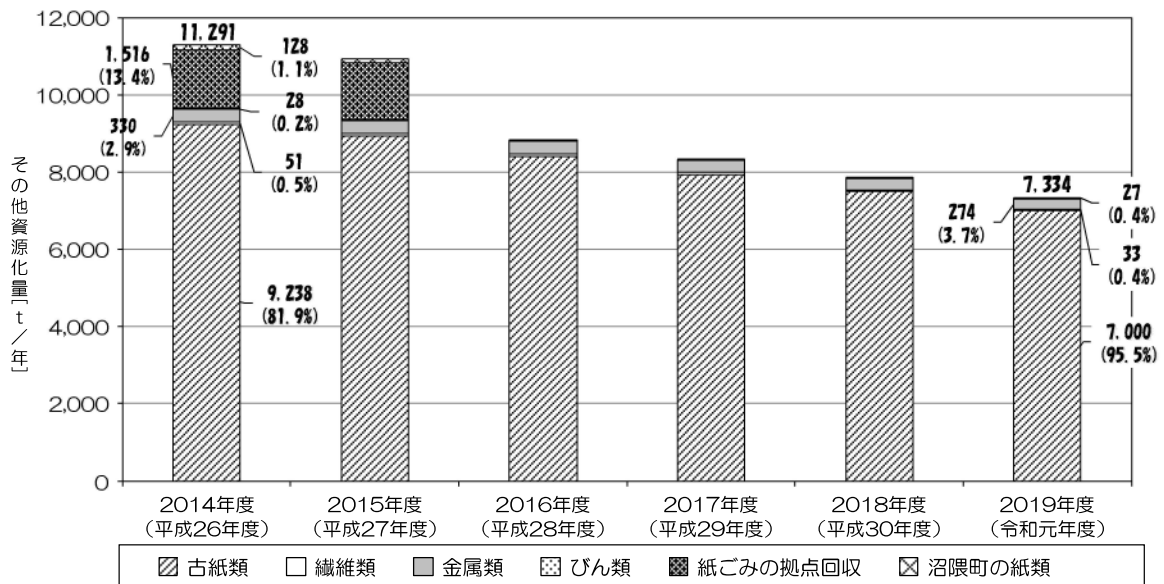
	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
燃やせるごみ[t/年]	47,253	48,968	48,789
資源ごみ[t/年]	1,092	1,273	1,216
容器包装プラスチックごみ[t/年]	5	10	1
不燃(破碎)ごみ[t/年]	1,585	1,570	1,444
燃やせる粗大ごみ[t/年]	1,486	1,671	1,895
合計[t/年]	51,421	53,492	53,345
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
燃やせるごみ[t/年]	50,404	49,747	51,345
資源ごみ[t/年]	1,292	1,328	1,034
容器包装プラスチックごみ[t/年]	1	1	3
不燃(破碎)ごみ[t/年]	1,342	1,577	1,505
燃やせる粗大ごみ[t/年]	1,955	2,438	2,496
合計[t/年]	54,994	55,091	56,383

(4) その他資源化量

自治会（町内会）・子ども会・女性会等の団体による資源回収（以下「自治会等の資源回収」という。）、紙ごみの拠点回収及び沼隈町の紙類の分別収集により資源化している。

その他資源化量の推移は、図 3-1-6 及び表 3-1-4 に示すとおりである。

自治会等の資源回収量は、全ての品目について減少傾向で推移している。



※2016年度（平成28年度）からその他資源化量の集計方法が異なる。

図 3-1-6 その他資源化量の推移

表 3-1-4 その他資源化量の推移

			2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
その他資源化量[t/年]	自治会等の資源回収	古紙類	9,238	8,936	8,403
		繊維類	51	49	48
		金属類	330	334	329
		びん類	28	25	27
	紙ごみの拠点回収		1,516	1,472	-
	沼隈町の紙類		128	120	-
合計[t/年]			11,291	10,936	8,807
			2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
その他資源化量[t/年]	自治会等の資源回収	古紙類	7,943	7,489	7,000
		繊維類	43	39	33
		金属類	309	291	274
		びん類	36	30	27
	紙ごみの拠点回収		-	-	-
	沼隈町の紙類		-	-	-
合計[t/年]			8,331	7,849	7,334

※2016年度（平成28年度）からその他資源化量の集計方法が異なる。

1.2.2 ごみ排出原単位

(1) 家庭系ごみ排出原単位

家庭系ごみの排出原単位は、図 3-1-7 及び表 3-1-5 に示すとおりである。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までは減少傾向で推移している。

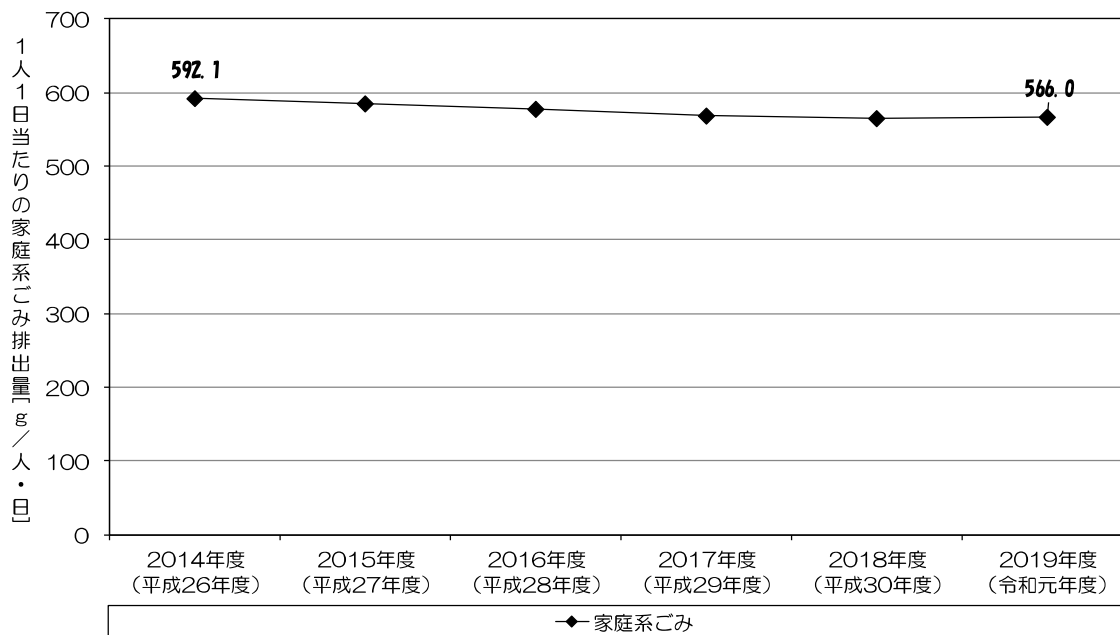


図 3-1-7 (1) 家庭系ごみ排出原単位の推移

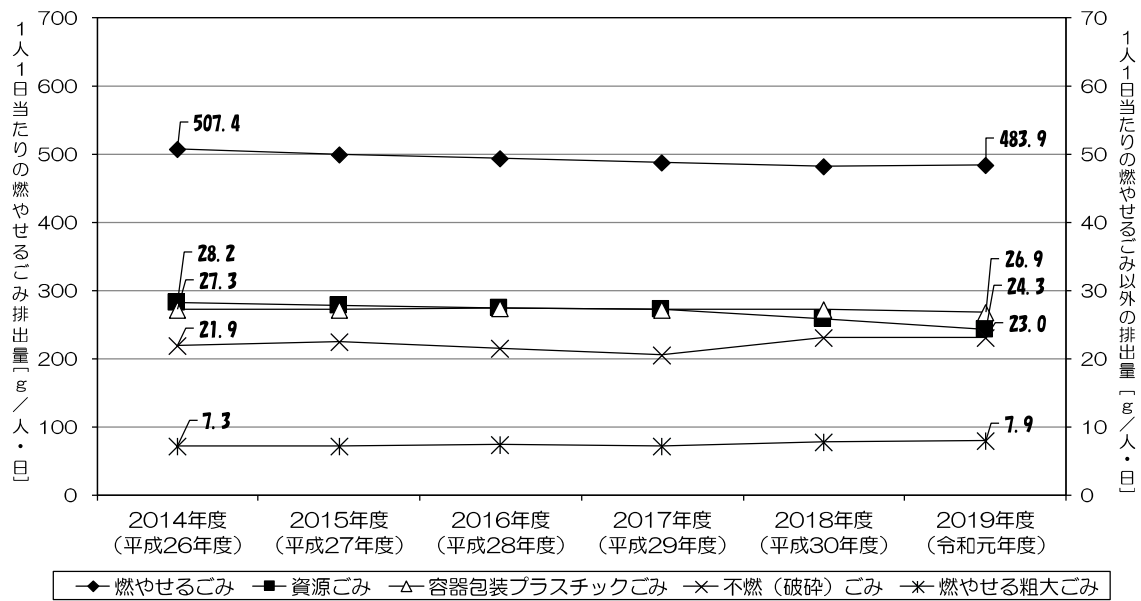


図 3-1-7 (2) 家庭系ごみ排出原単位の推移 (ごみの種類別)

表 3-1-5 家庭系ごみ排出原単位の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
燃やせるごみ [g/人・日]	507.4	500.1	493.9
資源ごみ [g/人・日]	28.2	27.8	27.4
容器包装プラスチックごみ [g/人・日]	27.3	27.2	27.4
不燃(破碎)ごみ [g/人・日]	21.9	22.5	21.5
燃やせる粗大ごみ [g/人・日]	7.3	7.2	7.4
合計[g/人・日]	592.1	584.8	577.6
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
燃やせるごみ [g/人・日]	487.2	481.2	483.9
資源ごみ [g/人・日]	27.3	25.9	24.3
容器包装プラスチックごみ [g/人・日]	27.2	27.3	26.9
不燃(破碎)ごみ [g/人・日]	20.6	23.1	23.0
燃やせる粗大ごみ [g/人・日]	7.3	7.7	7.9
合計[g/人・日]	569.4	565.1	566.0

※家庭系ごみの排出原単位[g/人・日] = 家庭系ごみ排出量[t/年]×10⁶÷総人口[人]÷365[日]

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

(2) 事業系ごみ排出原単位

事業系ごみの排出原単位は、図 3-1-8 及び表 3-1-6 に示すとおりである。

1 日当たりの事業系ごみ排出量は、2014 年度（平成 26 年度）以降、増加傾向にある。事業系ごみ排出原単位の内、燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみは、2014 年度（平成 26 年度）以降、増加傾向にあるが、それ以外の品目については、ほぼ横ばいで推移している。

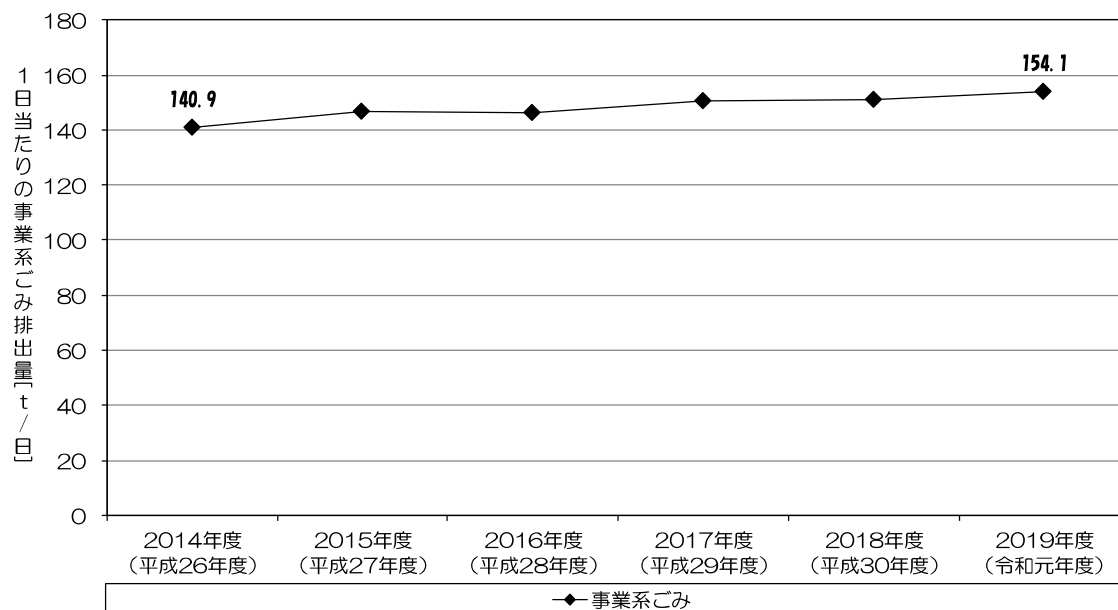


図 3-1-8 (1) 事業系ごみ排出原単位の推移

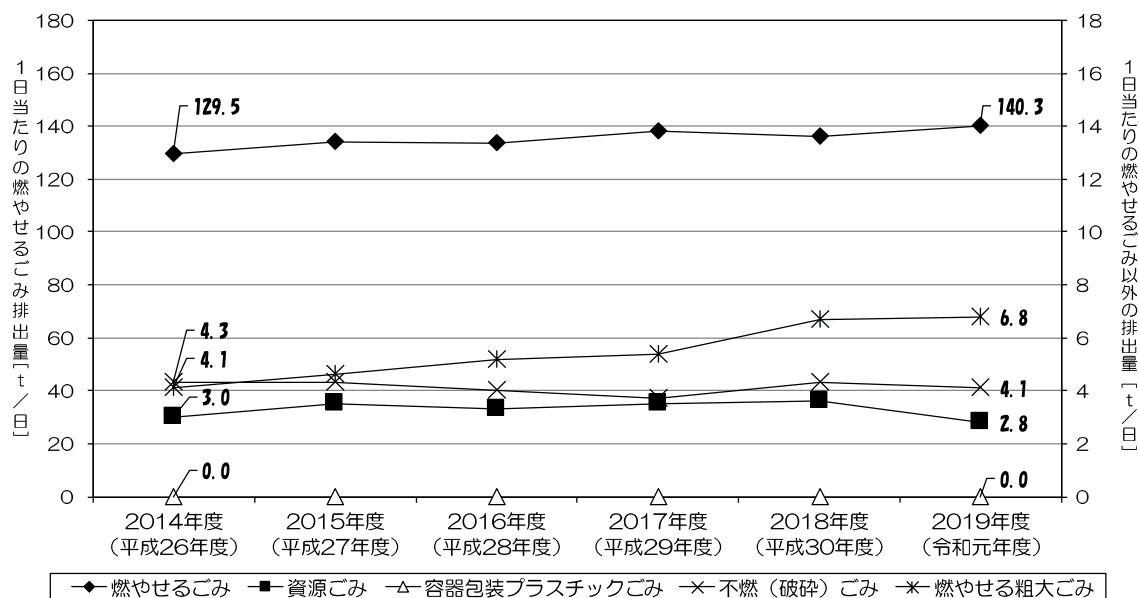


図 3-1-8 (2) 事業系ごみ排出原単位の推移 (ごみの種類別)

表 3-1-6 事業系ごみ排出原単位の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
燃やせるごみ[[t/日]	129.5	134.2	133.7
資源ごみ[t/日]	3.0	3.5	3.3
容器包装プラスチックごみ[t/日]	0.0	0.0	0.0
不燃(破碎)ごみ[t/日]	4.3	4.3	4.0
燃やせる粗大ごみ[t/日]	4.1	4.6	5.2
合計[t/日]	140.9	146.6	146.2
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
燃やせるごみ[t/日]	138.1	136.3	140.3
資源ごみ[t/日]	3.5	3.6	2.8
容器包装プラスチックごみ[t/日]	0.0	0.0	0.0
不燃(破碎)ごみ[t/日]	3.7	4.3	4.1
燃やせる粗大ごみ[t/日]	5.4	6.7	6.8
合計[t/日]	150.7	150.9	154.1

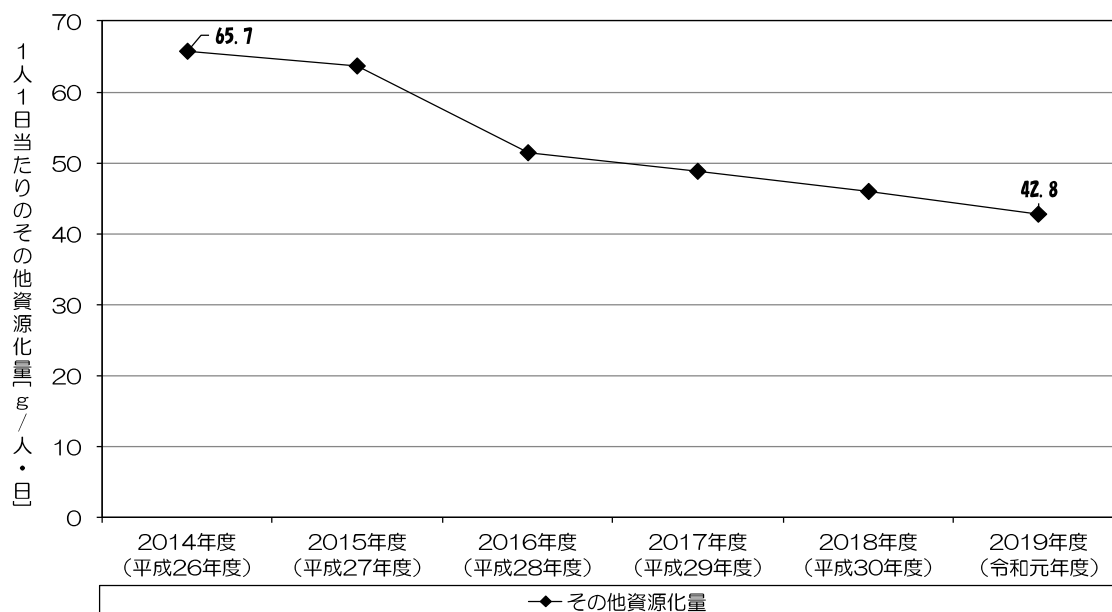
※事業系ごみの排出原単位[t/日] = 事業系ごみ排出量 [t/年] ÷ 365[日]

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

(3) その他資源化量

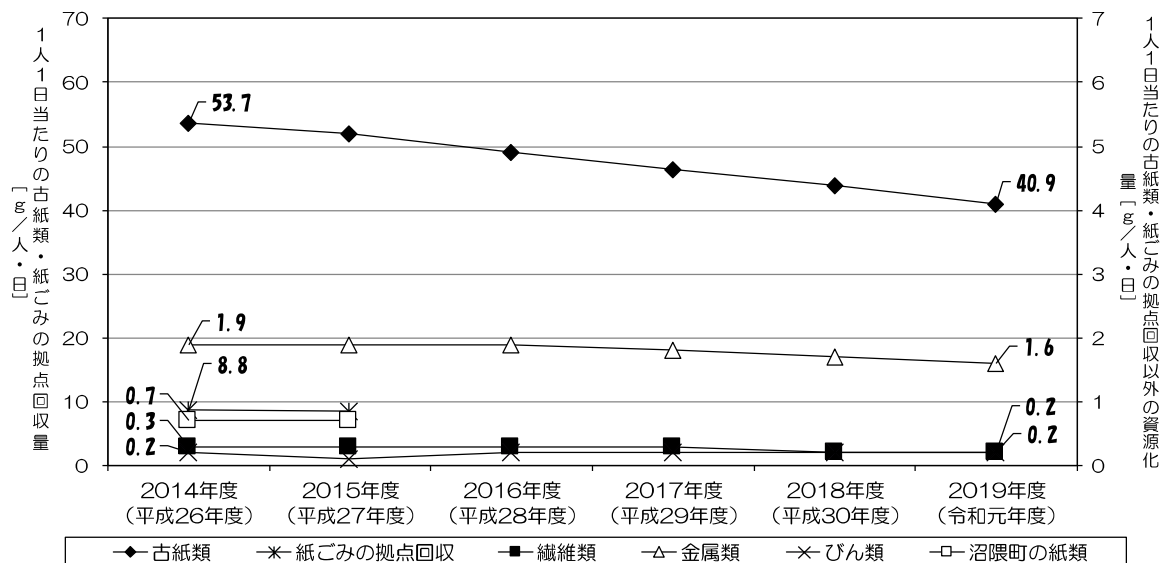
その他資源化量の排出原単位は、図 3-1-9 及び表 3-1-7 に示すとおりである。

1 人 1 日当たりのその他資源化量及び全ての品目について、2014 年度（平成 26 年度）以降、減少傾向にある。



※2016 年度（平成 28 年度）からその他資源化量の集計方法が異なる。

図 3-1-9 (1) その他資源化量の排出原単位の推移



※2016年度(平成28年度)からその他資源化量の集計方法が異なる。

図 3-1-9 (2) その他資源化量の排出原単位の推移 (ごみの種類別)

表 3-1-7 その他資源化量の排出原単位の推移

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
自治会等の 資源回収 [g/人・日]	古紙類	53.7	52.0	49.0
	繊維類	0.3	0.3	0.3
	金属類	1.9	1.9	1.9
	びん類	0.2	0.1	0.2
紙ごみの拠点回収 [g/人・日]		8.8	8.6	-
沼隈町の紙類 [g/人・日]		0.7	0.7	-
合計[g/人・日]		65.7	63.7	51.4
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
自治会等の 資源回収 [g/人・日]	古紙類	46.4	43.8	40.9
	繊維類	0.3	0.2	0.2
	金属類	1.8	1.7	1.6
	びん類	0.2	0.2	0.2
紙ごみの拠点回収 [g/人・日]		-	-	-
沼隈町の紙類 [g/人・日]		-	-	-
合計[g/人・日]		48.7	45.9	42.8

※1人1日当たりその他資源化量[g/人・日] = その他資源化量[t/年] × 10⁶ ÷ 人口[人] ÷ 365[日]

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

※2016年度(平成28年度)からその他資源化量の集計方法が異なる。

(4) 全国平均値との比較

本市及び全国等の家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の原単位の平均値は、図 3-1-10 及び表 3-1-8 に示すとおりである。

本市の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、広島県平均より多く、全国平均及び類似自治体平均より少ない状況である。

本市の 1 日当たりの事業系ごみ排出量は、類似自治体平均より多い状況である。

本市の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、類似自治体平均より少ないものの、全国平均値及び広島県平均より多く推移している。

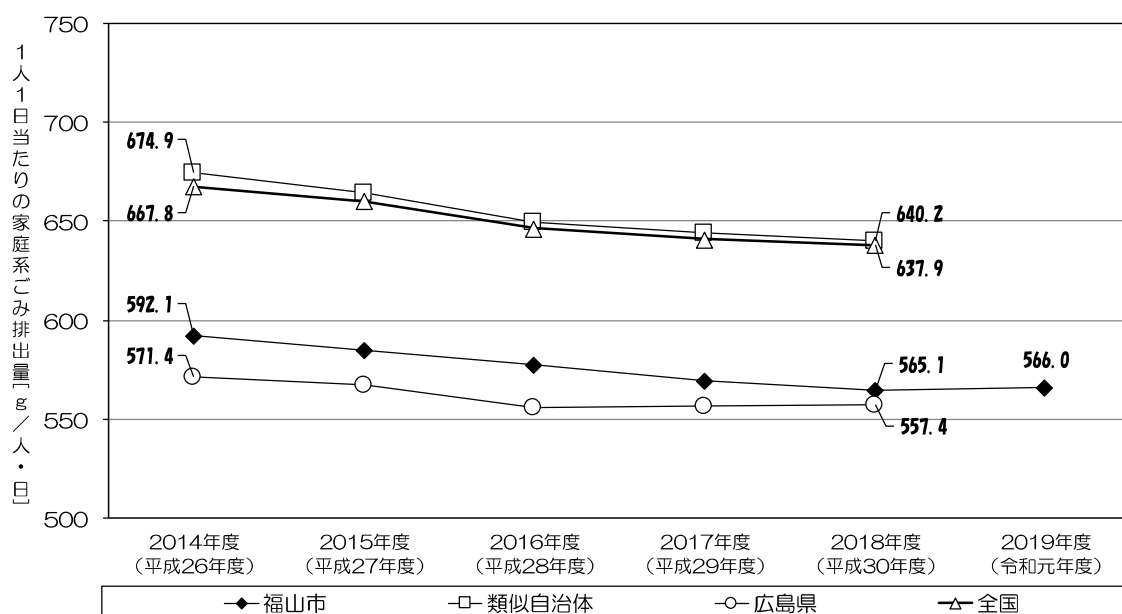


図 3-1-10 (1) 全国等原単位平均値の比較 (家庭系ごみ)

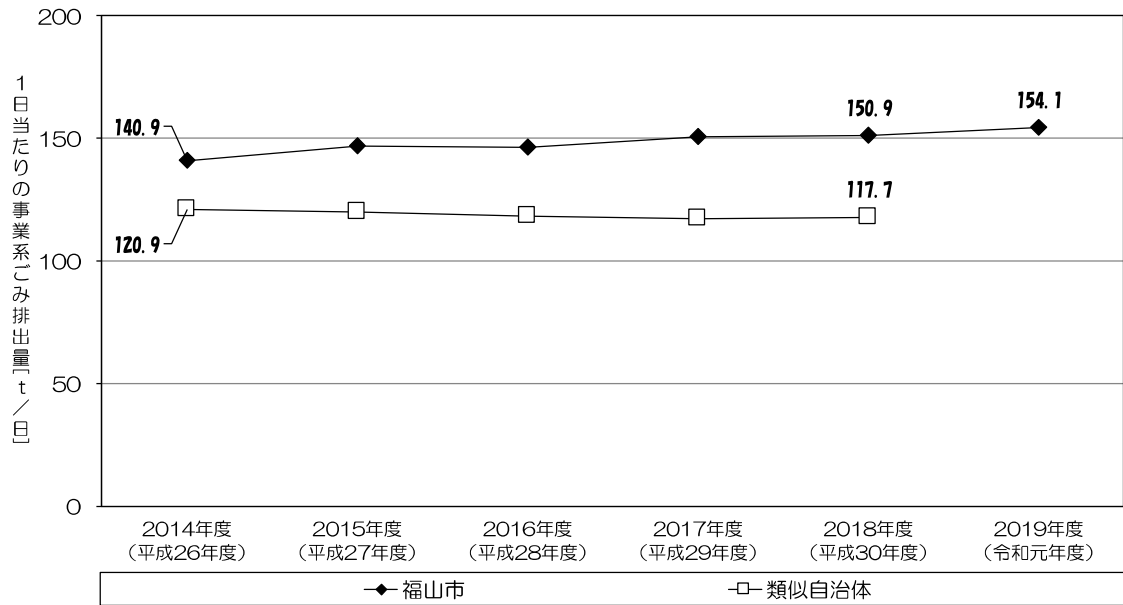


図 3-1-10 (2) 全国等原単位平均値の比較 (事業系ごみ)

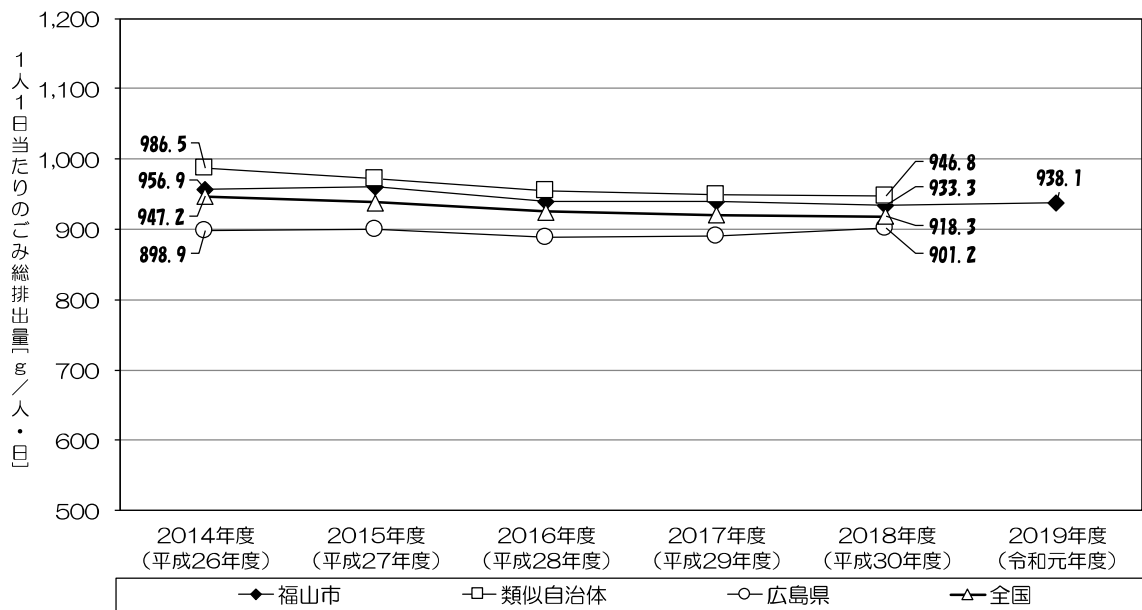


図 3-1-10 (3) 全国等原単位平均値の比較 (総排出量)

表 3-1-8 全国等原単位平均値の比較

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
家庭系ごみ [g/人・日]	全国	667.8	660.1	646.4
	広島県	571.4	567.8	556.1
	類似自治体	674.9	664.4	649.4
	福山市	592.1	584.8	577.6
事業系ごみ [t/日]	類似自治体	120.9	119.6	118.2
	福山市	140.9	146.6	146.2
総排出量 [g/人・日]	全国	947.2	938.5	924.6
	広島県	898.9	899.9	889.0
	類似自治体	986.5	972.0	955.2
	福山市	956.9 (891.2)	959.9 (896.2)	940.3 (888.9)
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
家庭系ごみ [g/人・日]	全国	641.0	637.9	-
	広島県	556.5	557.4	-
	類似自治体	644.3	640.2	-
	福山市	569.4	565.1	566.0
事業系ごみ [t/日]	類似自治体	117.3	117.7	-
	福山市	150.7	150.9	154.1
総排出量 [g/人・日]	全国	920.1	918.3	-
	広島県	890.9	901.2	-
	類似自治体	948.8	946.8	-
	福山市	939.4 (890.7)	933.3 (887.4)	938.1 (895.3)

※1人1日当たりのごみ総排出量[g/人・日] = ごみ総排出量[t/日]×10⁶÷人口[人]÷365[日]

※類似自治体とは、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型を基に設定。

※()内の値は、ごみ量の合計値から「その他資源化量」を除いた値を示す。

1.2.3 燃やせるごみの性状

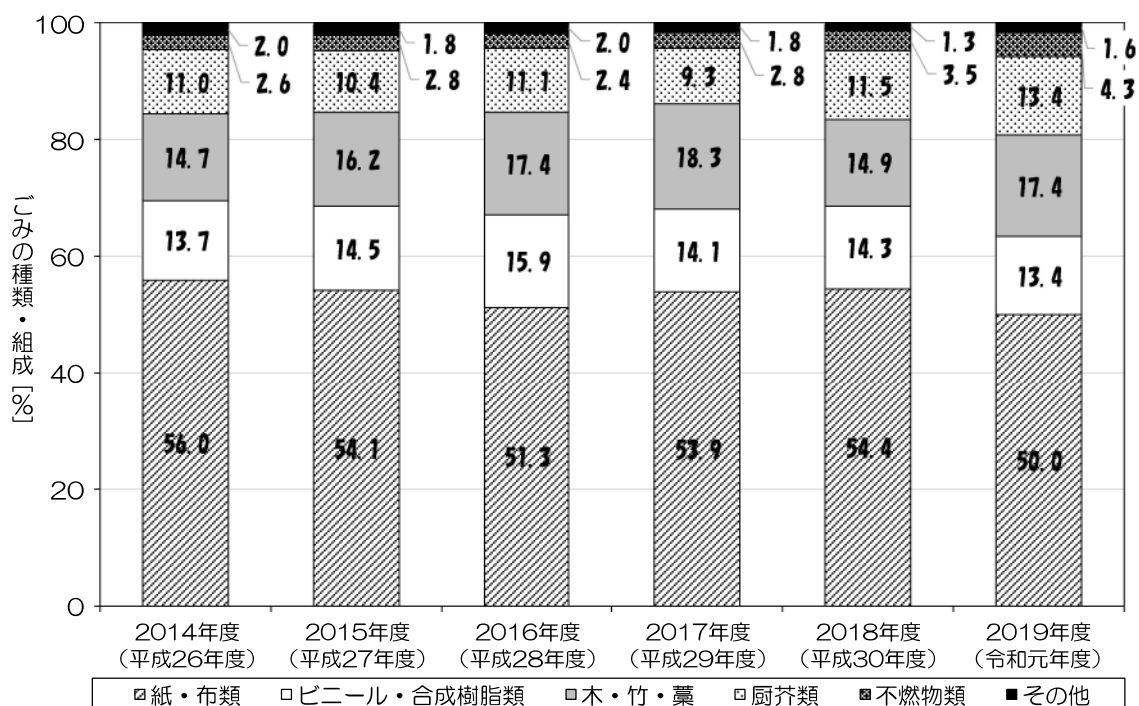
燃やせるごみの性状は、図 3-1-11 及び表 3-1-9 に示すとおりである。

ごみの種類・組成については、紙・布類が50～56%程度、ビニール・合成樹脂類が13～16%程度、木・竹・藁が14～19%程度、厨芥類が9～14%程度となっている。

三成分については、水分が39～46%程度、灰分が6～8%程度、可燃分が47～54%程度となっている。低位発熱量については、8,400～9,500kJ/kgの範囲で推移している。

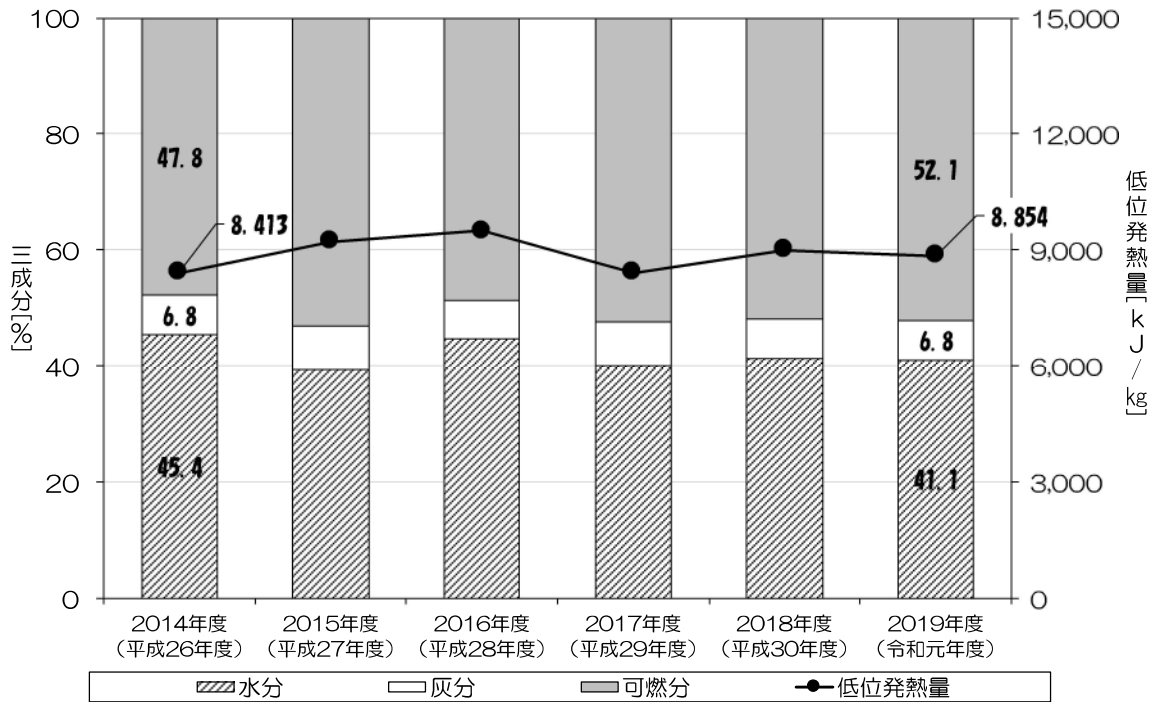
見掛比重については、215～264 kg/m³程度である。

なお、4つの燃やせるごみの処理施設があることから、各施設での組成分析結果をそれぞれの施設での焼却量で加重平均したものを本市における燃やせるごみの性状とした。



※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

図 3-1-11 (1) 燃やせるごみの性状 (ごみの種類・組成)



※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

図 3-1-11 (2) 燃やせるごみの性状 (三成分・低位発熱量)

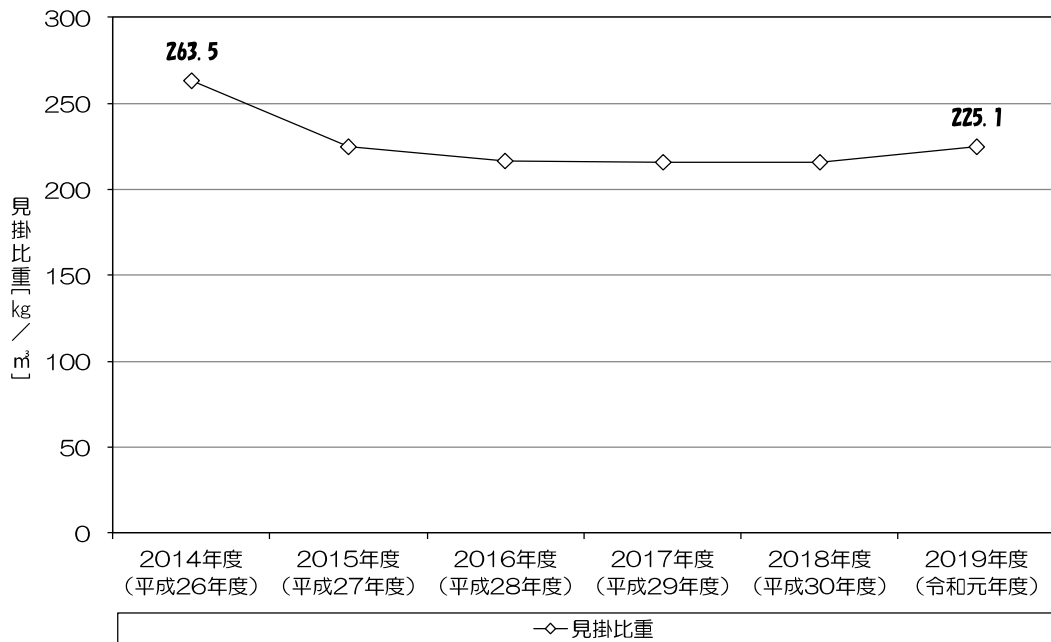


図 3-1-11 (3) 燃やせるごみの性状 (見掛比重)

表 3-1-9 (1) 燃やせるごみの性状 (加重平均値)

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
焼却量[t/年]		140,966	142,210	141,083
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	56.0	54.1	51.3
	ビニール・合成樹脂類	13.7	14.5	15.9
	木・竹・藁	14.7	16.2	17.4
	厨芥類	11.0	10.4	11.1
	不燃物類	2.6	2.8	2.4
	その他	2.0	1.8	2.0
見掛比重[kg/m ³]		263.5	224.8	216.8
三成分[%]	水分	45.4	39.3	44.8
	可燃分	47.8	53.1	48.6
	灰分	6.8	7.6	6.6
低位発熱量[kJ/kg]		8,413	9,230	9,496
		2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
焼却量[t/年]		140,885	140,152	141,990
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	53.9	54.4	50.0
	ビニール・合成樹脂類	14.1	14.3	13.4
	木・竹・藁	18.3	14.9	17.4
	厨芥類	9.3	11.5	13.4
	不燃物類	2.8	3.5	4.3
	その他	1.8	1.3	1.6
見掛比重[kg/m ³]		215.9	215.5	225.1
三成分[%]	水分	40.0	41.3	41.1
	可燃分	52.4	51.9	52.1
	灰分	7.6	6.8	6.8
低位発熱量[kJ/kg]		8,411	9,007	8,854

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

表 3-1-9 (2) 燃やせるごみの性状 (ごみ固形燃料工場)

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
RDF 化量[t/年]		93,905	91,668	90,516
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	57.9	54.0	51.7
	ビニール・合成樹脂類	10.7	11.5	15.0
	木・竹・藁	16.8	18.9	19.8
	厨芥類	9.7	10.3	8.8
	不燃物類	2.7	3.2	2.6
	その他	2.2	2.1	2.1
見掛比重[kg/m ³]		275.8	241.3	220.0
三成分[%]	水分	44.6	38.4	44.0
	可燃分	49.4	54.3	49.6
	灰分	6.0	7.3	6.4
低位発熱量[kJ/kg]		8,510	8,728	9,545
		2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
RDF 化量[t/年]		89,417	90,610	90,979
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	55.3	54.4	52.9
	ビニール・合成樹脂類	12.0	10.9	8.8
	木・竹・藁	19.9	18.1	19.6
	厨芥類	8.0	10.9	13.1
	不燃物類	3.0	4.0	4.2
	その他	1.8	1.6	1.5
見掛比重[kg/m ³]		212.1	225.8	235.5
三成分[%]	水分	38.8	40.2	41.6
	可燃分	53.5	53.0	52.3
	灰分	7.7	6.8	6.1
低位発熱量[kJ/kg]		7,973	8,968	8,540

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

表 3-1-9 (3) 燃やせるごみの性状 (西部清掃工場)

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
焼却量[t/年]		23,922	23,851	23,425
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	48.7	55.6	48.1
	ビニール・合成樹脂類	21.9	20.7	17.4
	木・竹・藁	8.9	11.0	13.3
	厨芥類	17.2	10.7	17.5
	不燃物類	2.1	1.2	1.8
	その他	1.2	0.9	2.0
見掛比重[kg/m ³]		196.3	177.5	201.3
三成分[%]	水分	39.8	39.4	44.1
	可燃分	49.1	51.5	48.9
	灰分	11.1	9.1	7.0
低位発熱量[kJ/kg]		9,828	10,238	9,115
		2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
焼却量[t/年]		26,385	26,957	27,054
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	49.0	56.3	46.3
	ビニール・合成樹脂類	17.3	20.6	22.9
	木・竹・藁	17.3	8.9	11.7
	厨芥類	12.4	11.4	12.3
	不燃物類	2.5	2.4	6.1
	その他	1.6	0.4	0.7
見掛比重[kg/m ³]		216.3	156.3	177.5
三成分[%]	水分	41.8	38.6	33.6
	可燃分	50.3	53.4	56.3
	灰分	8.0	8.0	10.2
低位発熱量[kJ/kg]		9,625	9,930	11,000

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

表 3-1-9 (4) 燃やせるごみの性状 (新市クリーンセンター)

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
焼却量[t/年]		4,737	4,752	4,649
しみの種類・組成[%]	紙・布類	57.7	56.3	54.6
	ビニール・合成樹脂類	10.9	9.1	8.5
	木・竹・藁	6.6	5.0	8.1
	厨芥類	23.1	27.7	26.1
	不燃物類	0.4	0.4	0.4
	その他	1.4	1.5	2.4
見掛比重[kg/m ³]		291.0	292.0	296.0
三成分[%]	水分	63.0	64.7	67.8
	可燃分	33.7	32.0	28.7
	灰分	3.3	3.4	3.5
低位発熱量[kJ/kg]		4,865	4,333	3,433
		2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
焼却量[t/年]		4,688	5,200	5,145
しみの種類・組成[%]	紙・布類	60.1	48.3	46.8
	ビニール・合成樹脂類	12.0	13.2	13.4
	木・竹・藁	4.1	5.4	7.9
	厨芥類	21.8	30.7	28.4
	不燃物類	0.2	0.4	0.4
	その他	1.9	2.0	3.3
見掛比重[kg/m ³]		339.0	454.5	359.0
三成分[%]	水分	65.2	72.0	72.1
	可燃分	31.2	25.3	25.2
	灰分	3.6	2.8	2.7
低位発熱量[kJ/kg]		4,145	3,140	2,490

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

表 3-1-9 (5) 燃やせるごみの性状 (深品クリーンセンター)

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
焼却量[t/年]		18,402	21,939	22,493
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	55.1	52.9	51.9
	ビニール・合成樹脂類	19.1	22.1	18.9
	木・竹・藁	13.7	13.2	14.2
	厨芥類	6.1	6.8	10.4
	不燃物類	3.5	3.6	2.8
	その他	2.5	1.6	1.8
見掛比重[kg/m ³]		281.0	193.0	204.0
三成分[%]	水分	52.1	37.5	43.9
	可燃分	41.7	54.5	48.5
	灰分	6.2	8.0	7.6
低位発熱量[kJ/kg]		6,990	11,293	10,948
		2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
焼却量[t/年]		20,395	17,385	18,812
ごみの種類・組成[%]	紙・布類	52.0	53.6	42.8
	ビニール・合成樹脂類	19.5	22.4	22.0
	木・竹・藁	15.6	10.6	17.8
	厨芥類	7.8	9.0	12.1
	不燃物類	3.1	3.7	2.9
	その他	2.1	0.8	2.6
見掛比重[kg/m ³]		204.0	182.0	207.0
三成分[%]	水分	37.0	42.0	41.0
	可燃分	55.4	52.0	52.7
	灰分	7.6	6.0	6.3
低位発熱量[kJ/kg]		9,743	9,535	9,023

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

1.2.4 ごみ処理に係るコスト

ごみ処理経費の推移は、図 3-1-12 に示すとおりである。

ごみ処理経費は、2014 年度（平成 26 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）まで減少傾向で推移していたが、2017 年度（平成 29 年度）以降は増加傾向で推移し、2019 年度（令和元年度）では約 61 億円である。

また、1 t 当たりの処理経費は 2019 年度（令和元年度）で約 3.8 万円である。

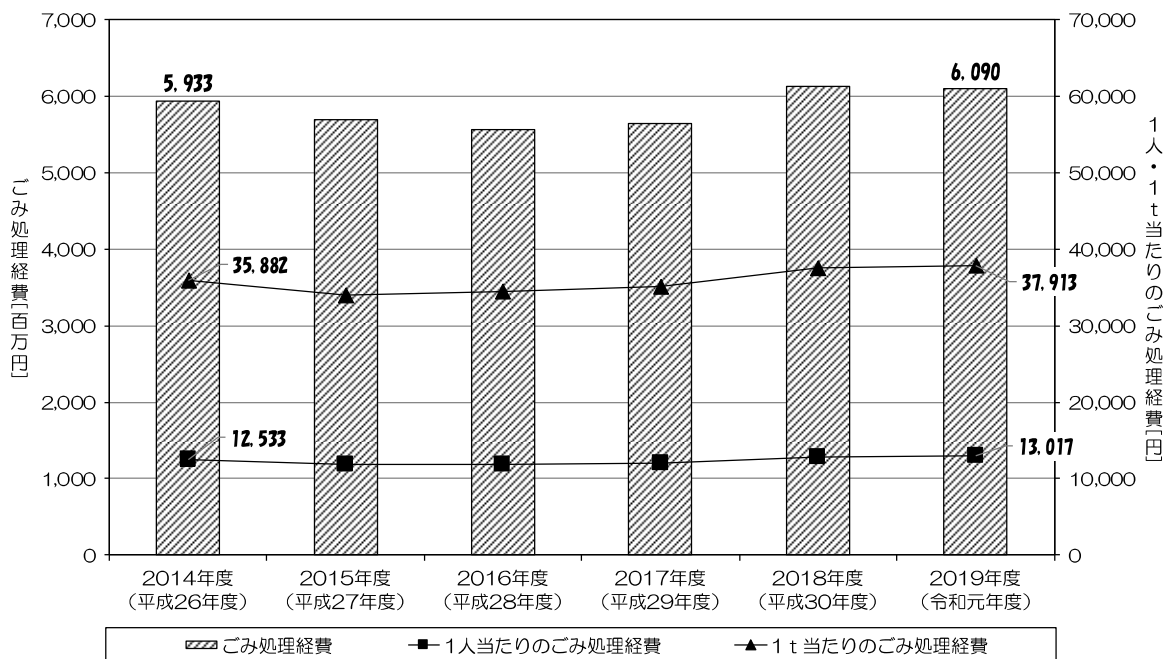


図 3-1-12 ごみ処理経費の推移

1.3 ごみ処理体制

1.3.1 排出抑制・再利用

(1) 環境関連施設の見学会

自治会・女性会等の地域団体を対象に、環境意識の高揚のため、借上げバスによるごみ処理施設等の見学会を実施している。

実施状況は、図 3-1-13 及び表 3-1-10 に示すとおりである。2014 年度（平成 26 年度）以降は実施回数、参加人数ともに減少傾向で推移している。

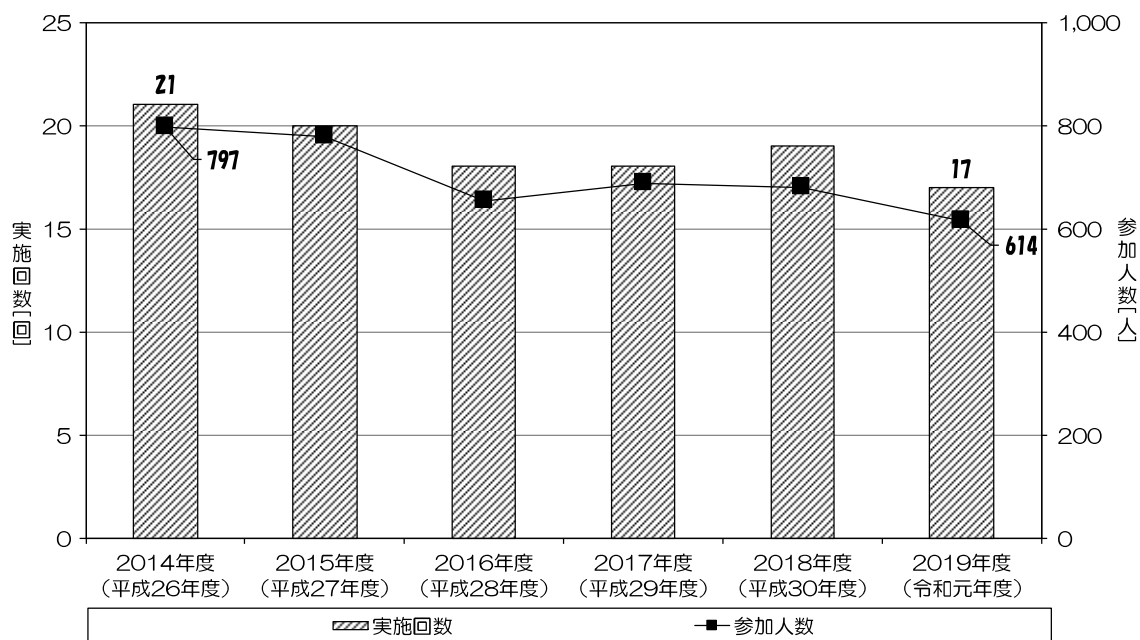


図 3-1-13 環境関連施設の見学会の実施状況

表 3-1-10 環境関連施設の見学会の実施状況

	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
実施回数 [回]	21	20	18
参加人数 [人]	797	778	653
	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
実施回数 [回]	18	19	17
参加人数 [人]	688	680	614

(2) リサイクルプラザ及び出前講座の状況

リサイクル体験学習や情報提供の場として 2000 年度（平成 12 年度）にリサイクルプラザを整備し、ごみ減量・リサイクル推進についての啓発を行っている。

ごみ減量・リサイクル推進についての環境学習の実施状況は、図 3-1-14 及び表 3-1-11 に示すとおりである。

出前講座の実施状況は、2014 年度（平成 26 年度）以降、減少傾向にある。

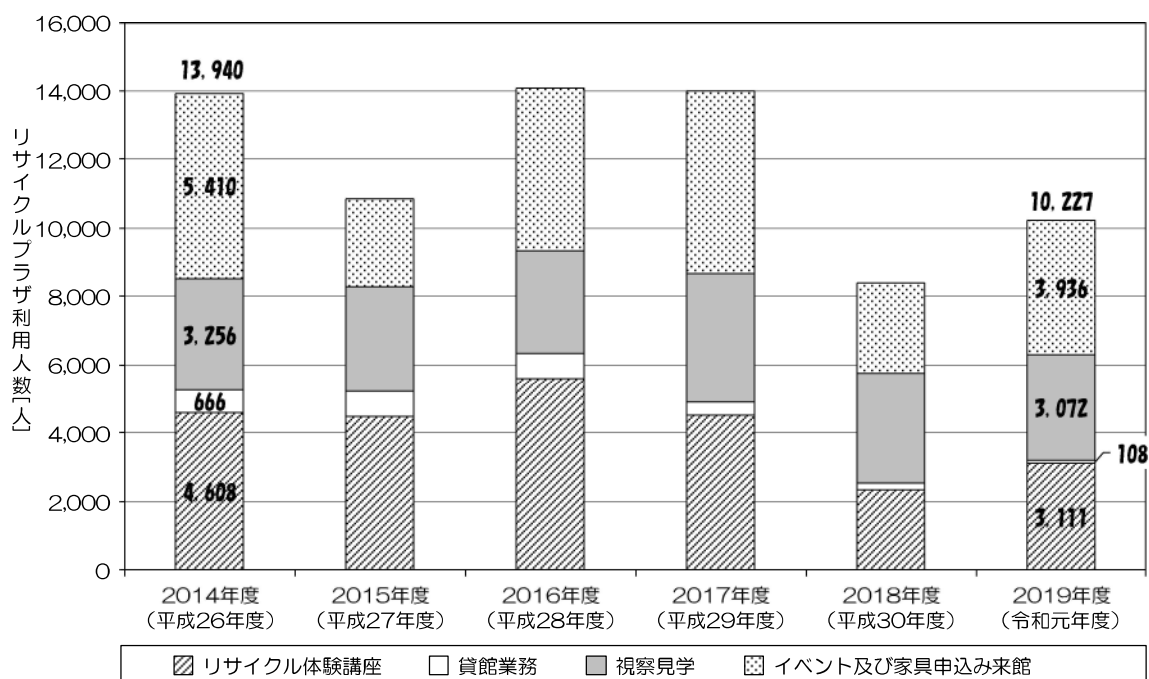


図 3-1-14 (1) リサイクルプラザの利用人数

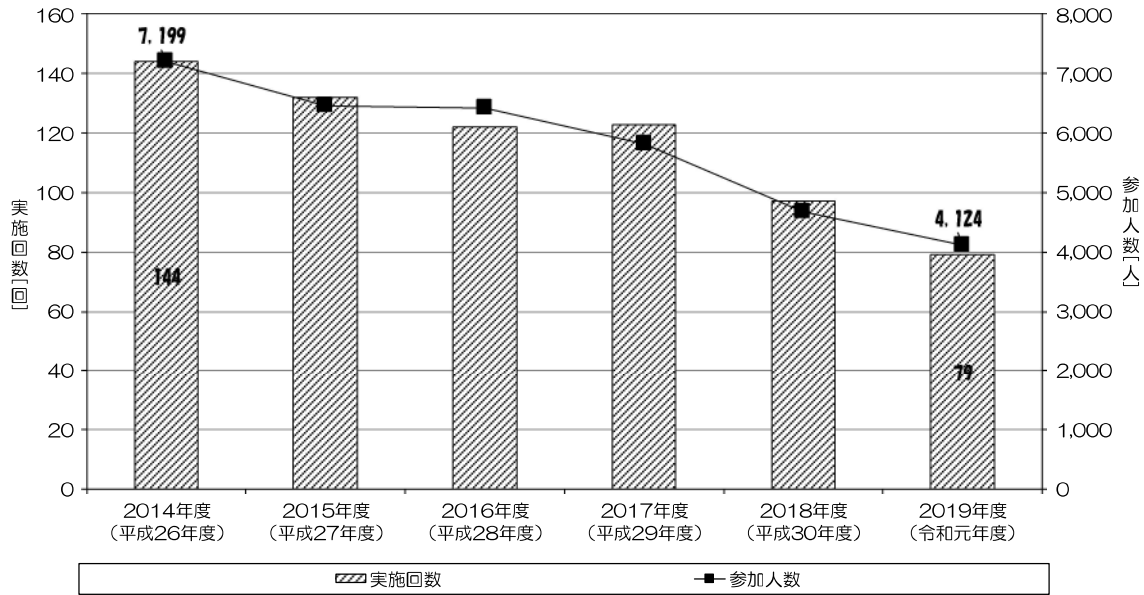


図 3-1-14 (2) 出前講座の実施状況

表 3-1-11 リサイクルプラザの利用状況

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
利用 状況 [人]	体験講座 ¹⁾	4,608	4,469	5,607
	貸館業務	666	756	760
	視察見学	3,256	3,080	2,979
	その他来館 ²⁾	5,410	2,538	4,724
	合計	13,940	10,843	14,070
出前 講座	回数[回]	144	132	122
	人数[人]	7,199	6,455	6,426
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
利用 状況 [人]	体験講座 ¹⁾	4,528	2,348	3,111
	貸館業務	379	196	108
	視察見学	3,756	3,221	3,072
	その他来館 ²⁾	5,335	2,641	3,936
	合計	13,998	8,406	10,227
出前 講座	回数[回]	123	97	79
	人数[人]	5,821	4,675	4,124

1) 体験講座は、2017年度(平成29年度)までリサイクル体験講座及び出張講座を示しており、以降は「ecoチャレンジ講座」を示す。

2) その他来館は、2017年度(平成29年度)までイベント及び家具申込み来館を示しており、以降はイベントのみを示す。

(3) エコショップの認定

2004 年度（平成 16 年度）から、買い物袋持参の推進や再生商品の販売、ごみの減量化等に取り組んでいる店舗を「エコショップ（環境にやさしい店）」として認定し、広く市民にアピールすることにより、環境保全意識の高揚とごみの減量化を推進している。

また、2006 年度（平成 18 年度）からは、認定店で組織する「エコショップ協議会」により紙ごみの拠点回収を実施しており、その収益により「緑のカーテン支援事業」として市内の小学校へゴーヤの苗等を寄付している。更には 2015 年（平成 27 年）6 月から、拠点回収の場において「ポイント制」を導入し、利用者の拡大と資源化の増進に努めている。

エコショップの認定店は、表 3-1-12 に示すとおりである。

表 3-1-12 エコショップ認定状況

	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
認定店舗数 [店]	85	85	90
	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
認定店舗数 [店]	95	90	90

(4) 生ごみ処理器設置補助(2018年度(平成 30 年度)で終了)

1991 年（平成 3 年）4 月に生ごみ処理器設置補助金制度を設け、1996 年（平成 8 年）からは、機械的にかくはん・加熱などを行い、生ごみを分解・消滅させるもの（加熱式等）、2010 年（平成 22 年）4 月からは、密閉容器に生ごみを入れ、微生物の働きを利用して堆肥にするもの（密閉式堆肥化容器）についても対象を拡大し、設置の促進を図っていた。補助額は、購入価格の 1/2（100 円未満の端数は切り捨て。限度額 15,000 円）としていた。

補助実績は、図 3-1-15 及び表 3-1-13 に示すとおりである。

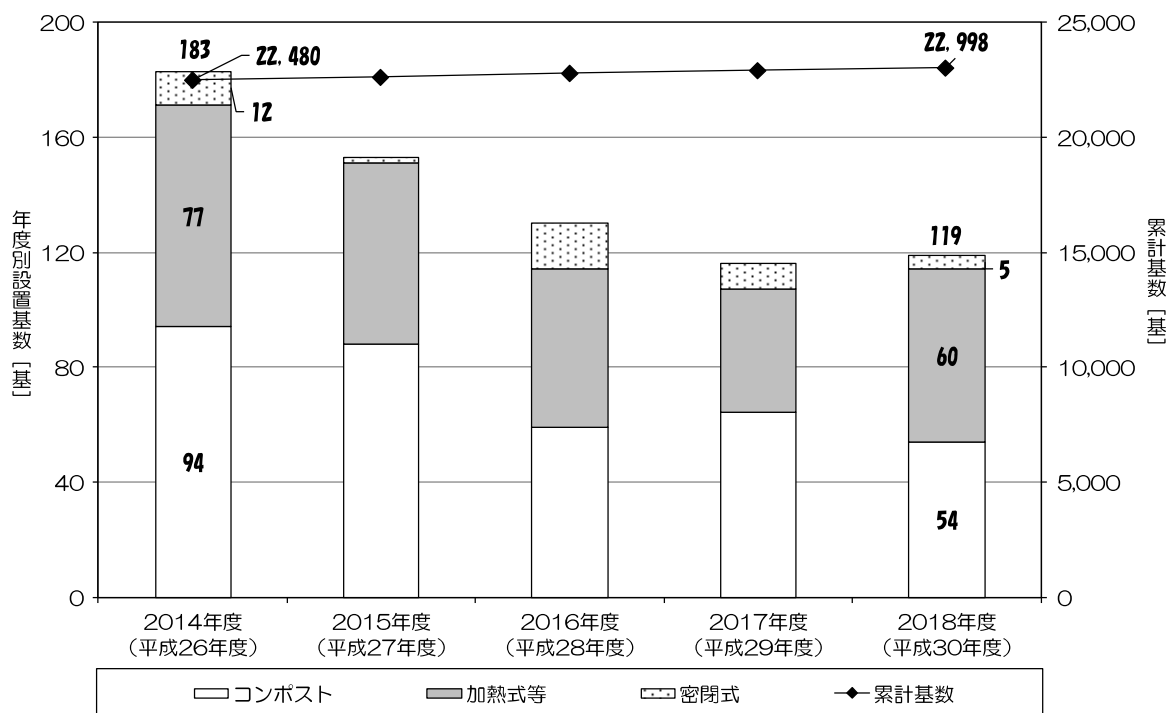


図 3-1-15 生ごみ処理器の導入状況

表 3-1-13 生ごみ処理器の導入状況

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
基数 [基]	コンポスト	94	88	59
	加熱式等	77	63	55
	密閉式	12	2	16
	小計	183	153	130
	累計	22,480	22,633	22,763
補助額[千円]		1,432	1,159	997
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
基数 [基]	コンポスト	64	54	
	加熱式等	43	60	
	密閉式	9	5	
	小計	116	119	
	累計	22,879	22,998	
補助額[千円]		814	993	

(5) 資源回収推進団体補助

1989年（平成元年）4月から資源回収推進団体補助金制度を設け、自治会等の資源回収を推進している。対象品目は、古紙類、繊維類、金属類（アルミ缶・スチール缶）、びん類であり、補助額は8円/kgである。

補助実績は、図 3-1-16 及び表 3-1-14 に示すとおりである。

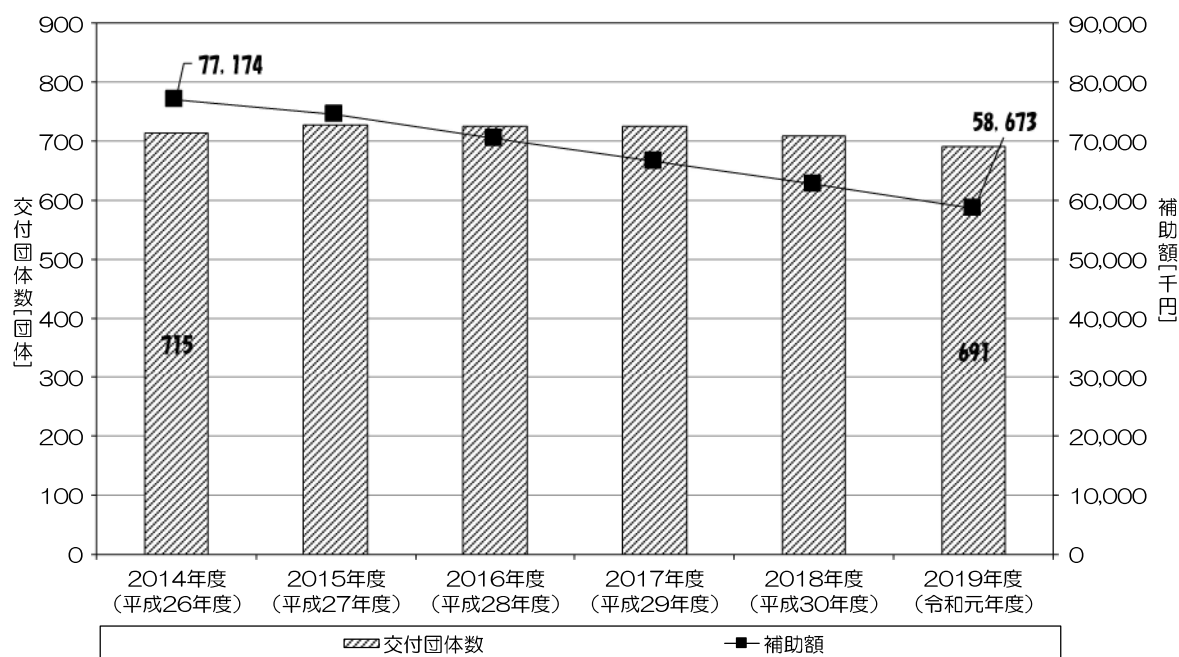


図 3-1-16 資源回収推進団体補助の実績

表 3-1-14 資源回収推進団体補助の実績

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
交付団体数[団体]	715	728	727
補助額[千円]	77,174	74,755	70,456
回収量[t/年]	9,647	9,344	8,807
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
交付団体数[団体]	727	709	691
補助額[千円]	66,650	62,791	58,673
回収量[t/年]	8,331	7,849	7,334

(6) 資源回収協力店

資源回収ルート確保を図り、資源回収活動を促進し、ごみの減量化を図ることを目的として、2009年（平成21年）4月に資源回収協力店制度を制定した。

資源回収協力店の登録状況は、表 3-1-15 に示すとおりである。

表 3-1-15 資源回収協力店登録状況

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
協力店〔事業所〕	18	17	16
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
協力店〔事業所〕	16	15	15

(7) 資源化量及びリサイクル率の実績

資源化量及びリサイクル率の推移は、図 3-1-17 及び表 3-1-16 に示すとおりである。

総資源化量は、2014年度（平成26年度）以降、減少傾向にあり、2019年度（令和元年度）のリサイクル率は、RDF製造量を含めると43.3%、RDF製造量を除くと11.0%となっている。

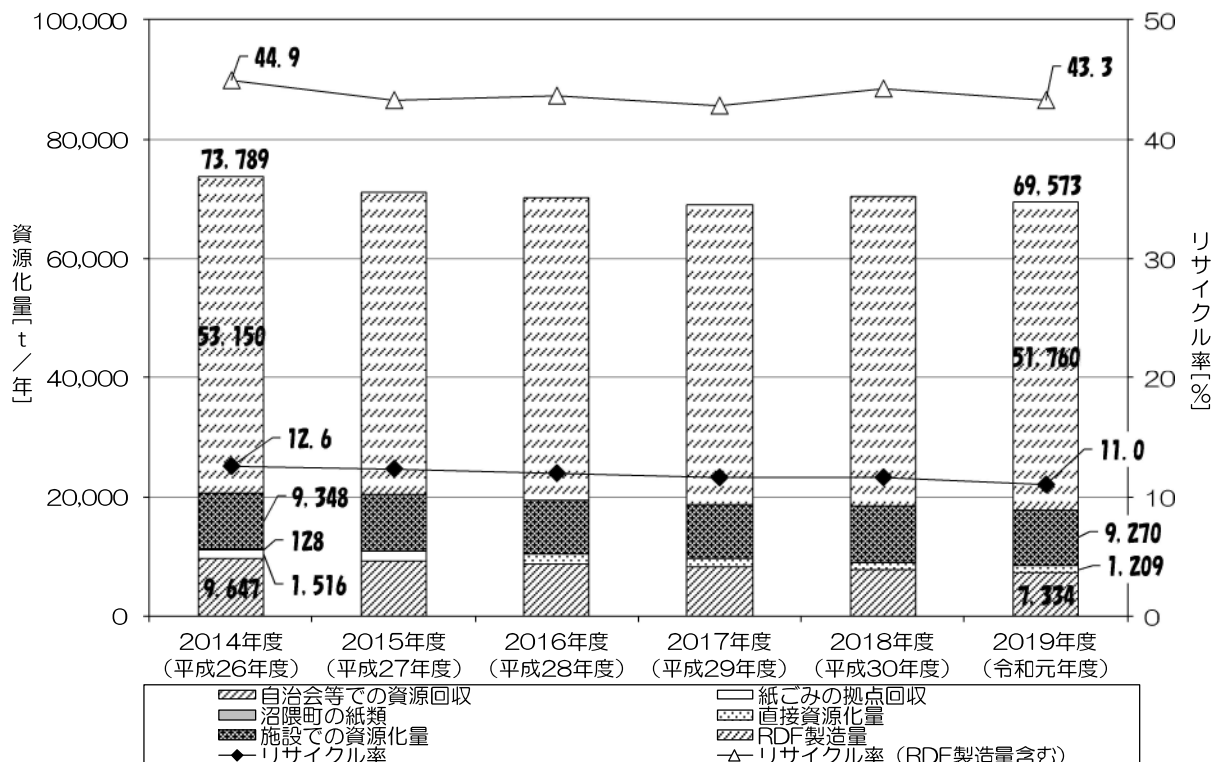


図 3-1-17 資源化量及びリサイクル率の推移

表 3-1-16 資源化量及びリサイクル率の推移

			2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
総資源化量 [t/年]	その他資源化量	自治会等の資源回収量	9,647	9,344	8,807
		紙ごみの拠点回収量	1,516	1,472	-
		沼隈町の紙類	128	120	-
	直接資源化量		-	-	1,546
	施設での資源化量		9,348	9,383	9,060
	RDF 製造量		53,150	50,938	50,853
	合計		73,789	71,257	70,266
ごみ総排出量[t/年]			164,486	164,883	161,139
リサイクル率 ¹⁾ [%]			12.6	12.3	12.0
リサイクル率 (RDF 製造量含む) ²⁾ [%]			44.9	43.3	43.6
			2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
総資源化量 [t/年]	その他資源化量	自治会等の資源回収量	8,331	7,849	7,334
		紙ごみの拠点回収量	-	-	-
		沼隈町の紙類	-	-	-
	直接資源化量		1,447	1,280	1,209
	施設での資源化量		8,967	9,388	9,270
	RDF 製造量		50,180	51,986	51,760
	合計		68,925	70,503	69,573
ごみ総排出量[t/年]			160,802	159,551	160,630
リサイクル率 ¹⁾ [%]			11.6	11.6	11.0
リサイクル率 (RDF 製造量含む) ²⁾ [%]			42.8	44.2	43.3

1) リサイクル率 [%] = (総資源化量 - RDF 製造量) / ごみ総排出量


2) リサイクル率 (RDF 製造量含む) [%] = 総資源化量 / ごみ総排出量

1.3.2 分別区分

本市の家庭系ごみ分別区分は、表 3-1-17 に示すように、「燃やせるごみ」、「資源ごみ」、「容器包装プラスチックごみ」、「不燃（破碎）ごみ」、「燃やせる粗大ごみ」、「蛍光灯・使用済乾電池・ビデオテープ類・ライター類」の6種類となっている。

2006年（平成18年）4月から、プラスチックごみの分別方法を容器包装プラスチックごみ、燃やせるごみ、ビデオテープ類に細分化した。また、2007年（平成19年）4月からは、不燃（破碎）ごみとして処理していたくつ・カバン・財布等の皮革類は「燃やせるごみ」となり、2008年（平成20年）4月からは、不燃（破碎）ごみとして処理していた石油ストーブ・石油ファンヒーターは「資源ごみ」、2013年（平成25年）4月からは、不燃（破碎）ごみとして処理していた電気・ガスストーブ（ファンヒーター）は「資源ごみ」、蛍光灯は「燃やせる粗大ごみ」の収集日と併せて収集している。

表 3-1-17 分別区分の概要

区分	収集回数	主な内容
燃やせるごみ	週2回	生ごみ類、紙くず類、木くず類、衣類・布類、灰、汚れが落ちない容器包装プラスチック、プラスチック製の商品、皮革類
資源ごみ	月2回	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター
容器包装プラスチックごみ	週1回	 識別マークがついているもの
不燃（破碎）ごみ	月2～3回	ガラス類、陶磁器類、小型家電、その他不燃製品、燃やせない粗大ごみ
燃やせる粗大ごみ	年4回	木製の家具類、寝具類
蛍光灯 使用済乾電池 ビデオテープ類 ライター類		蛍光灯、使用済乾電池、ビデオテープ類、ライター類

※一部地域は除く。

1.3.3 収集運搬

家庭系ごみについては、区域ごとに直営及び委託業者により、ステーション方式で収集を行っている。なお、ごみ搬送の効率を高めるため、松永地区等のごみを一時貯留し中継するストックヤードを慶応浜埋立地内に設置している。また、紙ごみ等を集積し一時保管する施設を西部清掃工場地内に設置している。

各施設の概要は、表 3-1-18 に示すとおりである。

事業系ごみについては、排出事業者が処理施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼している。

表 3-1-18 中継・保管施設の概要

施設名	慶応浜ストックヤード	西部ストックヤード
所在地	柳津町 2285 番地	赤坂町赤坂 521 番地
竣工年月	2000 年（平成 12 年）9 月	2013 年（平成 25 年）9 月
概要	粗大ごみ置き場 : 200 m ² 容器包装プラスチックごみ置き場 : 600 m ² 資源ごみ置き場 : 600 m ²	3 ヤード : 120 m ²

1.3.4 中間処理

(1) 焼却施設の概要

市内の一部から排出された「燃やせるごみ」は、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターで焼却処理している。

各施設の概要は、表 3-1-19 に示すとおりである。

表 3-1-19 焼却施設の概要

施設名	西部清掃工場	新市クリーンセンター
所在地	赤坂町赤坂 521 番地	新市町下安井 3328 番地 6
処理対象物	燃やせるごみ	燃やせるごみ
竣工年月	1980 年(昭和 55 年)8 月※	1994 年(平成 6 年)3 月
処理方式	全連続燃焼式(ストーカ炉)	機械化バッチ式
処理能力	75t/24h × 2 炉	15t/8h × 2 炉
施設名	深品クリーンセンター	次期ごみ処理施設<整備中>
所在地	神辺町上御領 3000 番地 7	箕沖町 107 番 14
処理対象物	燃やせるごみ	燃やせるごみ, 燃やせる粗大ごみ
竣工年月	1994 年(平成 6 年)12 月	2024 年(令和 6 年)8 月(予定)
処理方式	准連続燃焼式(ストーカ炉)	ストーカ式焼却方式
処理能力	40t/16h × 2 炉	(燃やせるごみ) 200t/24h × 3 炉 (燃やせる粗大ごみ) 16t/5h

※1995 年(平成 7 年度)~1997 年(平成 9 年)に基幹改良を実施

(2) 焼却量等

焼却施設での焼却量等の推移は、図 3-1-18 及び表 3-1-20 に示すとおりである。

焼却処理量は、横ばいで推移しており、2019 年度（令和元年度）は、51,011t/年である。

焼却残渣量は、横ばいで推移しており、2019 年度（令和元年度）では 8,742t/年である。

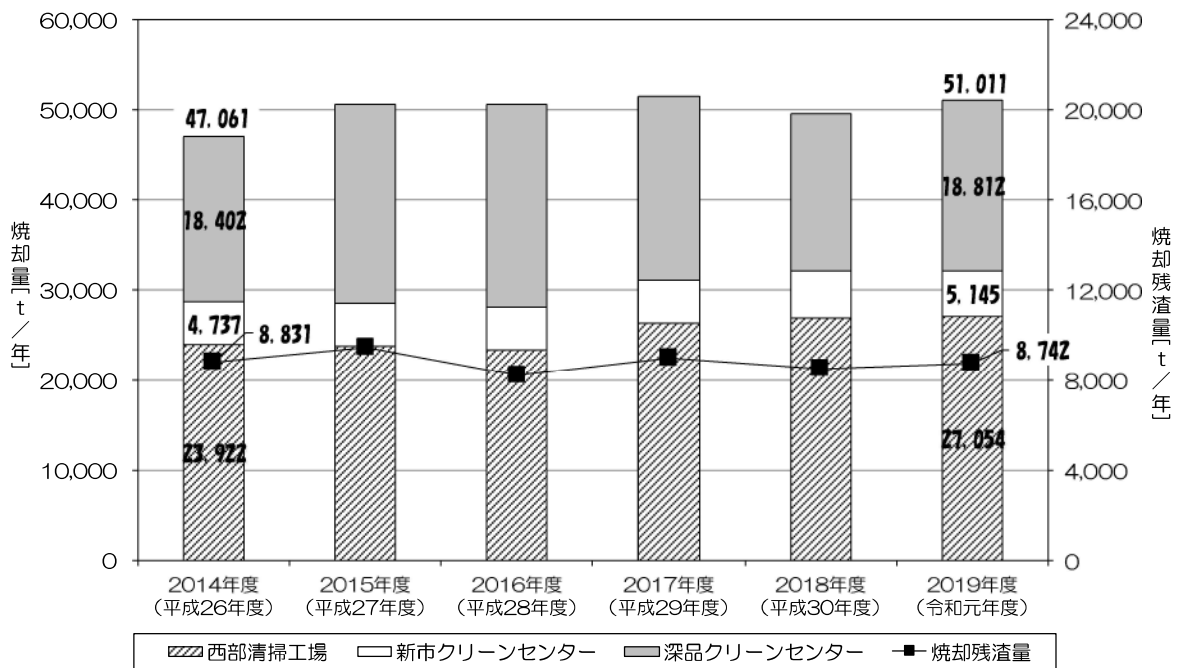


図 3-1-18 焼却量等の推移

表 3-1-20 焼却量等の推移

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
焼却量「t/年」	西部清掃工場	23,922	23,851	23,425
	新市クリーンセンター	4,737	4,752	4,649
	深品クリーンセンター	18,402	21,939	22,493
	合計	47,061	50,542	50,567
焼却残渣量「t/年」	西部清掃工場	5,024	5,428	3,995
	新市クリーンセンター	836	802	793
	深品クリーンセンター	2,971	3,253	3,448
	合計	8,831	9,483	8,236
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
焼却量「t/年」	西部清掃工場	26,385	26,957	27,054
	新市クリーンセンター	4,688	5,200	5,145
	深品クリーンセンター	20,395	17,385	18,812
	合計	51,468	49,542	51,011
焼却残渣量「t/年」	西部清掃工場	5,058	5,059	5,046
	新市クリーンセンター	779	813	782
	深品クリーンセンター	3,184	2,654	2,914
	合計	9,021	8,526	8,742

(3) ごみ固形燃料化施設の概要

本市では、ダイオキシン類及び最終処分量の削減、未利用エネルギーの有効利用等のため、可燃性ごみの固形燃料（RDF）化を実施し、隣接する発電所に燃料として供給している。

ごみ固形燃料化施設の概要は、表 3-1-21 に示すとおりである。

表 3-1-21 ごみ固形燃料化施設の概要

施設名	ごみ固形燃料工場
所在地	箕沖町 107 番地 7
処理対象物	燃やせるごみ
竣工年月	2004年(平成16年)3月
処理能力	75t/16h × 4系列

(4) ごみ固形燃料化量等

ごみ固形燃料工場でのごみ固形燃料化量等の推移は、図 3-1-19 及び表 3-1-22 に示すとおりである。

ごみ固形燃料化量及び RDF 製造量は、ほぼ横ばいで推移している。

残渣量は、減少傾向で推移しており、2019 年度（令和元年度）では 771t/年である。

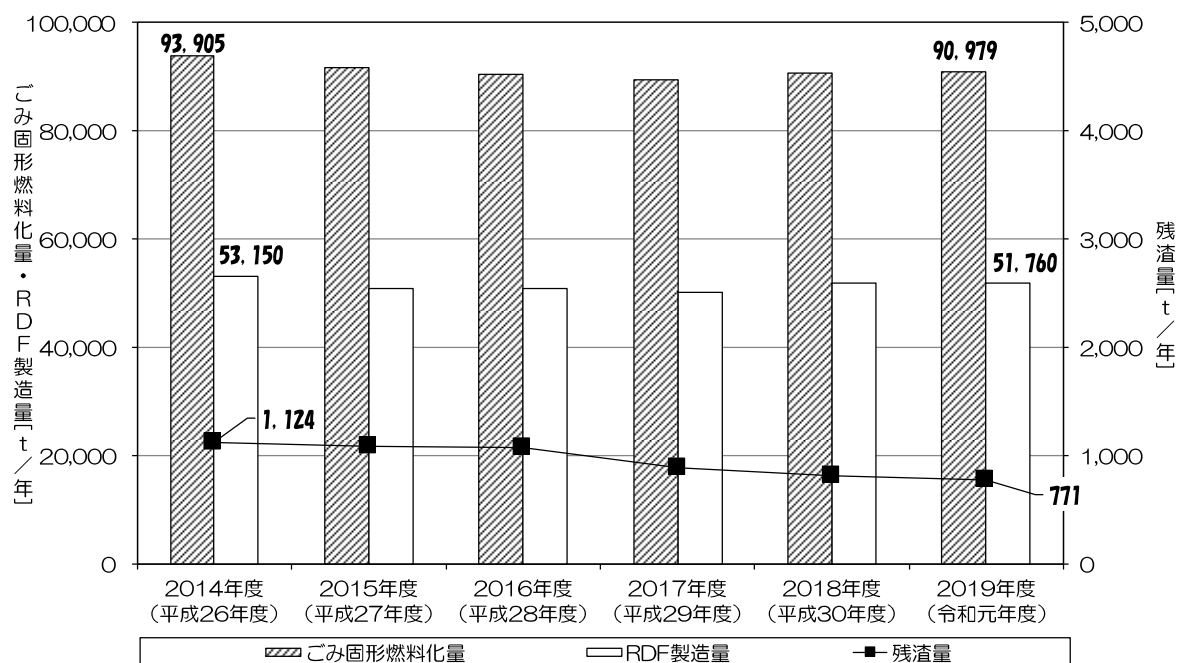


図 3-1-19 ごみ固形燃料化量等の推移

表 3-1-22 ごみ固形燃料化量等の推移

	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
ごみ固形燃料化量 [t/年]	93,905	91,668	90,516
RDF 製造量 [t/年]	53,150	50,938	50,853
残渣量 [t/年]	1,124	1,084	1,074
	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
ごみ固形燃料化量 [t/年]	89,417	90,610	90,979
RDF 製造量 [t/年]	50,180	51,986	51,760
残渣量 [t/年]	888	817	771

(6) 資源化量等

資源化施設での資源化量等の推移は、図 3-1-20 及び表 3-1-24 に示すとおりである。

資源化施設への搬入量及び資源化量は、横ばいで推移しており、2019年度（令和元年度）は、搬入量が16,775t/年、資源化量が9,270t/年である。

また、不燃残渣量及び可燃残渣量も横ばいで推移しており、2019年度（令和元年度）は、不燃残渣量が9,061t/年、可燃残渣量が1,013t/年である。

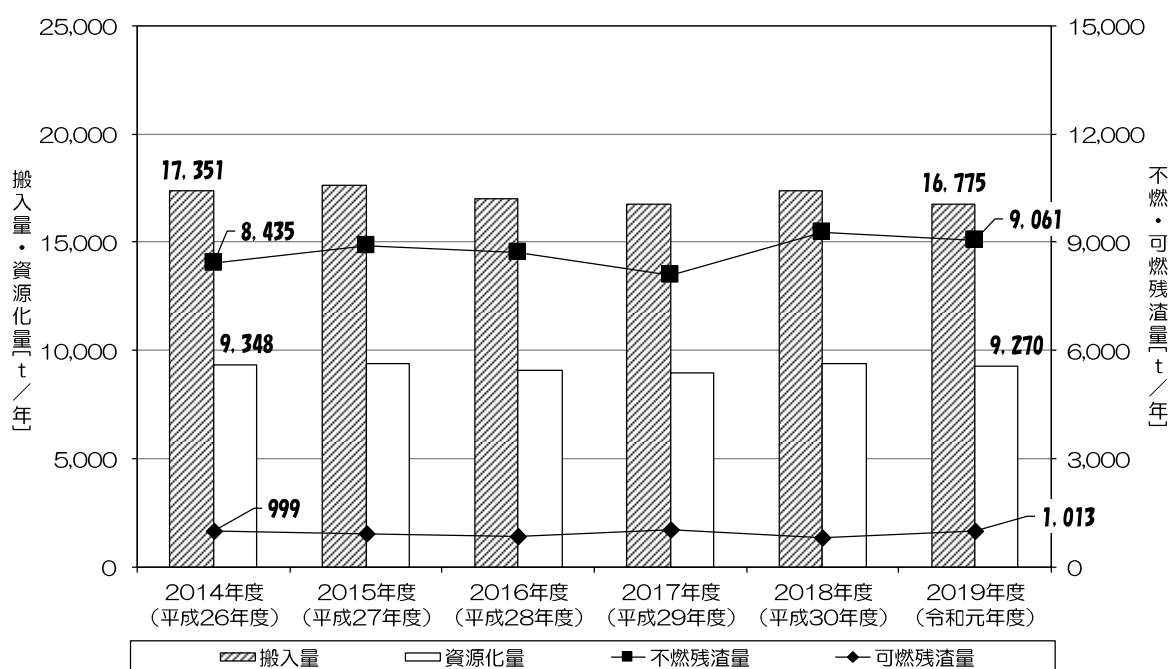


図 3-1-20 資源化量等の推移

表 3-1-24 (1) 資源化量等の推移

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
搬入量 〔t/年〕	リサイクル工場	10,836	11,007	9,623
	内海リサイクルセンター	143	80	81
	福山リサイクルセンター	4,887	5,057	4,926
	神辺クリーンセンター	1,485	1,489	2,390
	合計	17,351	17,633	17,020
資源化量 〔t/年〕	リサイクル工場	5,383	5,526	5,290
	内海リサイクルセンター	95	31	43
	福山リサイクルセンター	3,260	3,224	3,131
	神辺クリーンセンター	610	602	596
	合計	9,348	9,383	9,060
不燃残渣量 〔t/年〕	リサイクル工場	5,906	6,282	6,178
	内海リサイクルセンター	22	22	16
	福山リサイクルセンター	2,041	2,120	2,058
	神辺クリーンセンター	466	481	486
	合計	8,435	8,905	8,738
可燃残渣量 〔t/年〕	リサイクル工場	973	900	825
	内海リサイクルセンター	0	0	0
	福山リサイクルセンター	3	4	3
	神辺クリーンセンター	23	24	24
	合計	999	928	852

表 3-1-24 (2) 資源化量等の推移

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
搬入量 〔t/年〕	リサイクル工場	9,298	10,109	10,092
	内海リサイクルセンター	84	73	85
	福山リサイクルセンター	4,972	4,833	4,329
	神辺クリーンセンター	2,415	2,386	2,269
	合計	16,769	17,401	16,775
資源化量 〔t/年〕	リサイクル工場	5,213	5,734	5,631
	内海リサイクルセンター	48	40	46
	福山リサイクルセンター	3,102	3,030	3,002
	神辺クリーンセンター	604	584	591
	合計	8,967	9,388	9,270
不燃残渣量 〔t/年〕	リサイクル工場	5,541	6,617	6,403
	内海リサイクルセンター	15	29	18
	福山リサイクルセンター	2,052	2,100	2,056
	神辺クリーンセンター	491	548	584
	合計	8,099	9,294	9,061
可燃残渣量 〔t/年〕	リサイクル工場	1,013	801	989
	内海リサイクルセンター	0	0	0
	福山リサイクルセンター	4	3	3
	神辺クリーンセンター	24	23	21
	合計	1,041	827	1,013

1.3.5 最終処分

(1) 最終処分場の概要

ごみ固形燃料工場，リサイクル工場，内海リサイクルセンター，福山リサイクルセンター，神辺クリーンセンターからの中間処理残渣や西部清掃工場，新市クリーンセンター，深品クリーンセンターからの焼却残渣を，箕沖埋立地，慶応浜埋立地，新市埋立地，内海埋立地，深品埋立地において埋立処分している。また，中間処理残渣や焼却残渣のほかに町内清掃土を搬入している。

最終処分場の概要は，表 3-1-25 に示すとおりである。

なお，新市町においては，合併前から「埋立ごみ」及び「燃やせない粗大ごみ」を新市埋立地において直接埋立していたが，2007 年度（平成 19 年度）以降は，中間処理施設において処理しており，現在は焼却残渣のみを埋立処分している。

表 3-1-25 最終処分場の概要

施設名	箕沖埋立地	
所在地	箕沖町 107 番地 4	箕沖町 107 番地 3
敷地面積	85,000m ²	165,000m ²
埋立面積	85,000m ²	165,000m ²
埋立容量	628,000m ³	1,495,000m ³
供用開始年月	1989 年（平成元年）10 月	1978（昭和 53 年）年 5 月
形式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式
施設名	慶応浜埋立地	内海埋立地
所在地	柳津町 2285 番地	内海町 662 番地
敷地面積	52,644m ²	42,600m ²
埋立面積	41,000m ²	3,000m ²
埋立容量	155,800m ³	10,700m ³
供用開始年月	1981 年（昭和 56 年）4 月	1994 年（平成 6 年）4 月
形式	サンドイッチ方式	セル工法
施設名	新市埋立地	深品埋立地
所在地	新市町下安井 1825	神辺町上御領 7300 番地 13
敷地面積	62,644m ²	42,300m ²
埋立面積	7,200m ²	8,700m ²
埋立容量	60,000m ³	75,000m ³
供用開始年月	1994 年（平成 6 年）3 月	2000 年（平成 12 年）4 月
形式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式

(2) 最終処分量等

最終処分場には直接埋立，中間処理残渣，焼却残渣とともに，町内清掃土を搬入している。

最終処分量等の推移は，図 3-1-21 及び表 3-1-26 に示すとおりである。

最終処分量は，横ばいで推移しており，2019年度（令和元年度）では 16,376t/年である。

また，町内清掃土搬入量はやや増加傾向を示しており，最終処分量等に対する割合は依然として高い傾向にある。

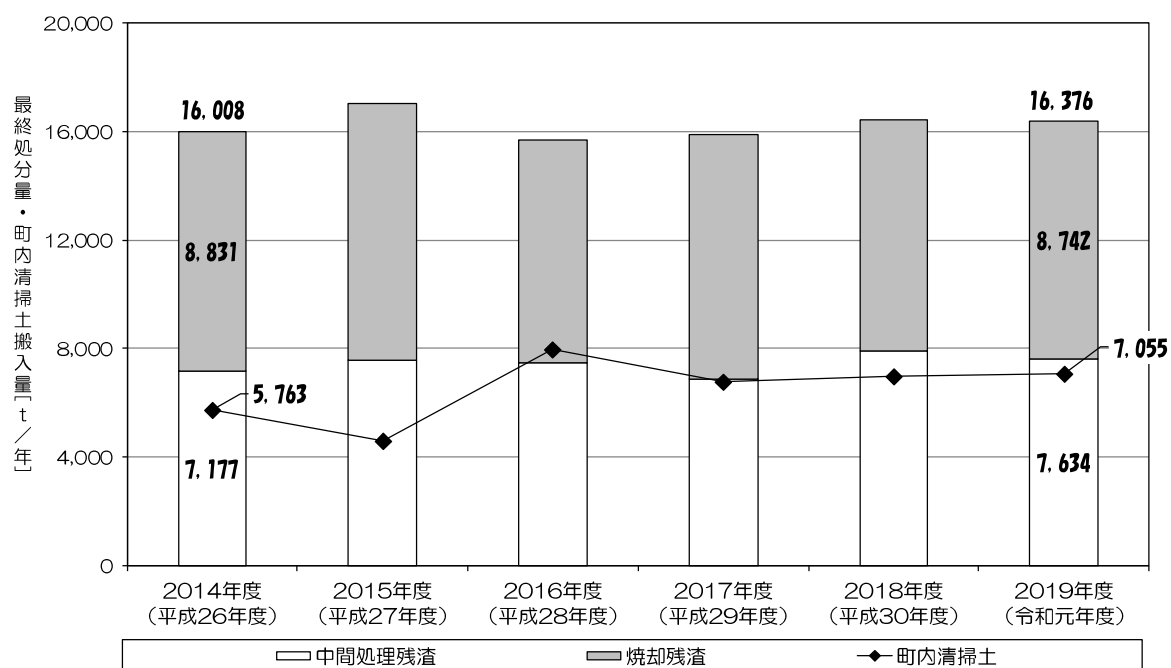


図 3-1-21 最終処分量等の推移

表 3-1-26 (1) 最終処分量等の推移

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
中間処理残渣 [t/年]	箕沖埋立地	7,155	7,550	7,467
	慶応浜埋立地	0	0	0
	内海埋立地	22	22	16
	新市埋立地	0	0	0
	深品埋立地	0	0	0
	小計	7,177	7,572	7,483
焼却残渣 [t/年]	箕沖埋立地	5,024	5,428	3,995
	慶応浜埋立地	0	0	0
	内海埋立地	0	0	0
	新市埋立地	836	802	793
	深品埋立地	2,971	3,253	3,448
	小計	8,831	9,483	8,236
最終処分量の合計[t/年]		16,008	17,055	15,719
町内清掃土 [t/年]	箕沖埋立地	5,450	4,226	7,455
	慶応浜埋立地	313	359	515
	内海埋立地	0	0	0
	新市埋立地	0	0	0
	深品埋立地	0	0	0
	小計	5,763	4,585	7,970
埋立地搬入量の総量[t/年]		21,771	21,640	23,689

表 3-1-26 (2) 最終処分量等の推移

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
中間処理残渣 [t/年]	箕沖埋立地	6,874	7,905	7,616
	慶応浜埋立地	0	0	0
	内海埋立地	15	19	18
	新市埋立地	0	0	0
	深品埋立地	0	0	0
	小計	6,889	7,924	7,634
焼却残渣 [t/年]	箕沖埋立地	5,058	5,059	5,046
	慶応浜埋立地	0	0	0
	内海埋立地	0	0	0
	新市埋立地	779	813	782
	深品埋立地	3,184	2,654	2,914
	小計	9,021	8,526	8,742
最終処分量の合計[t/年]		15,910	16,450	16,376
町内清掃土 [t/年]	箕沖埋立地	6,079	6,354	6,471
	慶応浜埋立地	687	615	572
	内海埋立地	0	10	12
	新市埋立地	0	0	0
	深品埋立地	0	0	0
	小計	6,766	6,979	7,055
埋立地搬入量の総量[t/年]		22,676	23,429	23,431

1.4 ごみ排出量の将来予測

1.4.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-1-22 に示すとおりである。

ごみ排出量の将来推計は、策定指針に基づき、直近の6年間（2014年度〔平成26年度〕～2019年度〔令和元年度〕）におけるそれぞれの排出原単位の実績を基にトレンド推計を行い、その推計値に人口及び年間日数を乗じて算出する。

なお、家庭系ごみ排出量及びその他資源化量、直接資源化量の排出原単位は、1人1日当たりの排出量（g/人・日）を用いる。一方、事業系ごみは、事業所数及び事業形態等により、排出量の増減が生じるものであることから、排出原単位には1日当たりの排出量（t/日）を用いる。

上記の家庭系ごみ、事業系ごみ、その他資源化量、直接資源化量において、実績にばらつきがあり明確な傾向が得られないものについては平均値を用いることとした。

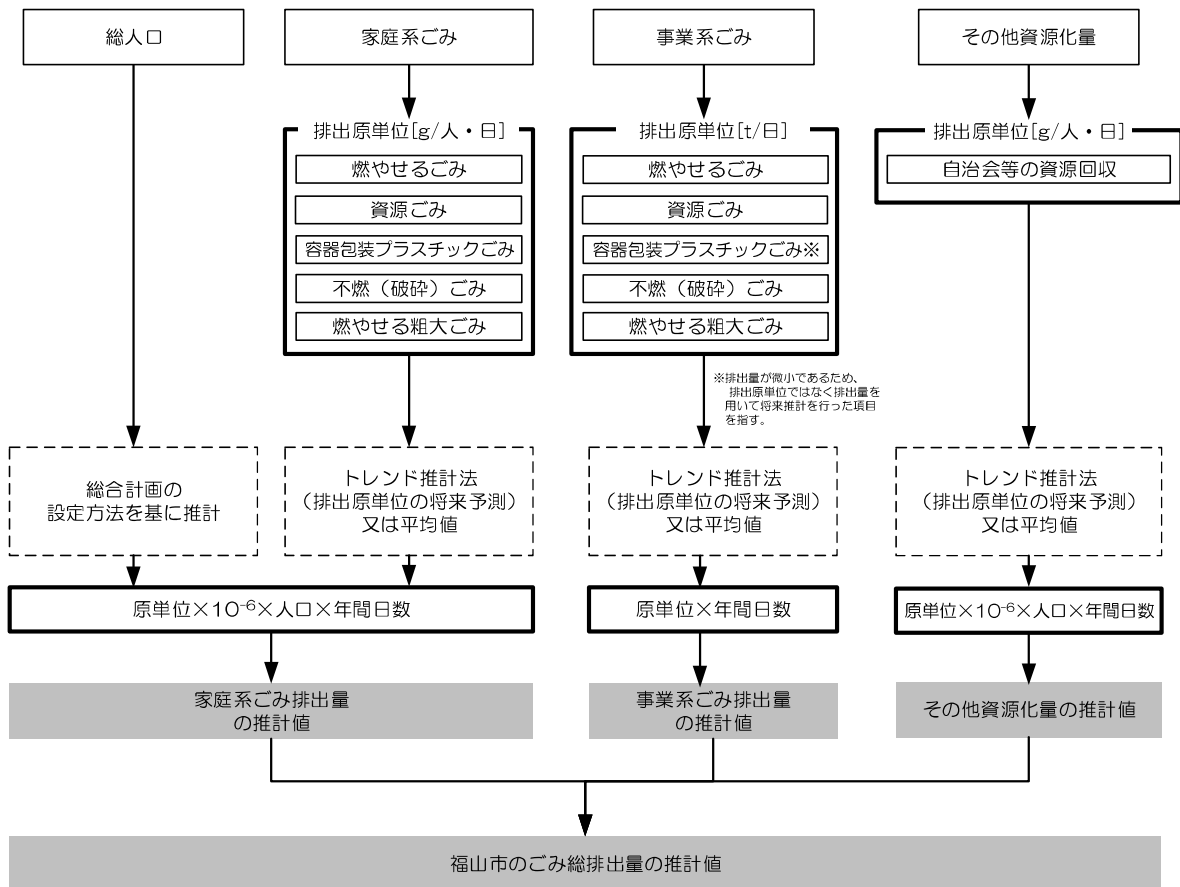


図 3-1-22 将来予測の手順

1.4.2 将来予測結果

(1) 人口

人口の推計結果は、図 3-1-23 及び表 3-1-27 に示すとおりである。

人口は 2014 年度（平成 26 年度）以降、減少傾向で推移し、2019 年度（令和元年度）の人口は 467,837 人、2025 年度（令和 7 年度）の人口は 462,077 人を見込んでいる。

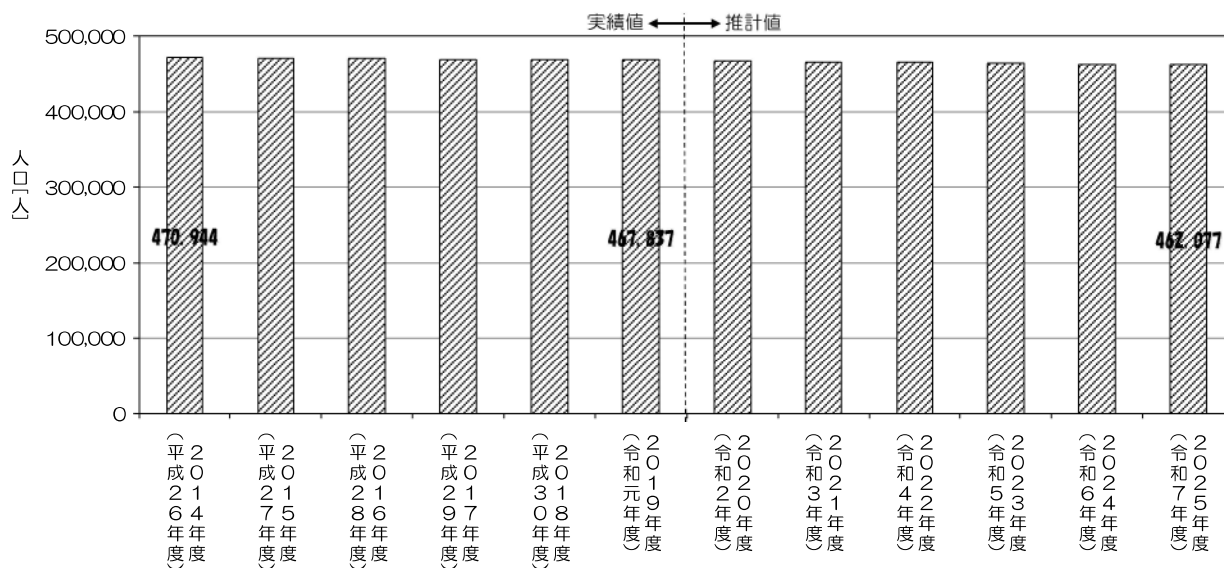


図 3-1-23 人口の将来予測結果

表 3-1-27 人口の将来予測結果

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
人口 (人)	470,944	467,837	462,077

※2025 年度（令和 7 年度）は、総合計画の設定方法を基に推計を行った数値を示す。

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出原単位の将来予測結果（現状予測）は、図 3-1-24 及び表 3-1-28 に示すとおりである。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち、燃やせるごみ及び資源ごみは減少傾向で推移すると予測している。また、容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみ及び燃やせる粗大ごみは横ばいで推移すると予測している。

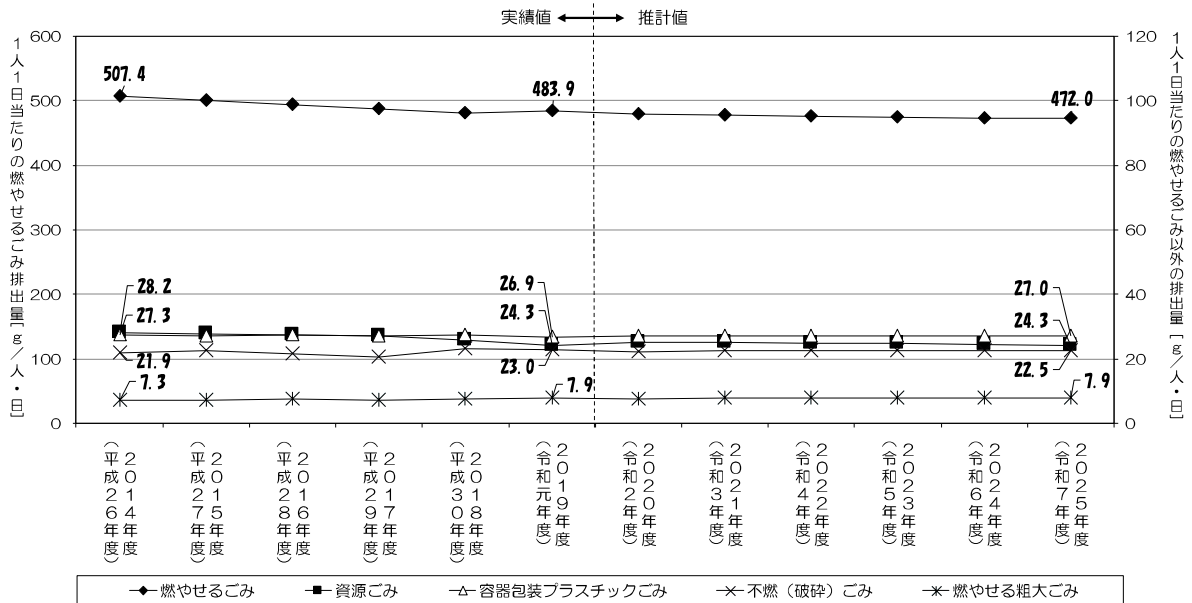


図 3-1-24 家庭系ごみ排出原単位の将来予測結果

表 3-1-28 家庭系ごみ排出原単位の将来予測結果

	2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
燃やせるごみ[g/人・日]	507.4	483.9	472.0
資源ごみ[g/人・日]	28.2	24.3	24.3
容器包装プラスチックごみ [g/人・日]	27.3	26.9	27.0
不燃（破碎）ごみ[g/人・日]	21.9	23.0	22.5
燃やせる粗大ごみ[g/人・日]	7.3	7.9	7.9
合計[g/人・日]	592.1	566.0	553.7

家庭系ごみ排出量の将来予測結果（現状予測）は、図 3-1-25 及び表 3-1-29 に示すとおりである。

人口の減少に伴い、家庭系ごみの全ての品目について減少すると予測しているため、家庭系ごみ全体の排出量も減少すると予測している。

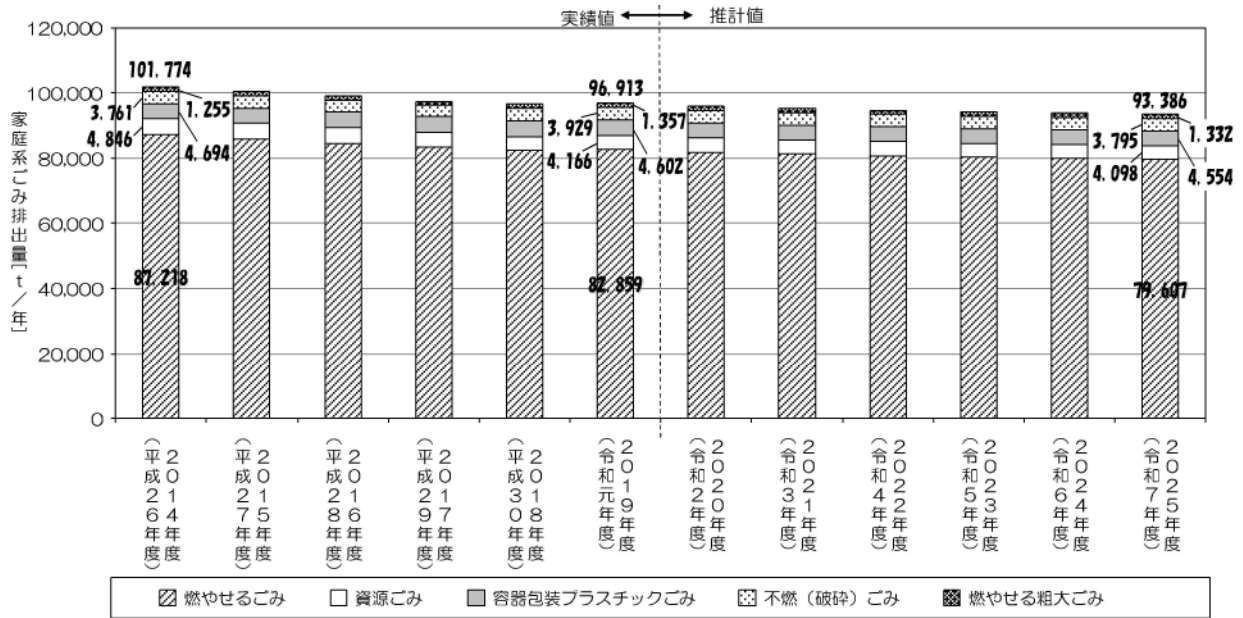


図 3-1-25 家庭系ごみ排出量の将来予測結果

表 3-1-29 家庭系ごみ排出量の将来予測結果

	2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
燃やせるごみ[t/年]	87,218	82,859	79,607
資源ごみ[t/年]	4,846	4,166	4,098
容器包装プラスチックごみ [t/年]	4,694	4,602	4,554
不燃（破碎）ごみ[t/年]	3,761	3,929	3,795
燃やせる粗大ごみ[t/年]	1,255	1,357	1,332
合計[t/年]	101,774	96,913	93,386

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測結果（現状予測）は、図 3-1-26 及び表 3-1-30 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、燃やせるごみ、資源ごみ及び燃やせる粗大ごみが増加傾向で推移し、容器包装プラスチックごみ及び不燃（破碎）ごみは、横ばいで推移すると予測している。

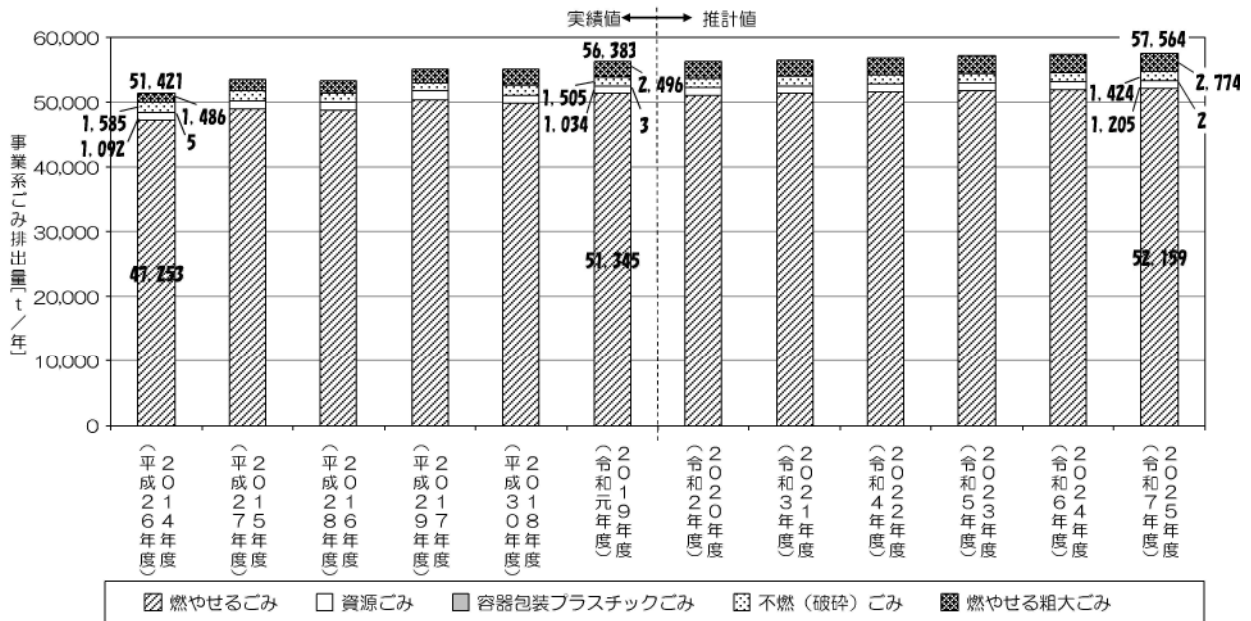


図 3-1-26 事業系ごみ排出量の将来予測結果

表 3-1-30 事業系ごみ排出量の将来予測結果

	2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
燃やせるごみ[t/年]	47,253	51,345	52,159
資源ごみ[t/年]	1,092	1,034	1,205
容器包装プラスチックごみ [t/年]	5	3	2
不燃（破碎）ごみ[t/年]	1,585	1,505	1,424
燃やせる粗大ごみ[t/年]	1,486	2,496	2,774
合計[t/年]	51,421	56,383	57,564

(4) その他資源化量

その他資源化量の将来予測結果（現状予測）は、図 3-1-27 及び表 3-1-31 に示すとおりである。

その他資源化量は、減少傾向で推移すると予測している。

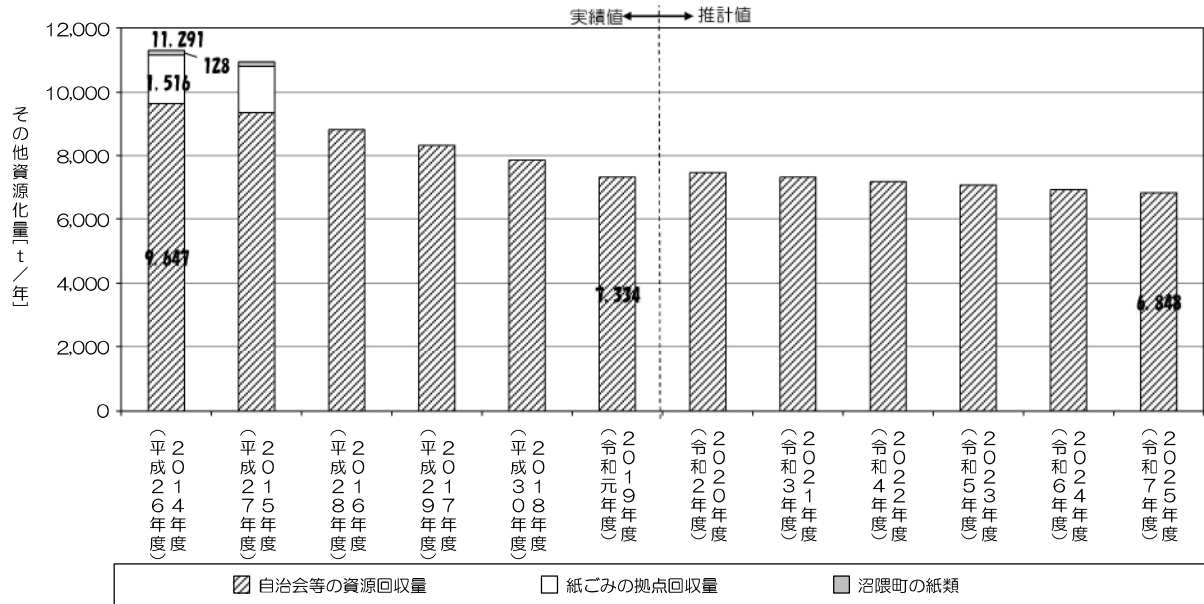


図 3-1-27 その他資源化量の将来予測結果

表 3-1-31 その他資源化量の将来予測結果

		2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
その他資源 化量[t/年]	自治会等の資源回収量	9,647	7,334	6,848
	紙ごみの拠点回収量	1,516	-	-
	沼隈町の紙類	128	-	-
	合計	11,291	7,334	6,848

(5) ごみ総排出量

ごみ総排出量の将来予測結果（現状予測）は、図 3-1-28 及び表 3-1-32 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量が増加傾向で推移するものの、家庭系ごみ排出量及びその他資源化量が減少傾向にあるため、ごみ総排出量としては減少傾向で推移すると予測している。

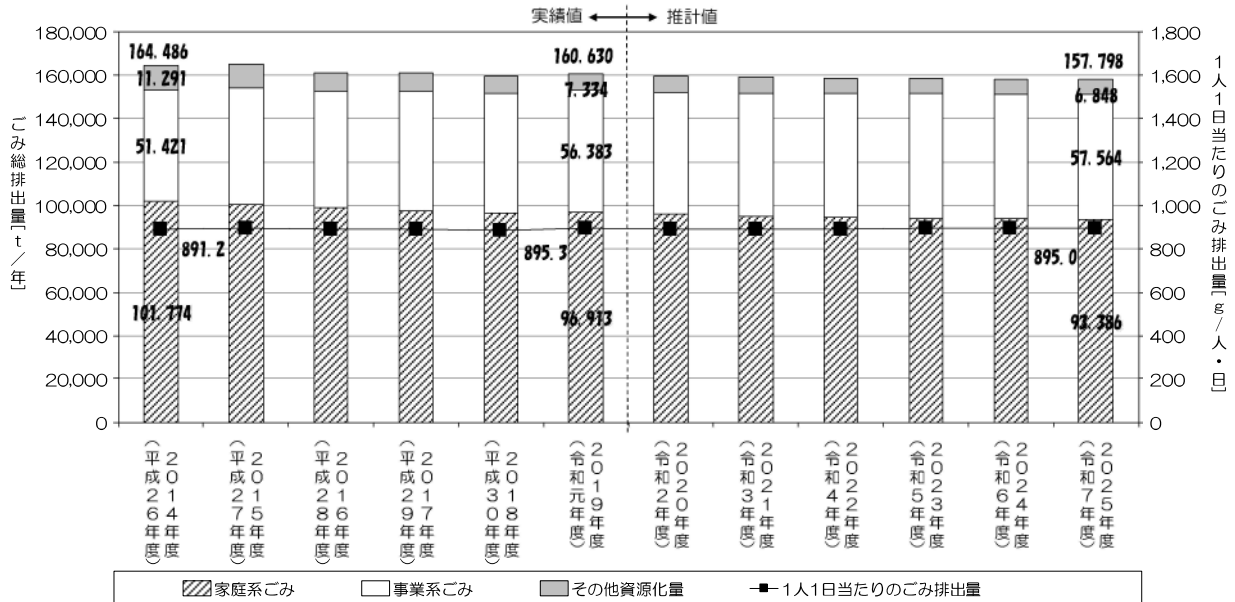


図 3-1-28 ごみ総排出量の将来予測結果

表 3-1-32 ごみ総排出量の将来予測結果

		2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
人口[人]		470,944	467,837	462,077
ごみ総排出量「t/年」	家庭系ごみ	101,774	96,913	93,386
	事業系ごみ	51,421	56,383	57,564
	その他資源化量	11,291	7,334	6,848
	合計	164,486 (153,195)	160,630 (153,296)	157,798 (150,950)
1人1日当たりのごみ排出量 [g/人・日]		891.2	895.3	895.0

※ () 内の値は、ごみ総排出量の合計から「その他資源化量」を除いた値を示す。

1.5 ごみ処理に係る評価

1.5.1 現行計画の評価

(1) 現行計画の数値目標

現行計画では、表 3-1-33 に示すように「一般廃棄物の排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標について目標値を設定している。

表 3-1-33 本市における現行計画の数値目標

指標	数値目標
①一般廃棄物の排出量(その他資源化量を除く。)	2025 年度(令和 7 年度)までに 2014 年度(平成 26 年度)比で約 11%削減する。一般廃棄物の排出量を 11%削減することで 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 851g とする。 【目標値】2025 年度(令和 7 年度)：136,000t/年(851g/人・日)
②リサイクル率(RDF を含む。)	2025 年度(令和 7 年度)まで現状の水準を維持する。 【目標値】2025 年度(令和 7 年度)：45.0%以上を維持
③最終処分量(町内清掃土を除く。)	2025 年度(令和 7 年度)までに 2014 年度(平成 26 年度)比で約 25%削減する。 【目標値】2025 年度(令和 7 年度)：12,000t/年

(2) 現行計画の数値目標の達成見込み

ごみ量の将来予測結果を基に、現行計画に掲げられた数値目標の達成見込みは、表 3-1-34 に示すとおりである。

最終処分量の数値目標は、2024 年度(令和 6 年度)から次期ごみ処理施設の稼働に伴い、焼却灰を全量資源化するため、最終処分量は大幅に減少することから、達成は可能であるが、その他の指標の数値目標については、達成は困難である。

本計画では、更なるごみ排出量の削減や資源化を推進するため、実施してきた施策の拡充や新たな施策に取り組むものとする。

表 3-1-34 現行計画の数値目標の達成見込み

指標	2014 年度 (平成 26 年度) 基準値	2025 年度 (令和 7 年度) 目標値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	達成 見込み
①一般廃棄物の排出量(その他資源化量を除く。)	153,195t/年 (891g/人・日)	136,000t/年 (851g/人・日)	153,296t/年 (895g/人・日)	×
②リサイクル率(RDF を含む。)	44.9%	45.0%以上	43.3%	×
③最終処分量(町内清掃土を除く。)	16,008t/年	12,000t/年	16,376t/年	○

2 ごみ処理の課題

2.1 排出抑制

ごみ総排出量は、2014年度（平成26年度）から減少している。家庭系ごみは減少傾向で推移しているが、事業系ごみについては、景気の回復などの影響も1つの要因として、増加傾向にある。

したがって、現状の減量化施策を継続しつつ、特に事業系ごみに対して排出抑制につながる新たな施策を実施し、減量化を推進する必要がある。

また、ごみの排出抑制の手法として、引き続き、ごみの有料化についても効果等を研究する中で検討していく必要がある。

2.2 資源化

6区分の分別収集や様々な資源回収手法の導入（集団回収、拠点回収等）、ごみ固形燃料（RDF）化による資源化を行っており、2019年度（令和元年度）のリサイクル率は43.3%となっている。

一方、本市が実施した燃やせるごみの組成調査結果によると、資源化可能な紙類や適正分別可能な容器包装プラスチックが含まれていることが確認されており、再資源化の推進が可能である。

また、2024年（令和6年）3月には、ごみ固形燃料工場を休止する予定であり、RDF化による資源化量がなくなることから、リサイクル率は大幅に低下する見込みである。

したがって、可能な限りのリサイクルを促進するため、更なる分別の徹底や資源回収手法の検討が必要である。

2.3 収集運搬

ごみ中継施設（ストックヤード）を慶応浜埋立地等に設置し、ごみ搬送効率の向上を図っている。

2024年度（令和6年度）からは、次期ごみ処理施設の稼働を予定しており、3つの焼却施設とごみ固形燃料工場は休止する予定である。このため、燃やせるごみや燃やせる粗大ごみの新たな収集運搬体制の検討が必要となる。

2.4 中間処理

市内から排出された「燃やせるごみ」は、ごみ固形燃料工場で RDF 化し、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターの3施設で焼却処理している。

福山リサイクル発電事業の事業期間が限られていること、3つの焼却施設はいずれも老朽化が進行していることを踏まえ、次期ごみ処理施設の整備を行っており、燃やせるごみや燃やせる粗大ごみの処理体制が変更となる。

また、燃やせるごみ以外のごみは、リサイクル工場、内海リサイクルセンター等で処理しているが、いずれの施設も老朽化が進行していること等から、資源化施設の大規模修繕や設備の更新を踏まえた検討を行う必要がある。

2.5 最終処分

最終処分は、焼却施設からの焼却残渣、資源化施設等からの中間処理残渣等を箕沖埋立地、慶応浜埋立地、新市埋立地、内海埋立地、深品埋立地において埋立処分している。

最終処分量は、2014年度（平成26年度）以降、横ばい傾向にある。また、搬入される中間処理残渣には、焼却が可能な残渣が多く含まれているほか、町内清掃土も搬入されている。

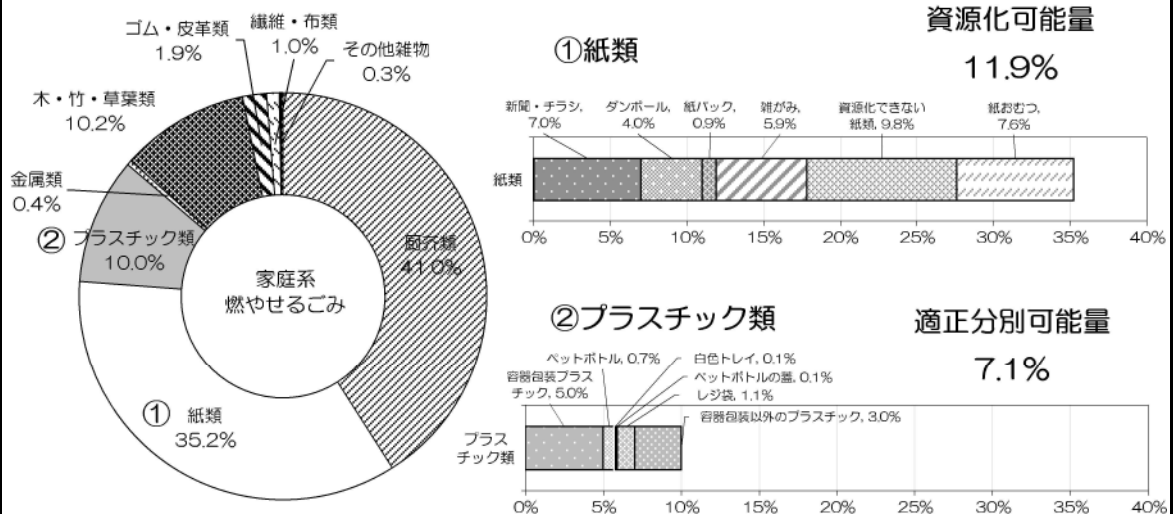
2024年度（令和6年度）稼働予定の次期ごみ処理施設では、焼却灰を全量資源化するため、最終処分量が大幅に減少する見込みであるが、更なるごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図るとともに、埋立地への搬入物を適正に区分し、最終処分場の延命化を図る必要がある。

【参考：家庭系及び事業系の燃やせるごみの組成調査結果】

本市が2020年度（令和2年度）に実施したごみ組成調査結果は、次のとおりである。

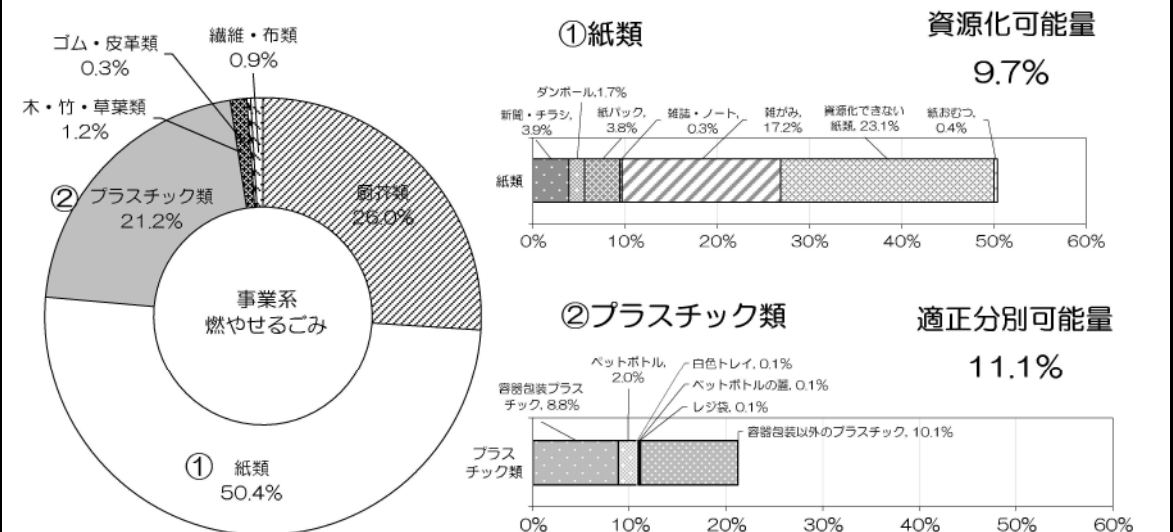
＜家庭系の燃やせるごみに含まれる資源化可能な紙類・容器包装プラスチック＞

家庭系ごみの内、資源化可能な紙類が11.9%，資源化可能な容器包装プラスチック類が7.1%含まれていた。



＜事業系の燃やせるごみに含まれる資源化可能な紙類・容器包装プラスチック＞

事業系ごみの内、資源化可能な紙類が9.7%，資源化可能な容器包装プラスチック類が11.1%含まれていた。



※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

3 基本方針

前計画では、「市民・事業者・行政の協働による環境にやさしい資源循環型都市の実現」を図るため基本方針を設定している。

本計画においても、前計画の考え方を継承し、次に示す3つの基本方針を掲げるものとする。

基本方針①：市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制を効率的・効果的に推進するためには、市民・事業者・行政が連携し、共通した意識を持ち取り組むことが重要である。特に事業系ごみについては今後も増加すると予測していることから、更なる取組の拡充が必要である。

そのため、市は、一般廃棄物処理の責任主体として、発生・排出抑制に係る現行の施策の拡充や新たな施策を実施していくとともに、市民・事業者に対して周知徹底を強化する。

市民・事業者はごみの排出者としての責任を果たすため、市の施策に積極的に取り組むものとする。

基本方針②：リサイクルの推進による資源循環型社会の構築

排出されたごみの中には、依然として資源物が含まれていることから、それらの資源物を回収することはリサイクル率の向上や最終処分量の削減に大きな効果をもたらすことが期待される。

今後も、リサイクルを促進するため、市民や事業者が資源化に取り組みやすい仕組みづくりや、新たな資源化手法の導入について検討を進める。

基本方針③：安定的な処理・処分が可能となる体制の構築

福山リサイクル発電事業の事業期間が限られていることや廃棄物処理施設の老朽化が進行していることから、地球温暖化対策を踏まえた効率的な収集運搬体制、中間処理体制、最終処分体制を構築する。

4 数値目標

前計画の数値目標は「一般廃棄物の排出量」，「リサイクル率」，「最終処分量」の 3 つの指標としている。本計画においても前計画の 3 つの指標を基に目標値を設定する。

本計画では，前計画で実施してきた施策の拡充や新たに取り組む施策等を踏まえ，環境にやさしい資源循環型都市の実現を図るための新たな目標値を設定する。

新たな数値目標は，表 3-4-1 に示すとおりである。

表 3-4-1 数値目標

<p>数値目標①</p>	<p>【指標】 一般廃棄物の排出量（その他資源化量を除く）</p> <p>【目標値】 2025 年度（令和 7 年度）までに 142,000t/年とする。また，1 人 1 日当たりのごみ排出量を 842g とする。</p> <p>基準値 2014 年度（平成 26 年度）：153,195t/年（891g/人・日）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1 人 1 日当たりのごみ排出量を約 50g 削減することが必要です。</p> <p>【具体例・目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食べ残しをなくす。 <ul style="list-style-type: none"> ・たまご 1 個（約 60g） ・きゅうり 1 本（約 80g） ・食べやすく切ったブロッコリー 1 個（約 10g） ○紙ごみを集団回収へ出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 1 日分（約 180g，4 人家族で 1 人約 45g の削減） ・A4 用紙 10 枚（約 40g） </div>
<p>数値目標②</p>	<p>【指標】 リサイクル率（灰の資源化を含む）</p> <p>【目標値】 2025 年度（令和 7 年度）までに 19%以上とする。</p> <p>基準値 2014 年度（平成 26 年度）：44.9%</p>
<p>数値目標③</p>	<p>【指標】 最終処分量（町内清掃土を除く）</p> <p>【目標値】 2025 年度（令和 7 年度）までに 5,900t/年以下とする。</p> <p>基準値 2014 年度（平成 26 年度）：16,008t/年</p>

5 施策の内容

本計画で設定した数値目標を達成するため、今後実施していく施策は基本方針に基づき展開していくものとする。

本計画で実施する主な施策の内容は、表 3-5-1 に示すとおりである。

表 3-5-1 本計画の主な施策の内容

基本方針	施策番号	主な施策の内容
基本方針① 市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進（9）   	1	◎環境啓発・教育等による意識の向上
	2	○集団回収の推進
	3	◎生ごみ減量化・食品ロス削減の推進
	4	●使い捨てプラスチック削減の推進
	5	◎事業系ごみの適正排出の指導
	6	○リユースの推進
	7	○個人、団体、事業者の表彰制度の実施
	8	○エコショップの利用促進
	9	◎地域イベント等における環境情報の提供
基本方針② リサイクルの推進による資源循環型社会の構築（7）   	10	○環境関連施設の見学会の推進
	11	●使用済みプラスチックの資源化の推進
	12	◎小型家電の更なる資源化の推進
	13	◎紙類の更なる資源化の推進
	14	○剪定枝等の資源化の推進
	15	◎情報発信ツールを活用した情報提供の推進
	16	○民間事業者を活用したリサイクルの推進
	17	●高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の検討
基本方針③ 安定的な処理・処分が可能となる体制の構築（9）   	18	○新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築
	19	○新たな中間処理体制の構築
	20	○最終処分量の削減と延命化方法の検討
	21	○不法投棄対策
	22	○在宅医療廃棄物等の適正処理
	23	●リチウムイオン電池等の適正処理
	24	○処理困難物の適正処理
	25	◎災害廃棄物対策

※ ●本計画で新たに実施する施策，◎本計画で拡充する施策，○本計画で継続する施策

6 施策の具体的な取組内容

6.1 基本方針①：市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制を効率的・効果的に推進するためには、市民・事業者・行政が連携し、共通した意識を持って取り組むことが重要である。

本計画では、現行の施策の拡充や新たな施策を実施するとともに、それらの施策を効果的に展開するため、市民・事業者に対して周知徹底を強化し、「人づくり」や「仕組みづくり」を推進する。

具体的に実施する施策の内容は、次に示すとおりである。

【施策番号1】環境啓発・教育等による意識の向上<拡充>

<<これまでの取組と今後の方向性>>

不用となったものを材料として使う環境定期講座の実施や次代を担う子ども達への環境教育の推進、また、地域でのアドバイザーとして活躍できる人材の育成を行ってきた。

一方、環境関連施設の見学者数や出前講座の参加人数等が減少傾向にあることから、情報発信や啓発活動を強化し、ごみの減量化・資源化に向けて関心を高める取組が必要である。

今後も環境学習の拠点施設となるリサイクルプラザを中心に、環境定期講座の充実と様々な環境情報を提供するとともに、学校・地域・事業所などで環境教育を実施し、環境問題に対して行動できる人材の育成を行うなど、持続可能な学習ができる手法について計画していく。また、次期ごみ処理施設も環境啓発・教育等の場として活用し、ごみ問題等に関する意識向上を図る。

<<各主体の役割>>

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none">・環境定期講座の充実や環境情報の提供及び生涯学習活動を支援する。・次世代エネルギーパークを活用した「きて・みて・体験できる」環境学習を充実させる。・次期ごみ処理施設を活用した環境学習について検討する。・地域等で活躍できる人材を育成する。・学校・地域・事業所等で行われる学習会に環境学習メニューを提供する。
市民	<ul style="list-style-type: none">・環境定期講座や環境出前講座等に積極的に参加し、ごみ問題などの意識を高める。・習得した知識を活用し、地域でのアドバイザーとして活動する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・環境出前講座等に講師として派遣するなどの支援を行う。・社内において研修会等を実施するなど、社員の環境意識を高める取組に努める。

＜＜施策のスケジュール＞＞

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~ 2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
環境啓発・教育等による意識の向上	調査・検討・実施	継続・拡充				

【施策番号2】 集団回収の推進＜継続＞

＜＜これまでの取組と今後の方向性＞＞

集団回収に取り組んでいる団体（自治会等）に回収量に応じた補助金を交付する「資源回収推進団体補助金制度」や、資源回収に協力する事業者を登録し、ホームページで公開する「資源回収協力店制度」を実施してきた。

しかし、少子化や高齢化などの影響により、集団回収による資源回収量が減少傾向にある。

今後も、これらの制度を継続していくとともに、ホームページや広報紙、各戸配布の啓発資料を活用して、集団回収の実施情報等を市民に提供する。

＜＜各主体の役割＞＞

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 「資源回収推進団体補助金制度」及び「資源回収協力店制度」を継続する。 ホームページや広報紙、各戸配布の啓発資料を活用し、集団回収の実施情報等を提供する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの環境学習の一環として集団回収を進んで実施する。 集団回収に積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収協力店として資源回収を率先して実施する。

＜＜施策のスケジュール＞＞

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~ 2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
集団回収の推進	継続・拡充	継続				

【施策番号3】 生ごみ減量化・食品ロス削減の推進<拡充>

《これまでの取組と今後の方向性》

我が国では、食品ロス削減推進法が制定されるなど、食品ロス削減に向けた取組が推進されている。本市では、キャンペーンを実施し、賞味期限が1か月以上ある食品をフードバンク※へ提供するなど、食品ロス削減の取組を行ってきた。

また、2018年度（平成30年度）まで生ごみ処理器設置補助金制度を実施したほか、生ごみの水切りの徹底を呼びかけるなど、生ごみの減量化の取組を行ってきた。

今後は、食品ロスの発生量を把握するほか、食材の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りをさらに推進するため、市民や事業者と連携した取組等の調査や情報提供の強化を行う。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 食材の食べ切りや使い切り、生ごみの水切り等に向けて周知啓発する。 生ごみの減量化・食品ロス削減に向けた取組の調査を実施する。 フードバンク活動を促進する。 食品ロスの発生量を把握する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する施策に積極的に協力し、家庭でできる食べ残しゼロ、食べ切りメニューの作成等に取り組む。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する施策に積極的に協力し、食べ残しゼロ、食べ切りメニューの設定、フードバンク活動等に取り組む。

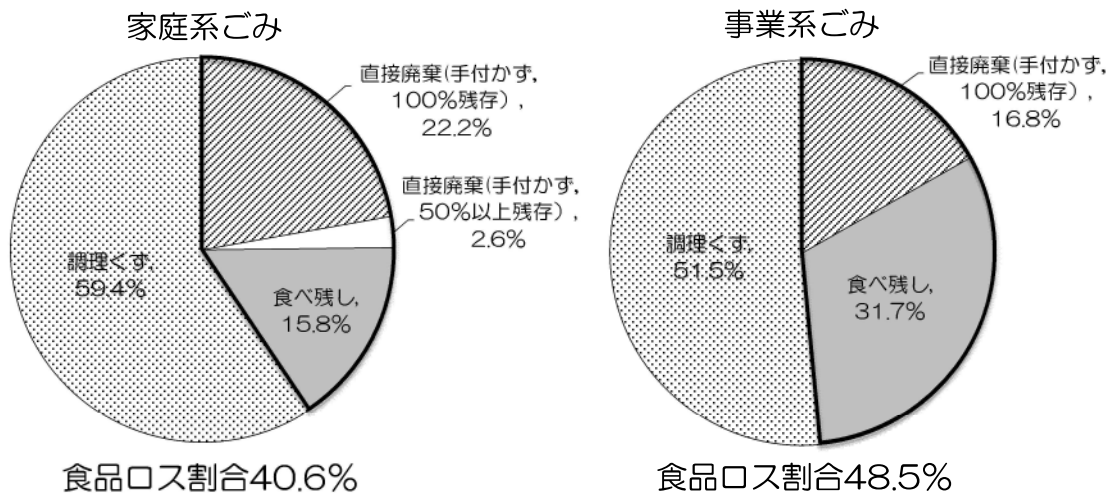
《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
食材の食べ切りや使い切り、生ごみの水切り等の周知	調査・検討・実施		継続・拡充				
生ごみの減量化・食品ロス削減に向けた取組の調査	調査・検討・実施		継続				
食品ロスの発生量の把握		調査	調査・検討				

※ フードバンク…製造工程で発生する規格外品や賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品や食材をNPO等が引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。

【参考：食品ロス割合】

本市が 2020 年度（令和 2 年度）に実施した食品廃棄物等の分類調査※結果によると、
 厨芥類に含まれる食品ロスの割合は、家庭系が 40.6%、事業系が 48.5%確認された。



※家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（2019 年〔令和元年〕5 月）に基づき実施。

【施策番号 4】 使い捨てプラスチック削減の推進<新規>

《今後の方向性》

不要なレジ袋を削減するために、事業者との協働のもと、マイバッグ推進運動に取り組んできた。

2019 年（令和元年）5 月 31 日に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、2030 年（令和 12 年）までに使い捨てプラスチックを累積 25%排出抑制させることを目標に掲げており、本市における更なる取組の強化が求められている。

さらに、我が国では、2020 年（令和 2 年）7 月よりプラスチック製買物袋の有料化制度を開始し、ライフスタイルの変革を促すことで、使い捨てプラスチックの排出抑制を推進している。

このため、使い捨てプラスチックの削減に向けた周知を図るとともに、事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減への協力を促す。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ運動の推進に向けて周知啓発する。 ・使い捨てプラスチックの削減に向けて周知啓発する。 ・事業者と連携して、使い捨てプラスチックの削減を推進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する施策に積極的に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する施策に積極的に協力し、使い捨てプラスチック削減に向けた取組を推進する。

＜施策のスケジュール＞

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
使い捨てプラスチック削減の周知				調査・検討・実施				

【施策番号5】事業系ごみの適正排出の指導＜拡充＞

＜これまでの取組と今後の方向性＞

事業系ごみの展開検査や排出事業者への指導を定期的に行っているほか、多量排出事業者には、「一般廃棄物減量計画書」の作成・提出を求め、計画的なごみの減量化・資源化を促進している。また、事業系ごみの減量化やリサイクル手法を記載した「事業系廃棄物適正処理ガイド」を作成し、啓発を行ってきた。

しかし、事業系ごみの排出量は増加傾向を示しているほか、燃やせるごみの中に資源化が可能な紙類の混入が認められることから、適正排出に向けた更なる取組の推進が必要となる。

今後は、事業系ごみの適正排出に向けて指導を強化し、ごみの減量化や資源化を促進する。

さらに、市内の事業系ごみの排出傾向を把握し、ごみ減量化に向けた効果的な施策を検討する。

＜各主体の役割＞

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの適正排出に向けた指導を強化する。 多量排出事業者に、一般廃棄物減量計画書の作成・提出を求めるとともに、対象事業者の拡大を検討する。 事業系ごみの展開検査を実施する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの適正処理に努め、ごみ減量化を推進する。

＜施策のスケジュール＞

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化				調査・検討・実施				
				検討・実施				
展開検査の実施及び一般廃棄物減量計画書の対象事業者の拡大				調査・検討				
				検討・実施				

【施策番号 6】 リユースの推進<継続>

≪これまでの取組と今後の方向性≫

リサイクルプラザでのイベント時にあわせて市民団体によるフリーマーケットや衣類の交換市を開催し、リユースの推進を行ってきた。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人が参集する形でのイベントの開催が困難になってきており、「新しい生活様式」での開催が求められている。このような状況の中、環境にやさしい行動としてリユースの取組を推進するため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等様々な媒体を活用して周知啓発を行う。

≪各主体の役割≫

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体によるフリーマーケットが季節毎や各地域で開催されるよう誘導するとともに、その開催情報等について広く情報提供する。 民間事業者と連携し、リユースが行いやすい仕組みづくりを検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 交換市、フリーマーケット等を積極的に利用する。 リサイクルショップ等を積極的に利用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携したリユースが行いやすい仕組みづくりを検討する。

≪施策のスケジュール≫

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
リユースの推進	継続・拡充			継続				

【施策番号 7】 個人、団体、事業者の表彰制度の実施<継続>

≪これまでの取組と今後の方向性≫

「ふくやま環境賞」の取組を実施し、地球温暖化防止活動及び3R推進活動、環境保全活動等の環境にやさしい取組を実施する団体及び事業所に対して表彰を行ってきた。

今後も、「ふくやま環境賞」を継続して実施していくとともに、表彰部門を充実するなど、より効果的な表彰制度となるよう拡充をしていく。また、模範的な取組はホームページ等で広く紹介し、啓発を行っていく。

≪各主体の役割≫

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい取組を実施する個人、団体及び事業所を「ふくやま環境賞」として表彰する。 模範的な取組はホームページ等で広く紹介する。
市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 様々なごみ減量・資源化に関する取組を実施する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
個人、団体、事業者の表彰制度の実施	調査・検討・実施		継続				

【施策番号 8】 エコショップの利用促進<継続>

《これまでの取組と今後の方向性》

買い物袋の持参の推進や再生商品の販売、ごみ減量等に取り組んでいる店舗を「エコショップ（環境にやさしい店）」として認定してきた。また、エコショップ認定店における取組をホームページや広報紙等で紹介するとともに、認定店の利用促進に向けた啓発活動を行ってきた。

今後もエコショップについて、市民・事業者に対し幅広く周知し、古紙の回収拠点の拡大等も含めた事業内容を拡充していく。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ認定制度を継続し、行政と事業者が連携したごみ減量化に努める。 ・古紙の回収拠点の拡大やエコショップ協議会の新たな事業を検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にエコショップ認定店を利用する。 ・エコショップ協議会が実施する、古紙の回収に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携した更なるごみ減量化等に向けた取組を推進する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
エコショップの利用促進	継続		継続				

【施策番号 9】 地域イベント等における環境情報の提供<拡充>

《これまでの取組と今後の方向性》

様々なイベントを通じて、環境等に関する意識の向上に努めてきた。

イベント等では多くのごみが発生することから、イベントの運営者側に対して、ごみ減量・リサイクルや食品ロスの啓発活動にもつながる重要な場となる。

今後は、環境企画展を実施するほか、地域のイベント等に参画して、環境情報を発信する。

また、デジタル技術を活用するなど、人が集まらない形での新しいイベントの開催方法についても検討する。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・環境企画展を実施する。 ・地域のイベント等へ参画し、環境情報を発信する。 ・デジタル技術を活用した新しいイベント開催方法を検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境イベントに積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントに積極的に参画する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
環境イベントの開催	継続			継続				
デジタル技術を活用した新しいイベント開催方法の検討				調査・検討		実施		

6.2 基本方針②:リサイクルの推進による資源循環型社会の構築

リサイクルを推進するためには、適切なごみ処理システムを構築するとともに、ごみの適正分別を行うことが不可欠である。

このため、市民や事業者がリサイクルに取り組みやすい仕組みづくりを行うとともに、適正分別への協力を促していく。

具体的に実施していく施策の内容は次に示すとおりである。

【施策番号 10】 環境関連施設の見学会の推進<継続>

<<これまでの取組と今後の方向性>>

ごみに対する関心や環境全般への意識の高揚を目的に、ごみ処理施設をはじめ、民間事業者によるリサイクル施設や太陽光発電施設等の見学会を実施してきた。

今後も、環境関連施設での見学会を行うとともに、次期ごみ処理施設も環境関連施設の1つとして活用するなど新たな見学ルートを導入し、市民の環境意識の高揚を図る。

<<各主体の役割>>

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連施設の見学会を継続する。 「きて・みて・体験できる」新たな見学ルートの導入を検討する。 次期ごみ処理施設での見学会について検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連施設の見学会に積極的に参加する。 ごみ問題等の環境意識を高める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 次世代エネルギーパークの見学施設として受け入れ体制を整備し、見学者増加をめざす。

<<施策のスケジュール>>

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	~	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
環境関連施設の見学会の推進	調査・検討・実施			継続				
新たな見学ルート等の検討				調査・検討・実施				

【施策番号 11】 使用済みプラスチックの資源化の推進<新規>

◀今後の方向性▶

容器包装プラスチックごみの分別回収を実施し、使用済みプラスチック類の資源化を推進してきた。しかし、本市が実施したごみ組成調査結果によると、燃やせるごみ中に容器包装プラスチックごみが含まれていることが確認されており、適正排出に向けた取組が必要である。

今後も、容器包装プラスチックごみの分別回収により、資源化を行っていく。また、容器包装プラスチックごみ以外の使用済みプラスチックについてもプラスチックの性状に応じた処理について、国の動向を考慮しながら調査・検討を行っていく。

◀各主体の役割▶

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装プラスチックごみの適正排出に向けて、情報発信を行う。 プラスチックの品質・性状に応じた処理を検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装プラスチックの適正排出等に積極的に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各店舗等で店頭回収を積極的に実施する。

◀施策のスケジュール▶

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
使用済みプラスチックの適正排出の周知		調査・検討・実施					
容器包装プラスチックごみ以外のプラスチックの適正処理方法の検討		調査・検討					

【施策番号 12】 小型家電の更なる資源化の推進<拡充>

《これまでの取組と今後の方向性》

使用済みの小型家電について、民間事業者での店頭回収のほか、イベント回収や環境センター等での拠点回収などを行ってきた。市民アンケート調査では、小型家電の回収について、「情報提供」「回収場所の拡充」に対する意見が多く得られた。

今後も、小型家電の拠点回収等を行うとともに、分別収集への協力を促す情報提供を充実し、更なる資源化を推進する。

また、小型家電の回収に向け、民間事業者のリサイクルルートの把握や新たな分別回収方法についても調査・検討を行う。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電の排出特性を踏まえた経済的かつ効率的な回収方法を検討する。 回収拠点の拡充及び回収の推進に向けた情報発信を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電の分別排出に積極的に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、経済的かつ効率的な回収方法を推進する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	~	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
小型家電の資源化の推進	調査・検討・実施			継続				
回収拠点の拡充及び情報発信				調査・検討				

【施策番号 13】 紙類の更なる資源化の推進<拡充>

《これまでの取組と今後の方向性》

家庭から排出される古紙は、集団回収や拠点回収等での回収を推進し、資源化を行ってきた。本市が実施したごみ組成調査結果によると、燃やせるごみ中に、資源化できる紙類が含まれていることが確認されており、更なる分別の推進が必要である。市民アンケート調査では、紙類の資源化について、「情報提供」「拠点回収の拡充」に対する意見が多く得られた。

また、少子化や高齢化などの影響により、自治会等による資源回収活動が縮小しており、新たな仕組みづくりについて検討が必要である。

今後は、更なる資源化を推進していくため、公共施設を含め回収拠点の拡充に努めるとともに、エコショップ協議会や民間事業者（店舗）等が実施する古紙の回収（拠点）の情報発信を行う。また、紙類の分別回収について、調査・検討する。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設を含めた回収拠点の拡充に努める。 古紙の回収（拠点）の推進に向けて情報発信を行う。 紙類の分別回収を調査・検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 古紙の拠点回収等に積極的に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各店舗等で積極的に古紙の回収を行う。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
紙類の更なる資源化の推進	継続			継続				
回収拠点の拡充及び情報発信				調査・検討・実施				
紙類の分別収集の検討				調査・検討				

【施策番号 14】 剪定枝等の資源化の推進<継続>

《これまでの取組と今後の方向性》

剪定枝、竹及び刈草などは、一度に多量発生することなどから、適正に処理することが困難であり、これまで、リサイクルの手法を検討する中で、一部公共施設から排出される剪定枝を土壌改良材として再生し、花壇整備等への利用を進めてきた。

今後は、更なる資源化を推進していくため、バイオマス資源としての新たなリサイクルの手法を検討する。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 剪定枝の土壌改良材へのリサイクルを継続する。 木質系及び草木系等のバイオマスの特性を生かした、新たなリサイクルの手法について検討する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
剪定枝等の資源化の推進	継続			継続				

【施策番号 15】 情報発信ツールを活用した情報提供の推進<拡充>

《これまでの取組と今後の方向性》

従来の広報紙，メール配信サービス，ホームページ以外に SNS やチャットボット等を活用した情報提供を行ってきた。市民アンケート調査や事業者アンケート調査では，「情報提供の方法」や「情報のわかりやすさ」についての意見が多く得られた。

今後は，これまでの紙媒体による情報の伝達や普及啓発に加え，SNS 等を利用したよりわかりやすい情報提供について充実をしていく。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい情報提供について充実をしていく。 ・SNS 等を利用した情報提供の方法について検討する。
市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量やリサイクルに関する情報を積極的に収集する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
情報発信ツールの導入	調査・検討・実施		継続				
効果的に分かりやすい情報発信の方法の検討			調査・検討・実施				

【施策番号 16】 民間事業者を活用したリサイクルの推進<継続>

《これまでの取組と今後の方向性》

現在，本市で発生するごみ量に対して収集運搬の許可業者は充足しているため，一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行っていない。また，市内で発生するごみは市の処理施設及び市の委託業者により適切に処理されているため，一般廃棄物処分業の許可は行っていない。

今後は，新たなリサイクルルートを確保することによってリサイクルをさらに促進させるため，本計画に準拠したリサイクルを行う民間事業者へは，品目及び処理方法を限定した一般廃棄物処理業の許可等を検討する。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に準拠したリサイクルを行う民間事業者へは、品目及び処理方法を限定した一般廃棄物処理業の許可等について検討する。 ・民間のリサイクルルートの把握・活用について検討する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~ 2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
民間事業者を活用したリサイクルの推進	調査・検討	継続				

6.3 目標を達成した場合のごみ排出量等

6.3.1 ごみ総排出量

基本方針①、基本方針②に基づき施策に取り組んだ場合のごみ総排出量の将来予測結果は、図 3-6-1 及び表 3-6-1 に示すとおりである。

各施策を確実に実施することにより、数値目標の達成をめざす。

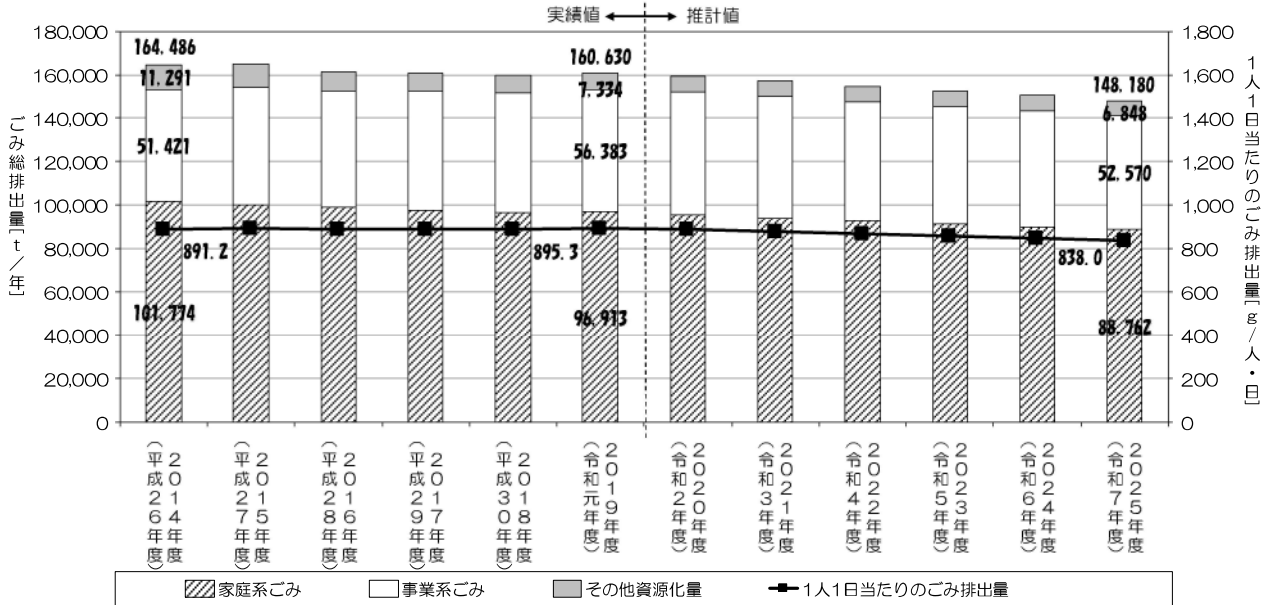


図 3-6-1 ごみ総排出量の将来予測結果 (施策取組時)

表 3-6-1 ごみ総排出量の将来予測結果 (施策取組時)

		2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
人口[人]		470,944	467,837	462,077
ごみ総排出量 [t/年]	家庭系ごみ	101,774	96,913	88,762
	事業系ごみ	51,421	56,383	52,570
	その他資源化量	11,291	7,334	6,848
	合計	164,486 (153,195)	160,630 (153,296)	148,180 (141,332)
1人1日当たりのごみ排出量 [g/人・日]		891.2	895.3	838.0

※ () 内の値は、ごみ総排出量の合計から「その他資源化量」を除いた値を示す。

6.3.2 リサイクル率

基本方針①，基本方針②に基づき施策に取り組んだ場合のリサイクル率の将来予測結果は，図 3-6-2 及び表 3-6-2 に示すとおりである。

各施策を確実に実施することにより，数値目標の達成をめざす。

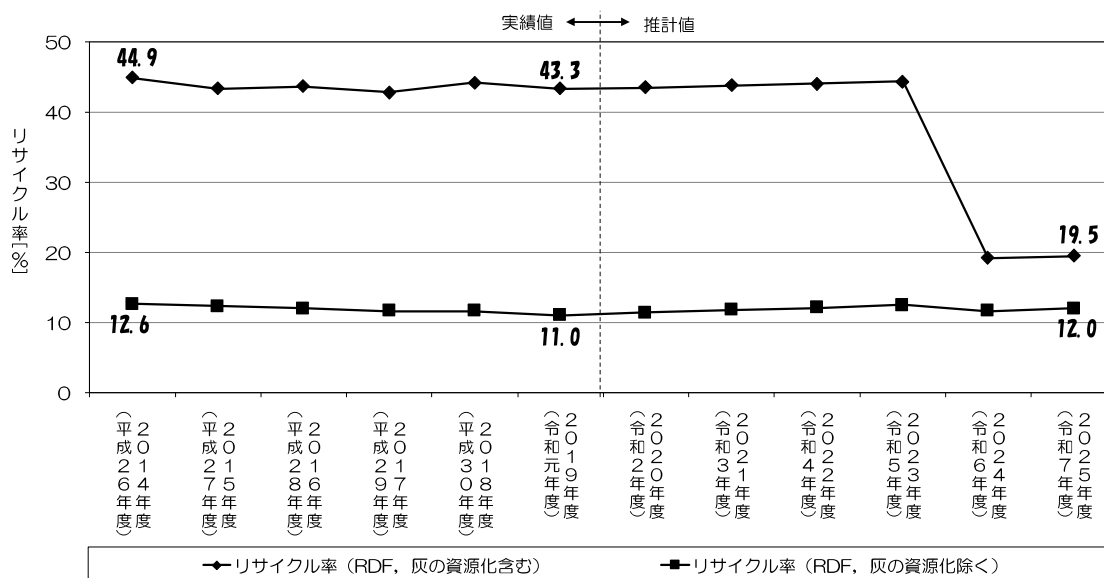


図 3-6-2 リサイクル率の将来予測結果 (施策取組時)

表 3-6-2 リサイクル率の将来予測結果 (施策取組時)

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
リサイクル率 (RDF, 灰の資源化含む) [%]	44.9	43.3	19.5
リサイクル率 (RDF, 灰の資源化除く) [%]	12.6	11.0	12.0

6.3.3 最終処分量

基本方針①, 基本方針②に基づき施策に取り組んだ場合の最終処分量の将来予測結果は, 図 3-6-3 及び表 3-6-3 に示すとおりである。

各施策を確実に実施することにより, 数値目標の達成をめざす。

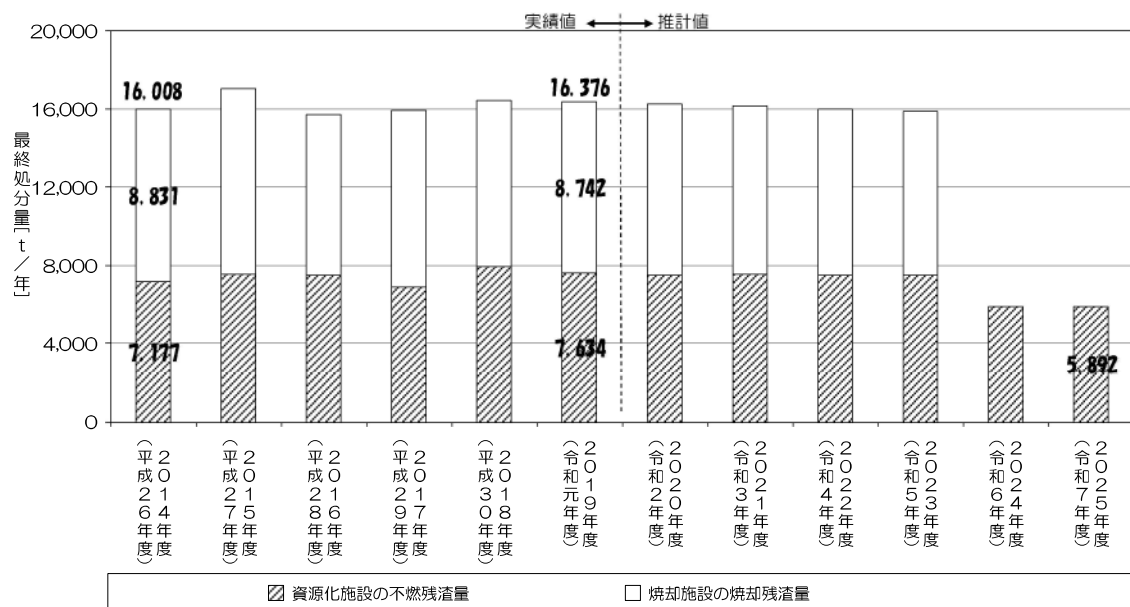


図 3-6-3 最終処分量の将来予測結果 (施策取組時)

表 3-6-3 最終処分量の将来予測結果 (施策取組時)

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
最終処分量[t/年]	16,008	16,376	5,892

6.4 基本方針③:安定的な処理・処分が可能となる体制の構築

福山リサイクル発電事業の事業期間が限られていることや廃棄物処理施設の老朽化が進行していることから、地球温暖化対策を踏まえた効率的な収集運搬体制、中間処理体制、最終処分体制を構築していく。

具体的に実施していく施策の内容は次に示すとおりである。

【施策番号 17】 高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の検討 <新規>

《今後の方向性》

本市においては、人口が減少する中で 65 歳以上の高齢者が増加しており、今後も高齢者人口の増加が見込まれ、高齢者のみの世帯などの増加により、家庭からの日々のごみ出しに課題が生じることも考えられることから、対応を検討していく必要がある。

このため、高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の構築に向けて、高齢者や障がい者のごみ出し支援の取組について調査・検討を行う。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	・高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の構築に向けて、高齢者や障がい者へのごみ出し支援等に必要な取組について、調査・検討を行う。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
高齢者や障がい者へのごみ出し支援に必要な取組について調査・検討							
			調査・検討				

【施策番号 18】 新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築 <継続>

《これまでの取組と今後の方向性》

ごみの収集運搬は、ごみ処理事業において市民にもっとも近い接点の部分であり、排出されるごみを生活環境の保全上支障がないよう速やかに収集し、中間処理施設へ搬入するため、効率的な収集運搬体制の整備が求められる。

今後、新たな分別品目の拡充や中間処理施設体制の方向性を見据えた収集日や収集回数の設定、さらには民間活力の導入等も検討する。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	・新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制について検討する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築	調査・検討						

【施策番号 19】 新たな中間処理体制の構築＜継続＞

《これまでの取組と今後の方向性》

本市の3つの焼却施設（西部清掃工場，新市クリーンセンター，深品クリーンセンター）は，老朽化が著しく進行しており，また，RDF の供給先である福山リサイクル発電事業が 2024 年（令和 6 年）3 月で終了する予定である。このため，2019 年（平成 31 年）3 月に「福山市次期ごみ処理施設整備基本計画」を策定し，2024 年度（令和 6 年度）の次期ごみ処理施設の稼働開始に向けて整備を進めている。また，府中市，神石高原町との広域処理をすることとしている。

また，リサイクル工場や内海リサイクルセンターについては，老朽化が進行しているほか，各種リサイクル法の整備に伴い，搬入される廃棄物の質が大きく変動し，効率的な処理が困難になっている。

今後も次期ごみ処理施設の整備を進めるとともに，府中市，神石高原町を含めた広域処理体制を構築する。また，リサイクル工場等の資源化施設の今後の方向性についても検討する。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・次期ごみ処理施設の整備を行う。 ・府中市，神石高原町を含めた広域処理体制を構築する。 ・リサイクル工場等の資源化施設の今後の方向性について検討する。

《今後の中間処理施設の搬入量の見通し》

本計画で実施する施策を考慮した今後の中間処理施設の搬入量の見通しは、表 3-6-4 に示すとおりである。

表 3-6-4 中間処理施設の搬入量の見通し

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
焼却施設への搬入量[t/年]	54,671	55,711	-
ごみ固形燃料化施設への搬入量[t/年]	89,015	86,038	-
資源化施設への搬入量[t/年]	18,724	19,092	15,764
次期ごみ処理施設への搬入量[t/年]	-	-	133,231
合計[t/年]	162,410	160,841	148,995

※福山市分のみのお搬入量を示す。

《2024 年度（令和 6 年度）以降におけるごみ処理フロー》

次期ごみ処理施設が稼働する 2024 年度（令和 6 年度）以降におけるごみ処理フローは、図 3-6-4 に示すとおりである。

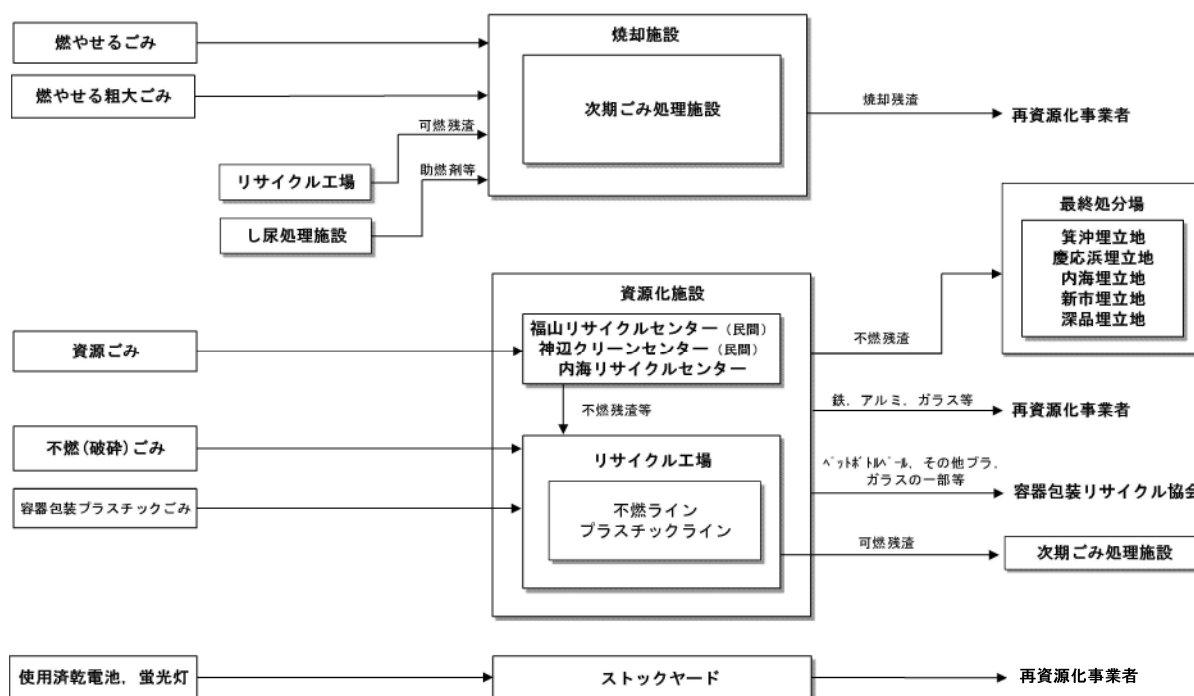


図 3-6-4 ごみ処理フロー（2024 年度〔令和 6 年度〕以降）

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	~	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
次期ごみ処理施設の整備									
資源化施設の今後の方向性の検討									

【施策番号 20】最終処分量の削減と延命化方法の検討 < 継続 >

《これまでの取組と今後の方向性》

今後も5か所の最終処分場において処分を行うものとするが、残余容量に限りがあることから、延命化を図る必要がある。

次期ごみ処理施設では、従来埋め立てられていた焼却残渣を全量資源化することによって、最終処分量を削減する計画である。

また、最終処分場には、資源化施設から排出される不燃残渣のほかに町内清掃土を搬入していることから、庁内の関係課と連携し、町内清掃土の資源化を検討するなど、延命化の方法について検討を行う。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	・最終処分量の削減、延命化の方法について検討する。

《今後の最終処分量等の見通し》

本計画で実施する施策を考慮した今後の最終処分量等の見通しは、表 3-6-5 に示すとおりである。

表 3-6-5 最終処分量等の見通し

	2014年度 (平成26年度) 実績値	2019年度 (令和元年度) 実績値	2025年度 (令和7年度) 推計値
中間処理残渣[t/年]	7,177	7,634	5,892
焼却残渣[t/年]	8,831	8,742	-
町内清掃土[t/年]	5,763	7,055	6,520
合計[t/年]	21,771 (16,008)	23,431 (16,376)	12,412 (5,892)

※ () 内は町内清掃土を除いた最終処分量を示す。

＜施策のスケジュール＞

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
最終処分量の削減と延命化方法の検討	調査・検討・実施			継続				

【施策番号 21】 不法投棄対策＜継続＞

＜これまでの取組と今後の方向性＞

県、県警、第六管区海上保安本部と連携したスカイパトロールやシーパトロール等の実施、監視カメラの設置等による不法投棄の撲滅に向けた監視体制の充実を図ってきた。

また、不法投棄対策を市民等の協力を得て実施し、不法投棄の抑制につなげている。特に、地域住民、警察署等との協働による不法投棄物の撤去作業は、地域での継続的な監視や環境保全意識の高揚につながっており、今後もこれらの取組を継続して行う。

＜各主体の役割＞

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 定期的パトロールや自治会、市民等からの情報把握に努める。 県、県警、第六管区海上保安本部と連携したスカイパトロールとシーパトロールを実施する。 近隣市町、警察署、海上保安署等で組織した「福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を通しての情報の早期把握に努める。 不法投棄防止のための監視カメラの設置による監視を強化する。 地域住民、警察署等との協働による不法投棄物の撤去作業を行う。
市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 行政と協力して不法投棄対策に努める。 不法投棄を発見した場合には早急に警察に通報する。

＜施策のスケジュール＞

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
不法投棄対策	継続			継続				

【施策番号 22】 在宅医療廃棄物等の適正処理<継続>

≪これまでの取組と今後の方向性≫

在宅医療に伴い発生する廃棄物について、福山市ホームページや分別ガイドブックにより適正処理に向けた情報発信を行うとともに、医療機関等の協力により、適正処理を推進してきた。

今後も在宅医療に伴い発生する廃棄物については、医療機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、市民等に対する啓発を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、収集業務などの感染リスクが高まっているため、市民等に対する適正排出に関する啓発を行う。

≪各主体の役割≫

主体	取組内容
行政	・適正処理の推進に向けた情報提供及び指導を行う。
市民	・行政や事業者の指導に従い適正に処理をする。
事業者	・市民の適正処理のための情報提供及び指導を行う。

≪施策のスケジュール≫

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
在宅医療廃棄物の適正処理	継続			継続				

【施策番号 23】 リチウムイオン電池等の適正処理<新規>

≪今後の方向性≫

リチウムイオン電池等は発火しやすく、収集車両や処理施設での火災の発生原因となる。これまで、充電式電池について、電気製品販売店等のメーカー団体が行う回収事業への協力事業者による回収・リサイクルを実施してきた。

今後も市民に適正排出の推進に向けた情報提供を行うとともに、事業者と連携した適正処理に向けた収集体制や処理体制の検討を行う。

≪各主体の役割≫

主体	取組内容
行政	・適正処理の推進に向けた情報提供及び指導を行う。 ・適正処理に向けた収集体制や処理体制の検討を行う。
市民	・行政や事業者の指導に従い適正に処理をする。
事業者	・市民の適正処理のための情報提供及び指導を行う。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~ 2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
リチウムイオン電池等の適正処理	調査	調査・検討・実施				

【施策番号 24】 処理困難物の適正処理 <継続>

《これまでの取組と今後の方向性》

ホームページや分別ガイドブックにおいて、処理困難物の適正排出に向けた情報提供を行うとともに、事業者による回収・引取を推進してきた。

今後も、市民に対して、処理困難物の適正排出に関する情報発信を行う。また、事業者による回収・引取を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法等による処理を行っていく。なお、個別物品については、新たな法整備等を考慮し、一般廃棄物処理実施計画において定める。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し情報提供及び指導を行う。 処理困難物については、必要により一般廃棄物処理実施計画で別途指定していく。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 行政や事業者の指導に従い適正に処理をする。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市民の適正処理のための情報提供及び指導を行う。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度) ~ 2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
処理困難物の適正処理	継続	継続				

【施策番号 25】 災害廃棄物対策 <拡充>

《これまでの取組と今後の方向性》

本市では、2019年（平成31年）3月に「災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時の災害廃棄物の基本的な方向性を定めている。本計画では、災害廃棄物処理計画に基づき、市民や事業者に向けた災害廃棄物の排出方法の情報提供を行い、理解と協力の確保に努めていくものとする。

また、災害廃棄物の仮置場の選定等について検討していくものとする。

《各主体の役割》

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮置場の抽出を行う。 ・災害廃棄物処理計画に基づいた情報提供を行う。
市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には災害廃棄物を適切に分別して仮置場へ搬入し，災害廃棄物等が速やかに回収できるように協力する。

《施策のスケジュール》

主な施策の内容	2016年度 (平成28年度)	～	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
災害廃棄物対策	調査・計画			継続				
初動マニュアル 作成			作成	周知				

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

1.1 生活排水処理の現状

1.1.1 生活排水処理フロー

生活排水処理フローは図 4-1-1、各し尿処理施設等の位置は図 4-1-2 に示すとおりである。

生活排水は、単独公共下水道及び流域関連公共下水道（以下「下水道」という。）、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽、みなし浄化槽、し尿処理施設で処理を行っている。

なお、し尿処理施設及び漁業集落排水処理施設で発生する汚泥は、焼却施設において、助燃剤として利用している。

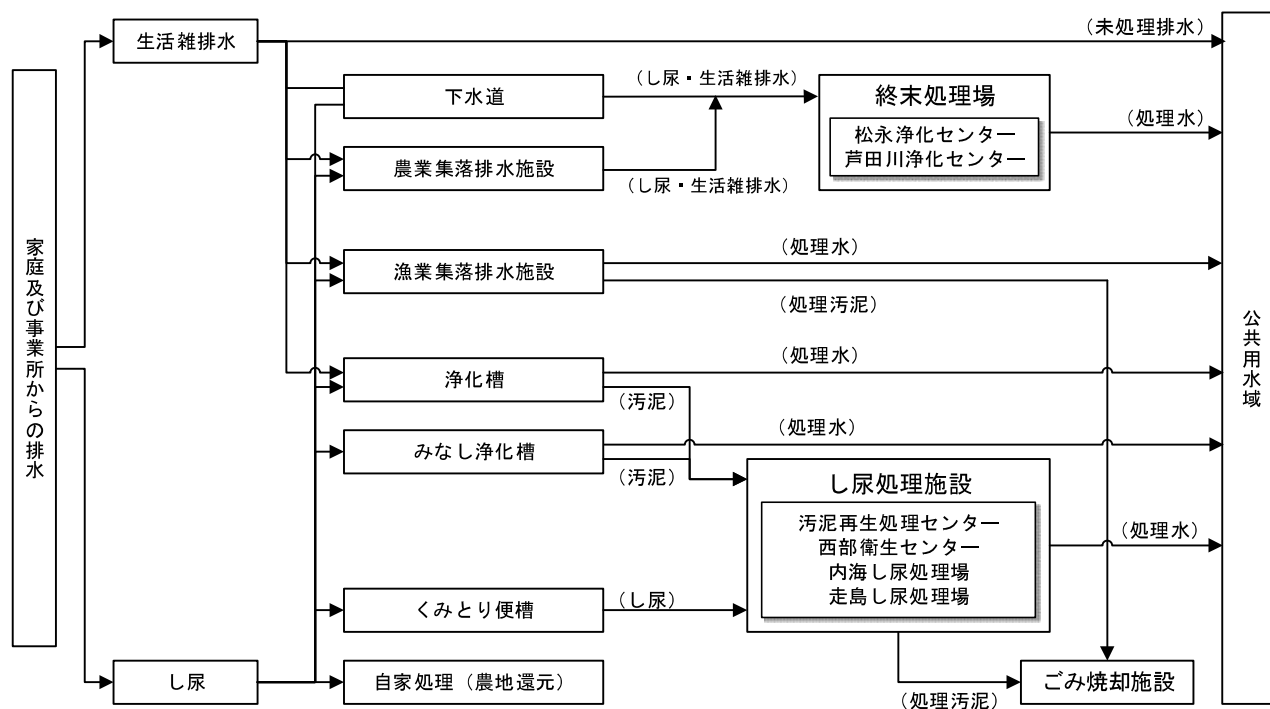


図 4-1-1 生活排水処理フロー（2020 年度〔令和 2 年度〕現在）

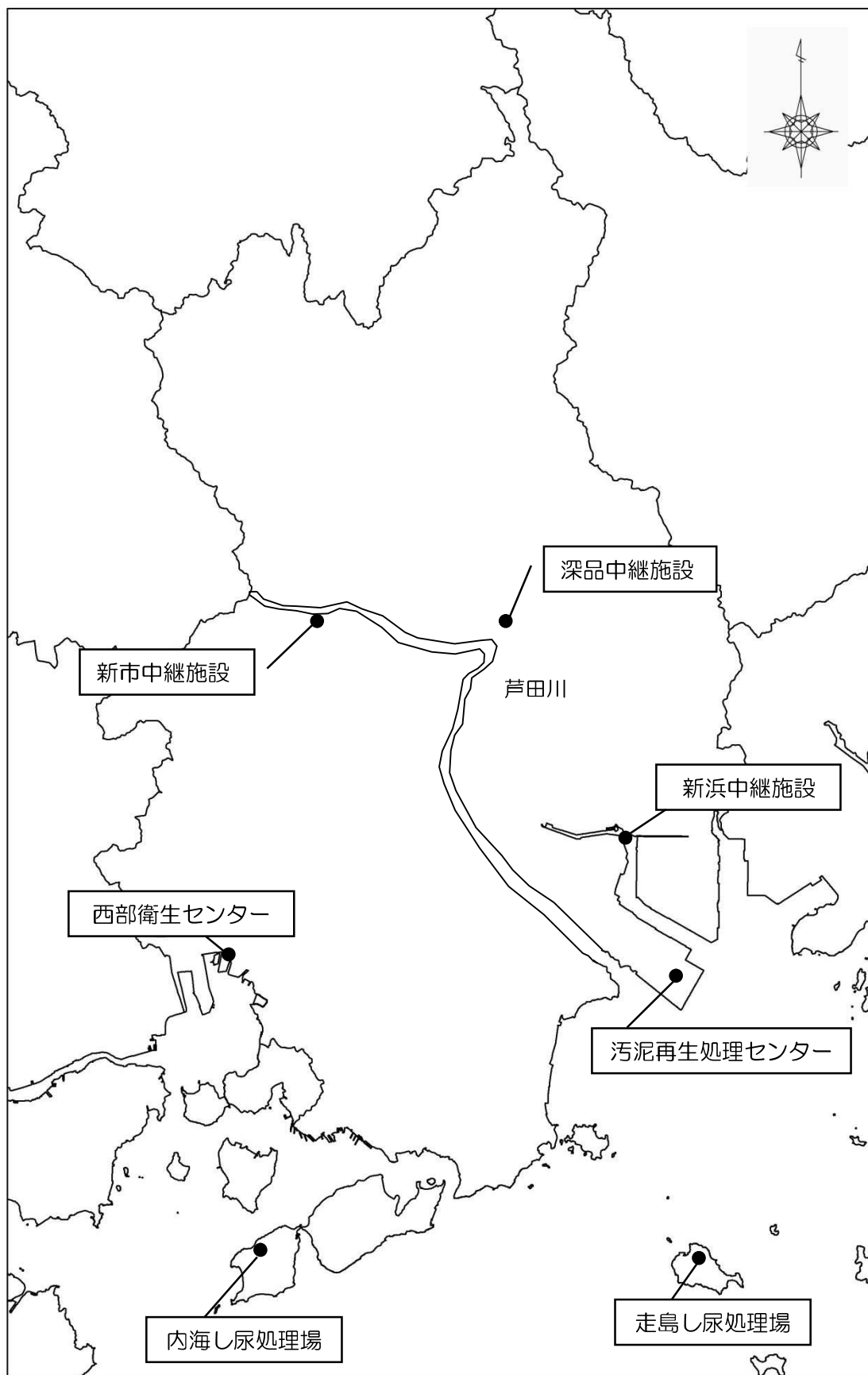


図 4-1-2 し尿処理施設等の位置図（2020 年度〔令和 2 年度〕現在）

1.1.2 処理形態別人口の推移

生活排水の処理形態別人口の推移は図 4-1-3、表 4-1-1 及び図 4-1-4 に示すとおりである。

本市の総人口は減少傾向で推移しているが、そのうち汚水衛生処理人口は増加傾向にある。なお、2019 年度（令和元年度）の汚水衛生処理率は 80.2%である。

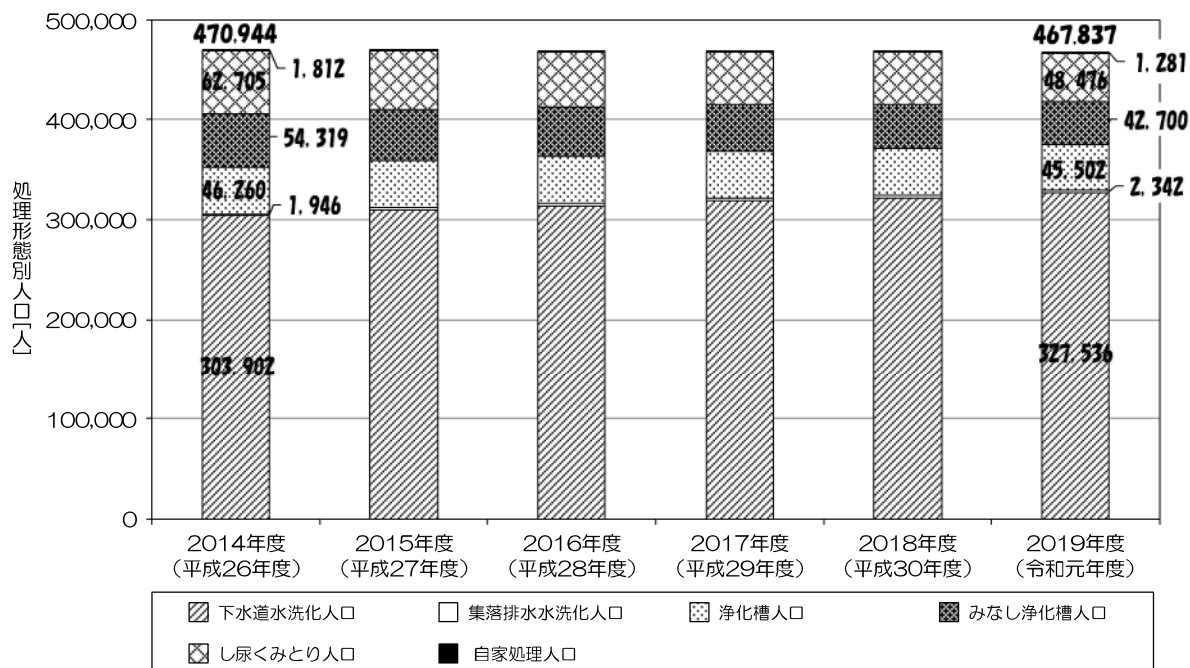


図 4-1-3 処理形態別人口の推移

表 4-1-1 処理形態別人口の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
汚水衛生処理人口 [人]	352,108	358,758	362,722
下水道水洗化人口	303,902	309,991	313,496
集落排水水洗化人口	1,946	2,185	2,194
浄化槽人口	46,260	46,582	47,032
汚水衛生未処理人口 [人]	118,836	111,872	106,777
みなし浄化槽人口	54,319	51,358	49,963
し尿くみとり人口	62,705	58,879	55,287
自家処理人口	1,812	1,635	1,527
総人口 [人]	470,944	470,630	469,499
汚水衛生処理率* [%]	74.8%	76.2%	77.3%
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
汚水衛生処理人口 [人]	368,548	371,687	375,380
下水道水洗化人口	318,745	321,324	327,536
集落排水水洗化人口	2,320	2,343	2,342
浄化槽人口	47,483	48,020	45,502
汚水衛生未処理人口 [人]	100,439	96,693	92,457
みなし浄化槽人口	46,658	44,164	42,700
し尿くみとり人口	52,395	51,176	48,476
自家処理人口	1,386	1,353	1,281
総人口 [人]	468,987	468,380	467,837
汚水衛生処理率* [%]	78.6%	79.4%	80.2%

* 汚水衛生処理率 = 汚水衛生処理人口 ÷ 総人口 × 100

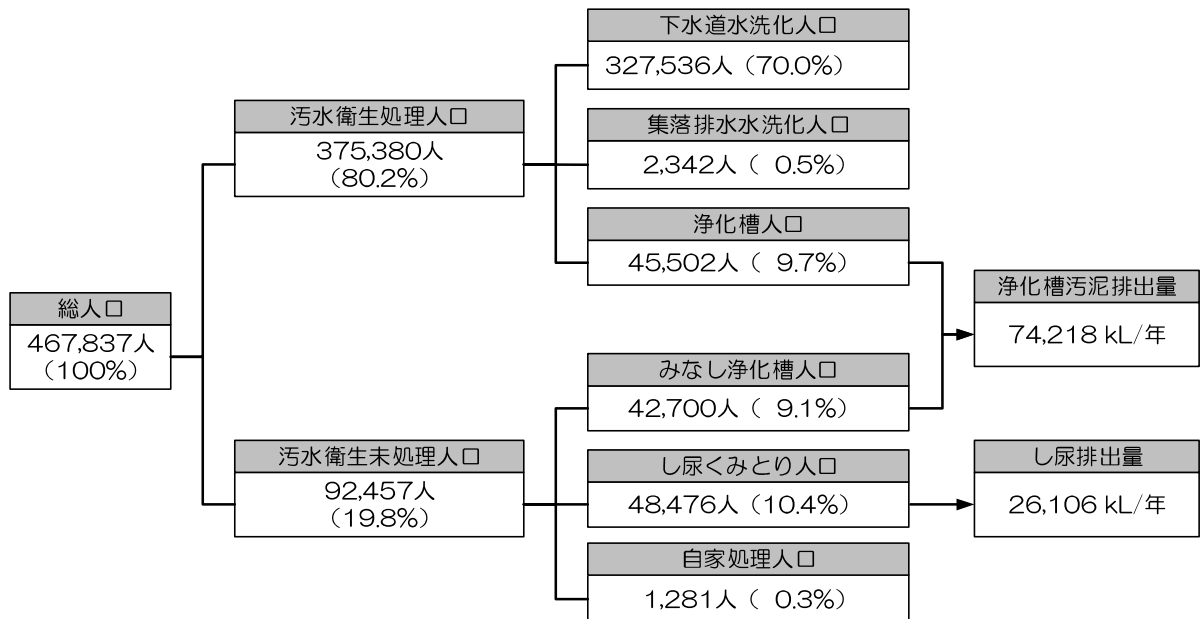


図 4-1-4 処理形態別人口 (2019年度〔令和元年度〕実績)

1.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、図 4-1-5 及び表 4-1-2 に示すとおりである。

し尿くみとり人口の減少により、排出量に占める浄化槽汚泥量の比率が高くなっている。

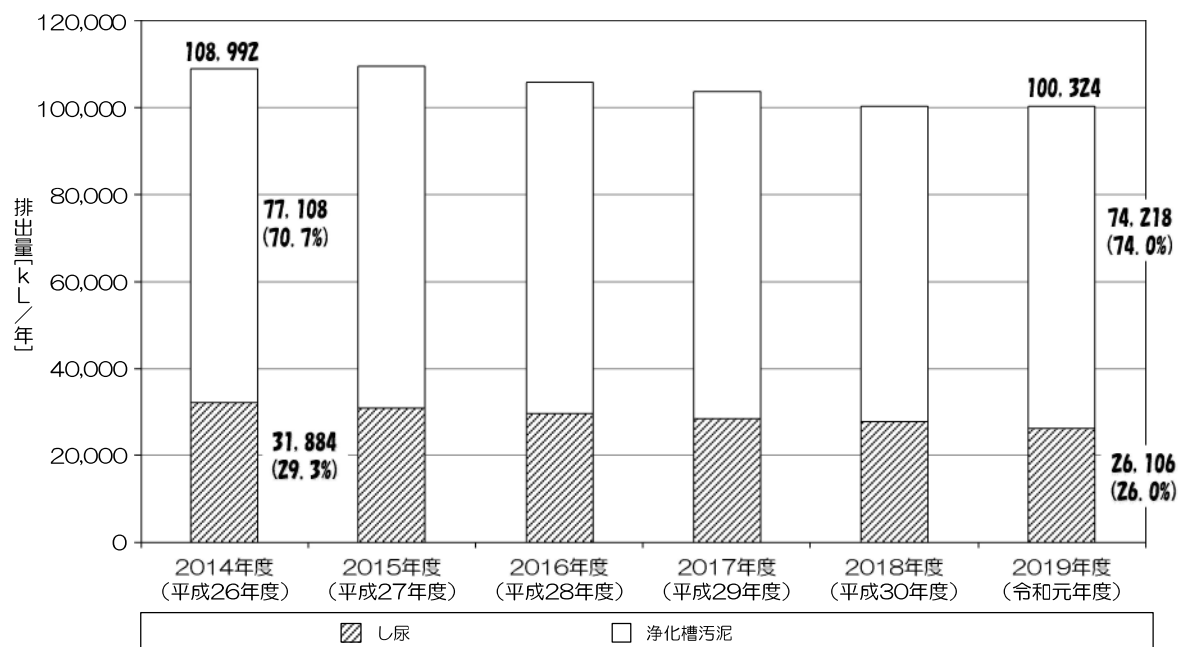


図 4-1-5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

表 4-1-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
し尿 [kL/年]	31,884	30,792	29,482
浄化槽汚泥 [kL/年]	77,108	78,758	76,494
合計 [kL/年]	108,992	109,550	105,976
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
し尿 [kL/年]	28,298	27,560	26,106
浄化槽汚泥 [kL/年]	75,489	72,717	74,218
合計 [kL/年]	103,787	100,277	100,324

1.1.4 し尿処理施設等の概要

し尿処理施設等の概要は、表 4-1-3、施設別処理量は、図 4-1-6 及び表 4-1-4 に示すとおりである。

本市には、し尿処理施設が 4 か所、中継施設が 3 か所ある。なお、し尿処理施設は、最も新しい施設で建設から 8 年、最も古い施設では 44 年が経過しており、一部の施設の老朽化が進んでいる。

し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量は、減少傾向にある。

表 4-1-3 (1) し尿処理施設等の概要 (し尿処理施設)

施設名	汚泥再生処理センター	西部衛生センター
所在地	箕沖町 107 番地 2	松永町七丁目 2 番 31 号
竣工年月	2013 年 (平成 25 年) 3 月	1978 年 (昭和 53 年) 7 月
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理	標準脱窒素処理 + 高度処理
処理能力	200kL/日	150kL/日
施設名	内海し尿処理場	走島し尿処理場
所在地	内海町岩谷 2540 番地	走島町道閑 11 番地
竣工年月	1993 年 (平成 5 年) 12 月	1977 年 (昭和 52 年) 3 月
処理形式	膜式高負荷脱窒素処理	好気性消化処理
処理能力	31kL/日	2kL/日

表 4-1-3 (2) し尿処理施設等の概要 (中継施設)

施設名	新市中継施設	新浜中継施設
所在地	新市町相方 78 番地	新浜町二丁目 3 番 3 号
竣工年月	2014 年 (平成 26 年) 3 月	2014 年 (平成 26 年) 7 月
貯留能力	140kL	240kL
施設名	深品中継施設	
所在地	神辺町川南 81 番地 1	
竣工年月	2017 年 (平成 29 年) 3 月	
貯留能力	490kL	

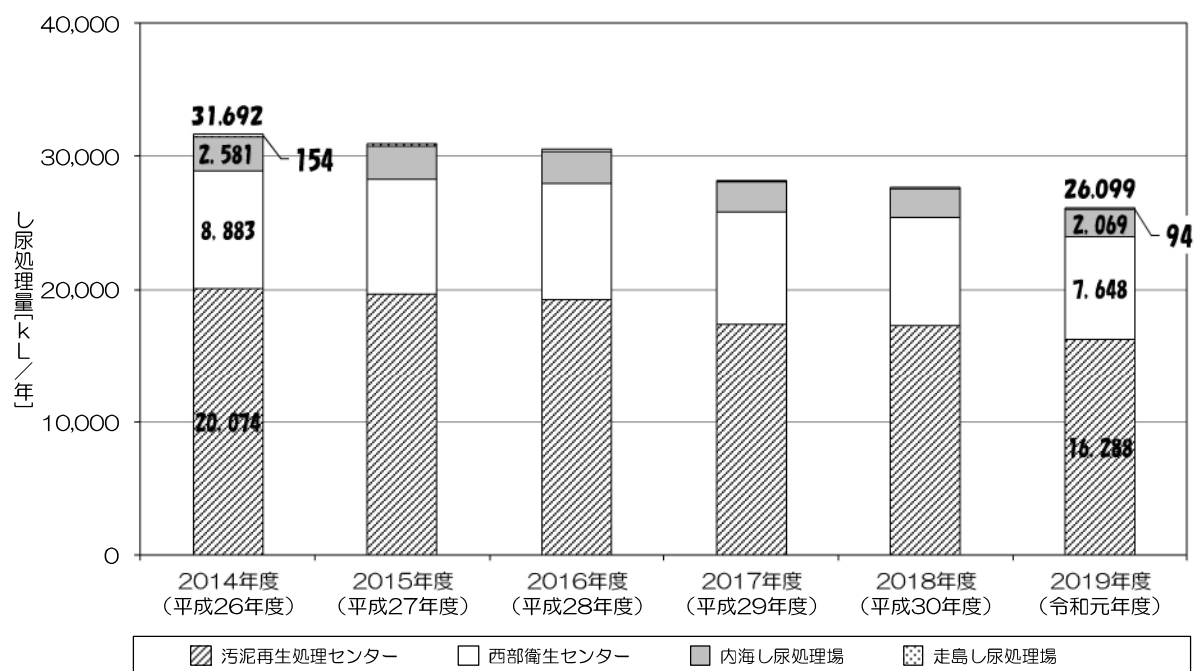


図 4-1-6 (1) 施設別処理量 (し尿)

表 4-1-4 (1) 施設別処理量 (し尿)

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
汚泥再生処理センター [kL/年]	20,074	19,693	19,236
西部衛生センター [kL/年]	8,883	8,618	8,758
内海し尿処理場 [kL/年]	2,581	2,481	2,413
走島し尿処理場 [kL/年]	154	135	130
合計 [kL/年]	31,692	30,927	30,537
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
汚泥再生処理センター [kL/年]	17,412	17,294	16,288
西部衛生センター [kL/年]	8,412	8,164	7,648
内海し尿処理場 [kL/年]	2,234	2,111	2,069
走島し尿処理場 [kL/年]	116	105	94
合計 [kL/年]	28,174	27,674	26,099

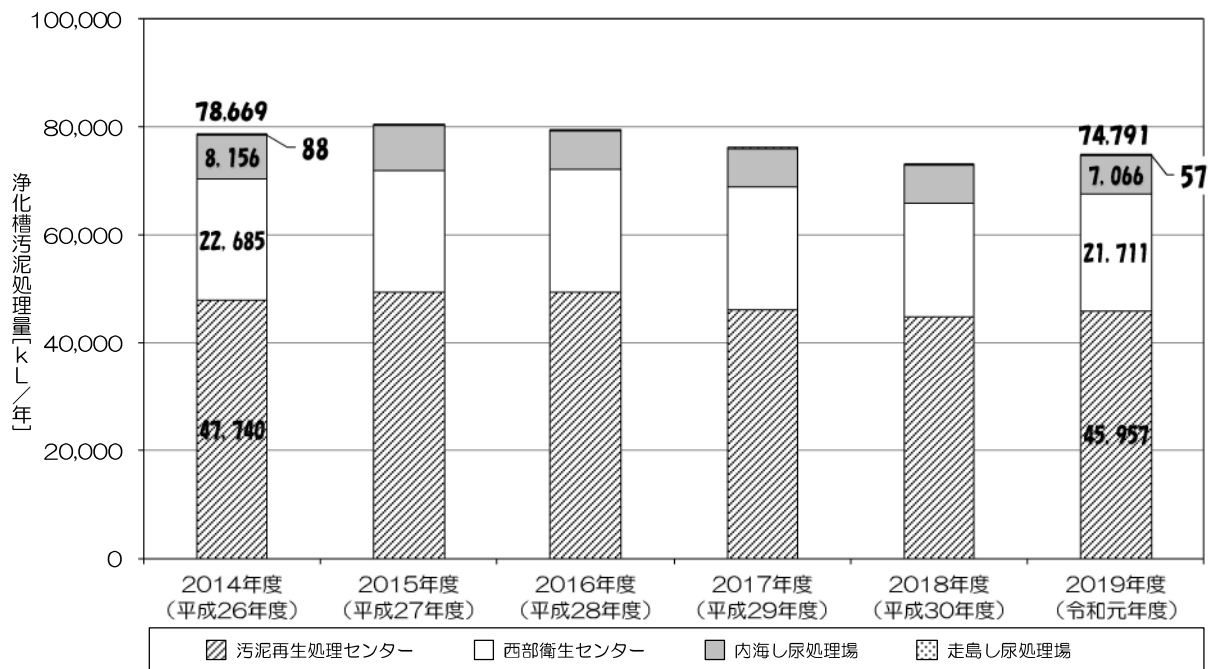


図 4-1-6 (2) 施設別処理量 (浄化槽汚泥)

表 4-1-4 (2) 施設別処理量 (浄化槽汚泥)

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
汚泥再生処理センター [kL/年]	47,740	49,370	49,289
西部衛生センター [kL/年]	22,685	22,521	22,768
内海し尿処理場 [kL/年]	8,156	8,355	7,317
走島し尿処理場 [kL/年]	88	82	78
合計 [kL/年]	78,669	80,328	79,452
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
汚泥再生処理センター [kL/年]	46,042	44,825	45,957
西部衛生センター [kL/年]	22,932	20,979	21,711
内海し尿処理場 [kL/年]	6,886	7,156	7,066
走島し尿処理場 [kL/年]	69	60	57
合計 [kL/年]	75,929	73,020	74,791

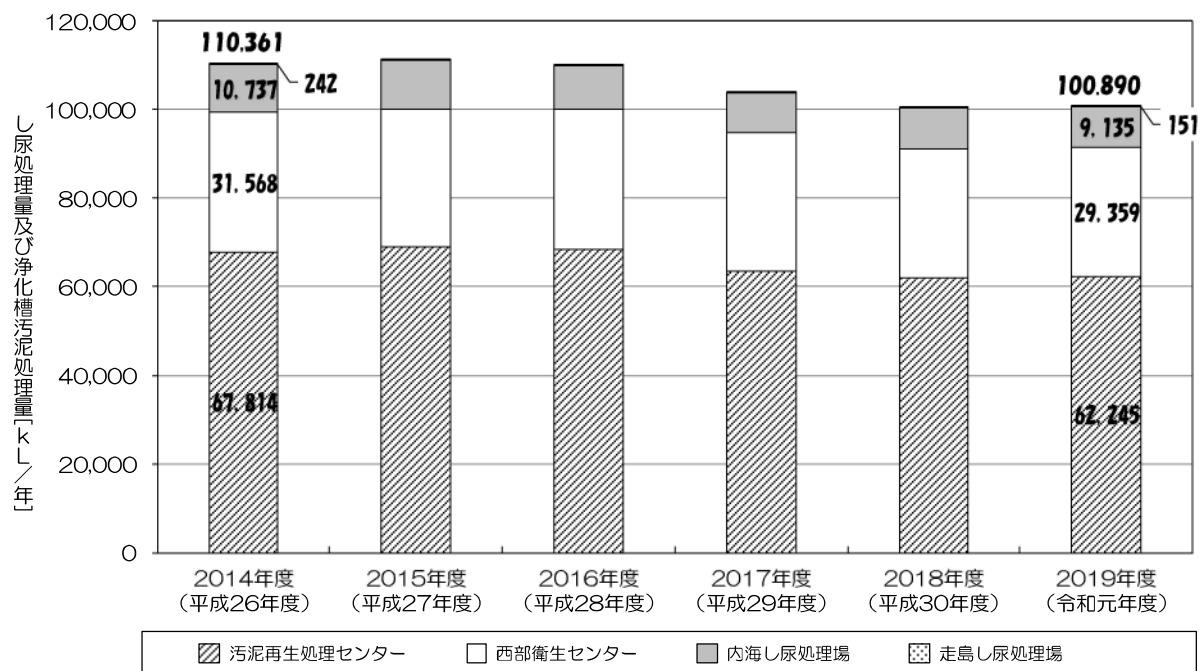


図 4-1-6 (3) 施設別処理量（し尿及び浄化槽汚泥）

表 4-1-4 (3) 施設別処理量（し尿及び浄化槽汚泥）

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
汚泥再生処理センター [kL/年]	67,814	69,063	68,525
西部衛生センター [kL/年]	31,568	31,139	31,526
内海し尿処理場 [kL/年]	10,737	10,836	9,730
走島し尿処理場 [kL/年]	242	217	208
合計 [kL/年]	110,361	111,255	109,989
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
汚泥再生処理センター [kL/年]	63,454	62,119	62,245
西部衛生センター [kL/年]	31,344	29,143	29,359
内海し尿処理場 [kL/年]	9,120	9,267	9,135
走島し尿処理場 [kL/年]	185	165	151
合計 [kL/年]	104,103	100,694	100,890

1.2 生活排水処理の課題

1.2.1 汚水衛生処理率の向上

汚水衛生処理率は、2014年度（平成26年度）から2019年度（令和元年度）にかけて増加傾向で推移しているが、行政区域内人口の約20%が生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況にある。

このため、汚水衛生処理率の向上に向けて、下水道の整備や下水道水洗化率の向上に取り組むとともに、みなし浄化槽人口やし尿くみとり人口に対して、浄化槽への転換を促す必要がある。

1.2.2 し尿処理体制の構築

2013年（平成25年）4月から汚泥再生処理センターの稼働を開始したが、西部衛生センターは稼働後42年経過、内海し尿処理場は稼働後27年経過、走島し尿処理場は稼働後44年経過しており、老朽化が進行している状況にある。

このため、国や県の動向を踏まえた新たなし尿処理体制を構築する必要がある。

2 生活排水処理計画

2.1 基本方針

生活排水処理に係る課題を解決するため、基本方針を次のとおり掲げ、施策を展開する。

基本方針①:下水道の整備を推進する

市街化区域内の人口密集地域等において、計画的に下水道の整備を行うとともに、未接続となっている家庭等に対し、接続を働きかける。

基本方針②:浄化槽の設置を推進する

下水道及び集落排水区域以外の地域においては、浄化槽による処理を行うものとし、生活雑排水を未処理のまま放流するみなし浄化槽やくみとり便槽を設置している管理者については、生活雑排水の適正な処理を進めるため、浄化槽への転換を推進する。

基本方針③:生活排水処理に関する啓発活動を推進する

水環境を保全するうえでの生活排水処理の役割等について、市民の理解と関心を深めるための啓発活動を推進する。

2.2 生活排水処理の目標

生活排水の処理は、生活環境の保全上、きわめて重要な課題の一つであるため、関連計画及び地域の実情に対応した処理形態を整備していく。

生活排水処理の目標は、表 4-2-1 に示すとおりである。

本計画では、これまでの実績を踏まえ、人口推計の見直しを行い、計画目標年度の汚水衛生処理率を 84.0%にすることを目標とする。

表 4-2-1 生活排水処理の目標

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
汚水衛生処理率[%]	74.8	80.2	84.0

2.3 処理形態別人口の見込み

2.3.1 将来予測の方法

処理形態別人口の将来予測の方法は、図 4-2-1 に示すとおりである。

下水道水洗化人口は担当部局が設定する水洗化率を用いて算出した。また、集落排水水洗化人口、浄化槽人口、し尿くみとり人口及び自家処理人口は、トレンド推計法により将来予測を行った。みなし浄化槽人口は、総人口からみなし浄化槽人口以外の人口を差し引いた数値とした。

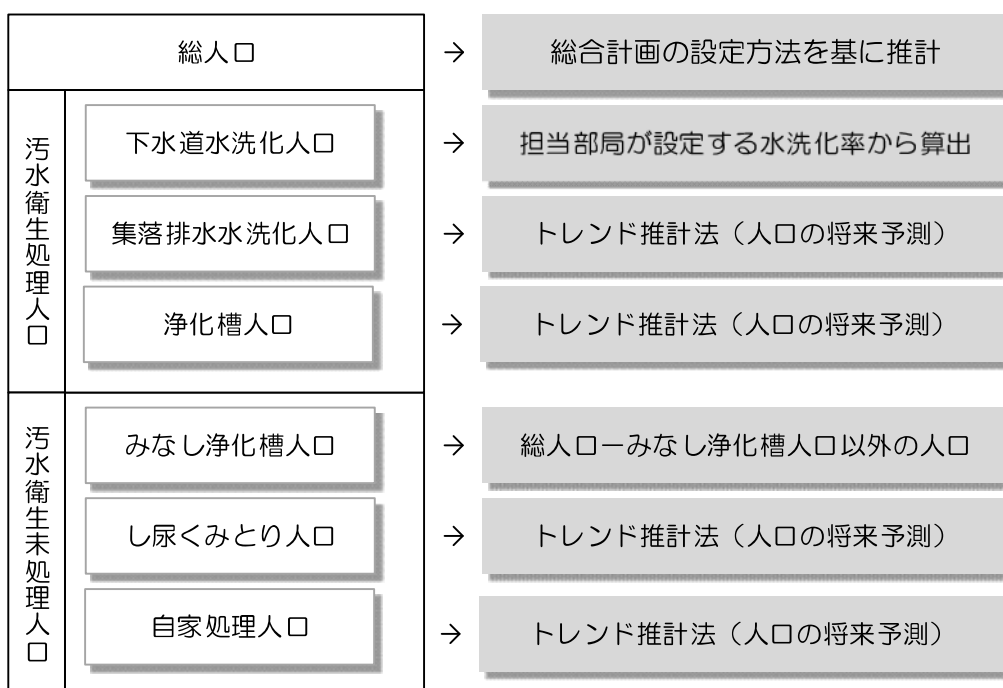


図 4-2-1 処理形態別人口の将来予測の方法

2.3.2 将来予測の結果

処理形態別人口の将来予測の結果は、図 4-2-2、表 4-2-2 及び図 4-2-3 に示すとおりである。

下水道水洗化人口、集落排水水洗化人口及び浄化槽人口は増加傾向、みなし浄化槽人口、し尿くみとり人口及び自家処理人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

なお、計画目標年度における汚水衛生処理率は、84.0%である。

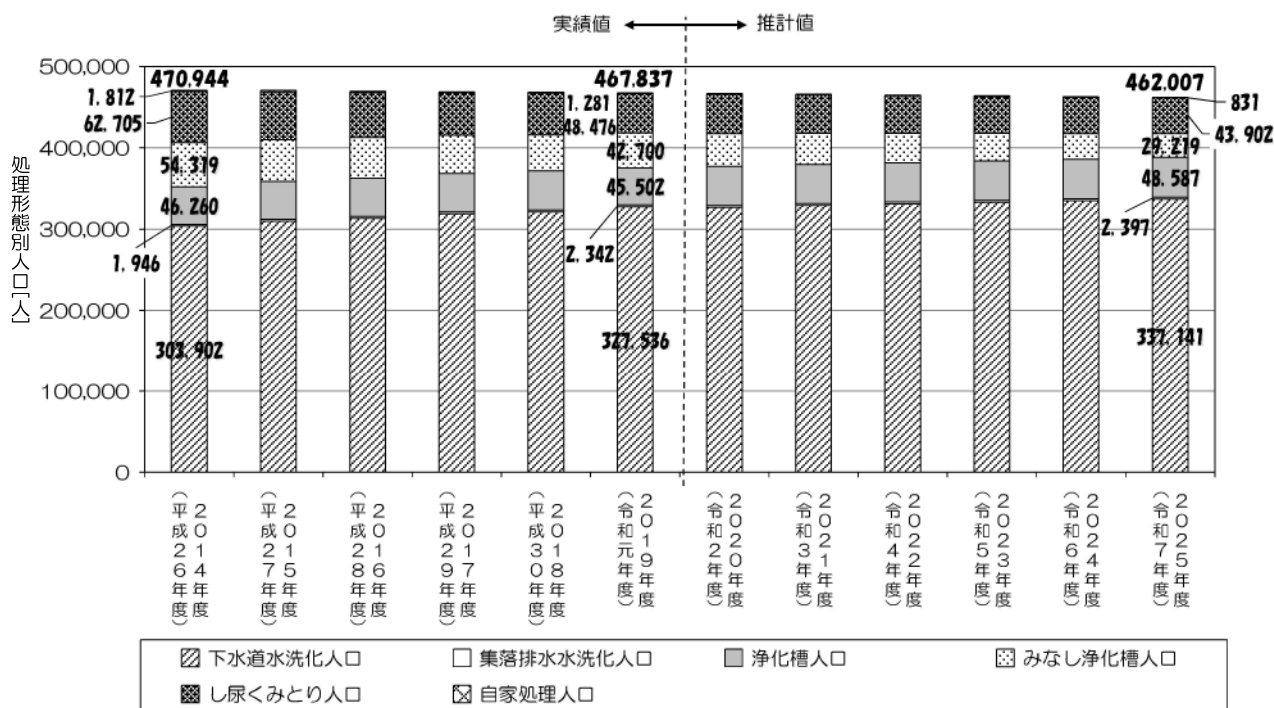


図 4-2-2 処理形態別人口の将来予測結果

表 4-2-2 処理形態別人口の将来予測結果

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
汚水衛生処理人口 [人]	352,108	375,380	388,125
下水道水洗化人口	303,902	327,536	337,141
集落排水水洗化人口	1,946	2,342	2,397
浄化槽人口	46,260	45,502	48,587
汚水衛生未処理人口 [人]	118,836	92,457	73,952
みなし浄化槽人口	54,319	42,700	29,219
し尿くみとり人口	62,705	48,476	43,902
自家処理人口	1,812	1,281	831
総人口 [人]	470,944	467,837	462,077
汚水衛生処理率* [%]	74.8	80.2	84.0

* 汚水衛生処理率 = 汚水衛生処理人口 ÷ 総人口 × 100

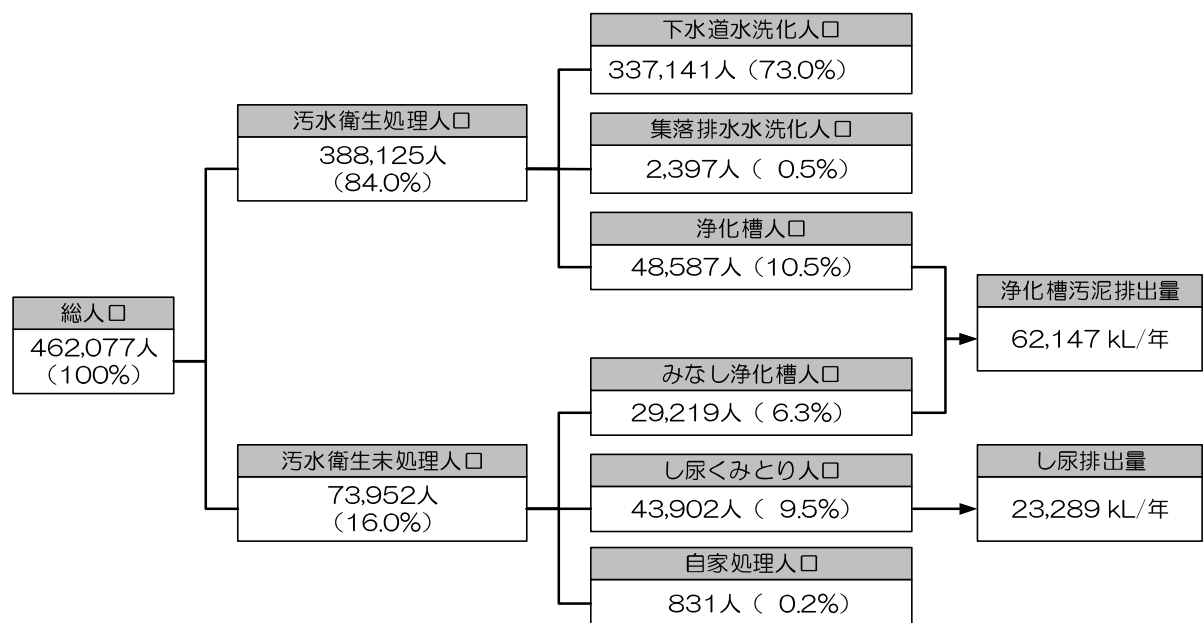


図 4-2-3 処理形態別人口（2025 年度〔令和 7 年度〕）

2.4 処理主体

処理施設別の処理主体は、表 4-2-3 に示すとおりとする。

表 4-2-3 処理主体

処理施設の種類	処理主体
下水道	福山市
農業集落排水施設	福山市
漁業集落排水施設	福山市
浄化槽	管理者（個人・事業所等）
みなし浄化槽	管理者（個人・事業所等）
し尿処理施設	福山市

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

3.1 収集運搬計画

3.1.1 目標

し尿及び浄化槽汚泥については、環境衛生に配慮し、速やかに収集運搬を実施することにより、市民サービスの向上に努めてきた。

今後も、環境衛生に配慮した収集運搬を継続させるものとする。

3.1.2 収集区域

収集区域は、市内全域とする。

3.1.3 収集運搬体制

現在、し尿は委託及び許可業者、また、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行っている。

今後、し尿及び浄化槽汚泥収集量は減少すると予想している。また、し尿処理施設の今後の方向性の検討内容を踏まえ、状況に応じた適切な収集運搬体制を構築する。

3.2 中間処理計画

3.2.1 目標

既存のし尿処理施設の維持補修を行いながら、安定かつ適正な処理に努めてきた。一方、一部の施設の老朽化が著しいことから、新たなし尿処理体制について検討する必要がある。

今後も、適時し尿処理施設の維持補修を行い、安定かつ適正な処理を継続するとともに、し尿処理施設の今後の方向性について検討していくものとする。

3.2.2 実施主体

中間処理の実施主体は、福山市とする。

3.2.3 目標年度における中間処理量

(1) 将来予測の手順

し尿排出量は、トレンド推計法により、1人1日当たりのし尿排出量にし尿くみとり人口の将来予測結果を乗じることで推計した。

また、浄化槽汚泥排出量は、トレンド推計法により、1人1日当たりの浄化槽汚泥排出量の将来予測を行い、浄化槽人口とみなし浄化槽人口の将来予測結果を乗じることで推計した。

(2) 将来予測の結果

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測の結果は、図 4-3-1 及び表 4-3-1 に示すとおりである。

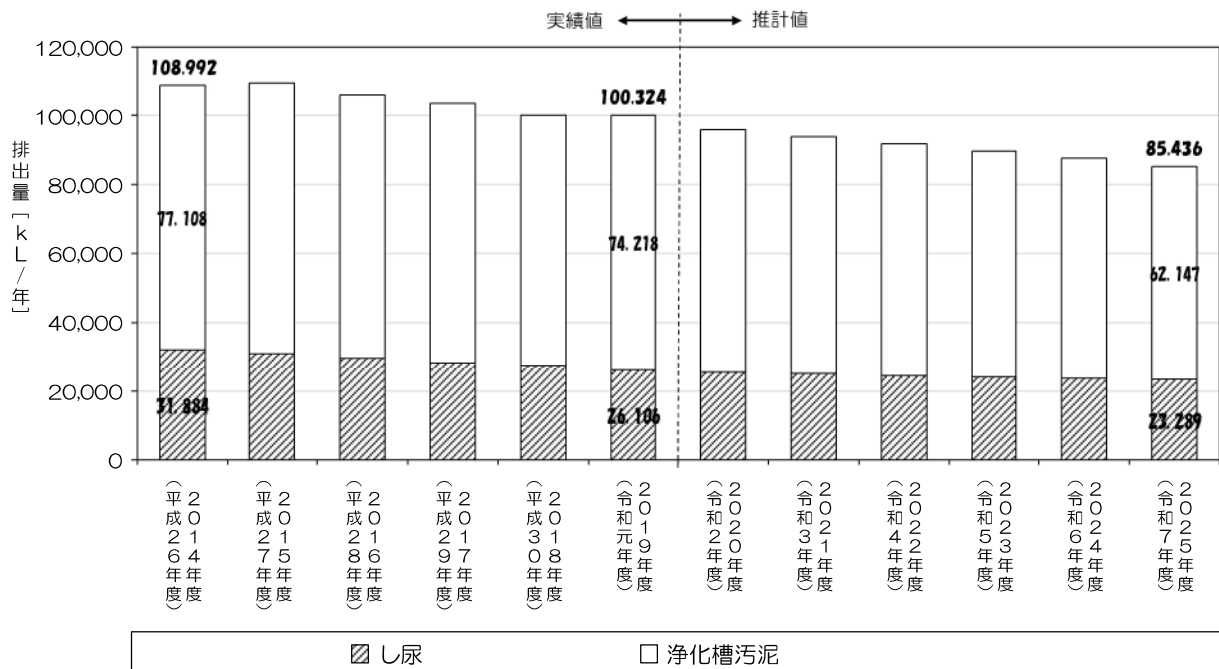


図 4-3-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測結果

表 4-3-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測結果

	2014 年度 (平成 26 年度) 実績値	2019 年度 (令和元年度) 実績値	2025 年度 (令和 7 年度) 推計値
し尿[kL/年]	31,884	26,106	23,289
浄化槽汚泥[kL/年]	77,108	74,218	62,147

3.3 最終処分計画

し尿処理施設で発生する汚泥を助燃剤として利用し、し渣等の残渣を焼却処理後、適正に処理してきた。今後も、処理体制を継続させるものとする。

4 その他

浄化槽の適正な使用方法や維持管理等についてホームページや広報紙等を活用した啓発活動を行ってきた。今後も、浄化槽の適正な使用方法や維持管理等についてホームページなど様々な媒体を活用し、幅広く周知啓発を行うものとする。

第5章 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより継続的に計画の点検・評価、見直しを行う。

【一般廃棄物処理基本計画の策定（Plan）】

福山市廃棄物減量等推進審議会や市民等の意見を参考に、一般廃棄物処理基本計画を策定する。策定に当たっては、計画の趣旨、目的、目標について市民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るように努める。

また、策定された一般廃棄物処理基本計画は、ホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供により、廃棄物に関係を有する廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知していく。

【施策の実行（Do）】

一般廃棄物処理基本計画に従って、ごみの排出抑制、資源化等に関する施策を実施するとともに、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、適切に処理していく。

【評価（Check）】

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対して公表していく。

【見直し（Act）】

評価を踏まえて、概ね5年毎又は計画策定の諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

見直しに当たっては、評価を踏まえて策定された計画について市民や事業者に対して説明し、理解と協力を得るように努める。

福山市一般廃棄物処理基本計画

2016年（平成28年）3月 策定

2021年（令和3年）3月 改定

福山市経済環境局環境部環境総務課